

衆議院 第一百五十五回国会 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第二号

平成十四年十一月十一日(月曜日) 午後一時三分開議

出席委員

委員長 鳩山 邦夫君

理事 木村 太郎君 久間 章生君

理事 中谷 元君 浜田 靖一君

理事 伊藤 英成君 渡辺 周君

理事 赤松 正雄君

荒巻 隆三君 岩屋 毅君

白井日出男君 奥山 茂彦君

嘉数 知賢君 金子 一義君

近藤 基彦君 竹本 直一君

谷田 武彦君 西川 京子君

萩山 教嚴君 林 省之介君

原田 義昭君 松島みどり君

森岡 正宏君 山口 泰明君

山本 明彦君 吉川 貴盛君

枝野 幸男君 大石 尚子君

川端 達夫君 桑原 豊君

玄葉光一郎君 首藤 信彦君

末松 義規君 筒井 信隆君

中野 寛成君 長浜 博行君

前原 誠司君 上田 勇君

田端 正広君 西 博義君

中塚 一宏君 樋高 剛君

木島日出夫君 児玉 健次君

今川 正美君 日森 文尋君

井上 喜一君

國務大臣 (内閣官房長官)

福田 康夫君

國務大臣 (防衛庁長官)

石破 茂君

防衛庁副長官 赤城 徳彦君

外務副大臣 矢野 哲朗君

政府特別補佐人 (内閣法制局長官) 秋山 收君

政府参考人 (防衛庁防衛参事官) 大井 篤君

政府参考人 (防衛庁運用局長) 守屋 武昌君

政府参考人 (防衛省大臣官房参事官) 西川 徹矢君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 齋木 昭隆君

政府参考人 (外務省総合外交政策局長) 面田 恒夫君

政府参考人 (外務省北米局長) 海老原 紳君

政府参考人 (外務省中東アフリカ局長) 安藤 裕康君

衆議院調査局武力攻撃事態への対処に関する特別調査室長 小倉 敏正君

委員の異動

十一月八日

竹本 直一君 補欠選任 荒巻 隆三君

同月十一日 菅 義偉君 補欠選任 竹本 直一君

菅 義偉君 竹本 直一君

中本 太衛君 谷田 武彦君

伊藤 忠治君 長浜 博行君

肥田美代子君 大石 尚子君

白保 台一君 西 博義君

赤嶺 政賢君 児玉 健次君

東門美津子君 日森 文尋君

同日 竹本 直一君 補欠選任 菅 義偉君

谷田 武彦君 中本 太衛君

大石 尚子君 肥田美代子君

同日 竹本 直一君 菅 義偉君

谷田 武彦君 中本 太衛君

大石 尚子君 肥田美代子君

長浜 博行君 伊藤 忠治君  
西 博義君 白保 台一君  
児玉 健次君 赤嶺 政賢君  
日森 文尋君 東門美津子君

同(不破哲三君紹介)(第七三〇号)  
同(藤木洋子君紹介)(第七四〇号)  
同(矢島恒夫君紹介)(第七五〇号)  
同(山口富男君紹介)(第七六〇号)  
同(春名真章君紹介)(第七七〇号)  
同(小沢和秋君紹介)(第七八〇号)  
同(木島日出夫君紹介)(第七九〇号)  
同(児玉健次君紹介)(第八〇〇号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第八一〇号)  
同(志位和夫君紹介)(第八二〇号)  
同(塩川鉄也君紹介)(第八三〇号)  
同(中林よし子君紹介)(第八四〇号)  
同(春名真章君紹介)(第八五〇号)  
同(不破哲三君紹介)(第八六〇号)  
同(藤木洋子君紹介)(第八七〇号)  
同(松本善明君紹介)(第八八〇号)  
同(吉井英勝君紹介)(第八九〇号)  
有事関連法案反対に関する請願(木島日出夫君紹介)(第九〇〇号)

十一月五日  
有事関連法案反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第七号)  
同(石井郁子君紹介)(第八号)  
同(小沢和秋君紹介)(第九号)  
同(大幡基夫君紹介)(第一〇号)  
同(大森猛君紹介)(第一一号)  
同(木島日出夫君紹介)(第一二号)  
同(児玉健次君紹介)(第一三号)  
同(穀田恵二君紹介)(第一四号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第一五号)  
同(志位和夫君紹介)(第一六号)  
同(塩川鉄也君紹介)(第一七号)  
同(中林よし子君紹介)(第一八号)  
同(春名真章君紹介)(第一九号)  
同(不破哲三君紹介)(第二〇号)  
同(藤木洋子君紹介)(第二一号)  
同(松本善明君紹介)(第二二号)  
同(矢島恒夫君紹介)(第二三号)  
同(山口富男君紹介)(第二四号)  
同(吉井英勝君紹介)(第二五号)  
同(小沢和秋君紹介)(第二六号)  
同(大森猛君紹介)(第二七号)  
同(穀田恵二君紹介)(第二八号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第二九号)  
同(志位和夫君紹介)(第三〇号)  
同(塩川鉄也君紹介)(第三一号)  
同(瀬古由起子君紹介)(第三二号)  
同(春名真章君紹介)(第三三号)

同(不破哲三君紹介)(第七三〇号)  
同(藤木洋子君紹介)(第七四〇号)  
同(矢島恒夫君紹介)(第七五〇号)  
同(山口富男君紹介)(第七六〇号)  
同(春名真章君紹介)(第七七〇号)  
同(小沢和秋君紹介)(第七八〇号)  
同(木島日出夫君紹介)(第七九〇号)  
同(児玉健次君紹介)(第八〇〇号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第八一〇号)  
同(志位和夫君紹介)(第八二〇号)  
同(塩川鉄也君紹介)(第八三〇号)  
同(中林よし子君紹介)(第八四〇号)  
同(春名真章君紹介)(第八五〇号)  
同(不破哲三君紹介)(第八六〇号)  
同(藤木洋子君紹介)(第八七〇号)  
同(松本善明君紹介)(第八八〇号)  
同(吉井英勝君紹介)(第八九〇号)  
有事関連法案反対に関する請願(中林よし子君紹介)(第九〇〇号)  
同(児玉健次君紹介)(第九一〇号)  
同(松本善明君紹介)(第九二〇号)  
同(山内恵子君紹介)(第九三〇号)  
同(今川正美君紹介)(第九四〇号)  
同(土井たか子君紹介)(第九五〇号)  
同(土肥隆一君紹介)(第九六〇号)  
有事関連法案反対に関する請願(中林よし子君紹介)(第九七〇号)  
同(大森猛君紹介)(第九八〇号)  
同(山口富男君紹介)(第九九〇号)  
有事立法と憲法改悪反対に関する請願(佐々木秀典君紹介)(第一〇〇〇号)  
有事立法と憲法改悪反対に関する請願(大出彰君紹介)(第一〇一〇号)  
は本委員会に付託された。

十月二十一日

核兵器廃絶と有事法制反対に関する意見書(沖縄県多良間村議会)(第一〇二二号)  
 憲法第九条を守り、有事法制の立法化を行わないように求めることに関する意見書(福岡県大平村議会)(第一〇二二二号)  
 有事法制の立法化を行わないよう求めることに関する意見書(岩手県金ヶ崎町議会)(第一〇二二三号)  
 有事法制の立法化反対に関する意見書(秋田県雄物川町議会)(第一〇二四号)  
 有事法制について慎重審議に関する意見書(福島県桑折町議会)(第一〇二五号)  
 有事法制三法案の慎重審議に関する意見書(新潟県金井町議会)(第一〇二六号)  
 有事法制の慎重審議に関する意見書(兵庫県黒田庄町議会)(第一〇二七号)  
 有事関連三法案の慎重な取扱いに関する意見書(愛媛県伊予三島市議会)(第一〇二八号)  
 有事法制の慎重審議に関する意見書(沖縄県多良間村議会)(第一〇二九号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(岩手県衣川村議会)(第一〇三〇号)  
 憲法の理念に基づく平和外交の推進と有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(秋田県比内町議会)(第一〇三二号)  
 有事法制三法案に対し慎重且つ十分な審議と対応に関する意見書(埼玉県児玉町議会)(第一〇三二二号)  
 有事関連三法案について慎重審議に関する意見書(千葉県松戸市議会)(第一〇三三三号)  
 有事関連三法案反対に関する意見書(東京都東久留米市議会)(第一〇三四号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(長野県堀金村議会)(第一〇三五五号)  
 有事法制関連法案の慎重審議に関する意見書(長野県中条村議会)(第一〇三六六号)  
 有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(岐阜県兼山町議会)(第一〇三七七号)

有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(静岡県長泉町議会)(第一〇三八八号)  
 有事法制三法案の慎重審議に関する意見書(静岡県蒲原町議会)(第一〇三九九号)  
 有事法制関連法案の慎重審議に関する意見書(三重県海山町議会)(第一〇四〇〇号)  
 有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(兵庫県淡路町議会)(第一〇四一〇号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(島根県浜田市議会)(第一〇四二一〇号)  
 有事法制関連三法案の廃案に関する意見書(岡山県寄島町議会)(第一〇四三三〇号)  
 有事法制関連三法案に関する意見書(広島県東広島市議会)(第一〇四四四〇号)  
 有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(広島県比和町議会)(第一〇四四五〇号)  
 有事関連三法案反対に関する意見書(福岡県行橋市議会)(第一〇四六六〇号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(熊本県益城町議会)(第一〇四七七〇号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(鹿児島県指宿市議会)(第一〇四八八〇号)  
 同月二十四日  
 有事法制立法化について慎重審議に関する意見書(埼玉県深谷市議会)(第一六一八八号)  
 有事法制関連法案に関する意見書(岐阜県中津川市議会)(第一六一九九号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(広島県竹原市議会)(第一六二〇〇号)  
 有事関連三法案に関する意見書(鹿児島県下飯村議会)(第一六二二二号)  
 同月三十日  
 有事関連法案を次期臨時国会で採択せず、慎重審議に関する意見書(宮城県南の方町議会)(第一一八八号)  
 有事法制三法案の慎重審議に関する意見書(神奈川県寒川町議会)(第二二八九九号)  
 有事関連法案の強行成立に反対し、廃案を求めることに関する意見書(福島県大信村議会)(第一

二一九〇号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(新潟県新津市議会)(第二一九一〇号)  
 有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(岐阜県八幡町議会)(第二一九二二〇号)  
 有事法制関連法案の慎重審議に関する意見書(三重県鈴鹿市議会)(第二一九三三〇号)  
 有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(岡山県真備町議会)(第二一九四四〇号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第二一九五五〇号)  
 十一月六日  
 有事関連法案を次期臨時国会で採択せず、慎重審議に関する意見書(宮城県七ヶ宿町議会)(第二七七六〇号)  
 有事法制について慎重審議に関する意見書(山形県新庄市議会)(第二七七七〇号)  
 有事法制三法案の慎重審議に関する意見書(東京都日野市議会)(第二七七七八〇号)  
 有事法制の慎重審議に関する意見書(奈良県香芝市議会)(第二七七九〇号)  
 有事法制の制定反対に関する意見書(秋田県山内村議会)(第二七八〇〇号)  
 有事関連法案の強行成立に反対し、地方の意見を尊重した慎重審議に関する意見書(福島県白河市議会)(第二七八一〇号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(静岡県天竜市議会)(第二七八二二〇号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(福岡県豊前市議会)(第二七八三三〇号)  
 有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(静岡県小山町議会)(第二七八四四〇号)  
 本日の会議に付した案件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八七号)  
 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並び

に国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八八号)  
 自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八九号)  
 ○鳩山委員長 これより会議を開きます。  
 第百五十四回国会、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。  
 お諮りいたします。  
 各案につきましては、前国会において既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
 ○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案  
 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案  
 自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
 (本号末尾に掲載)  
 ○鳩山委員長 この際、福田内閣官房長官及び石破防衛庁長官より、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。福田内閣官房長官。  
 ○福田内閣官房長官 第百五十五回国会、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。  
 武力攻撃事態を含め、国家の緊急事態に対処し得るよう必要な備えをしておくことは、独立国としての当然の重要な課題であります。また、我が

国をめぐる安全保障環境が依然として不透明、不確実な中で、昨年の米国同時多発テロや武装不審船事案は、国民に大きな不安を与え、ともに、新たな危機に備えることの重要性を再認識させることとなりました。

このような昨今の情勢を踏まえ、いかなる事態にも対処できる安全な国づくりを平素から総合的、計画的に進めておくことが必要であり、とりわけ武力攻撃事態に対処するための法制は、国家国民にとって最も重大な事態に備えるという意味で、国家の緊急事態への対処の基礎をなすものと考えております。

本年四月に国会に提出いたしました武力攻撃事態対処法案等のいわゆる有事関連三法案につきましては、さきの通常国会で精力的な御審議をいただきましたが、継続審査の扱いとなったところであり、政府としては、いかなる事態にもすき間なく対応できる安全な国づくりを進めるため、これらの法案がぜひとも必要であると考えております。

これらの法案に対しては、さきの通常国会においてさまざまな御意見が提起されましたが、政府としては、それらの御意見も踏まえ、国民の保護のための法制などの個別の法制についても、その内容を深める作業を進めてきたところでございます。特に、国民の保護のための法制につきましても、国民の権利義務とも深い関係を有することから、政府としての考え方を前広にお示しする必要があると考えております。

法制の基本的な考え方としては、武力攻撃事態における国民の保護について国の責任を明確化するとともに、地方公共団体、指定公共機関や国民のそれぞれの役割についても具体的に定めることとしております。また、国民の権利及び義務に関する措置についても明らかにしてまいります。

政府としては、国会において有事関連三法案の議論を十分に進めていただくため、このような考え方を内容とする法制の輪郭をお示しすることと

しており、委員会からお求めがあれば、資料として提出いたします。

私は、防衛力の本質である抑止力を最大限發揮すべく、各種事態に適切に対応できる自衛隊を構築いたしますとともに、日米安全保障体制の実効性を向上させてまいります。加えて、国際社会における平和への取り組みに積極的に寄与し、内外の期待にこたえてまいります。

委員長初め理事、委員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

各種事態、中でも武力攻撃事態に適切に対応できる自衛隊の構築のためには、法制面や運用面における十分な体制の整備が不可欠であります。かかる観点から、さきの通常国会において、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。

○鳩山委員長 石破防衛庁長官。  
○石破防衛大臣 鳩山委員長を初めとする委員の皆様方に一言ごあいさつを申し上げます。  
冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が生起する可能性が低下する一方、複雑で多様な地域紛争が発生し、大量破壊兵器等の移転、拡散の危険が増大しております。また、昨年、米国において発生いたしました同時多発テロは、想像を超える態様と規模の事態が現実になり得ることを示しますとともに、国際社会に対し、テロを新たな脅威として改めて強烈に意識させました。

その提案理由は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保ちますため、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得ることが必要であり、このため、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手續等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い、防衛出動命令の手續について所要の整備を行い、あわせて、防衛出動を命ぜられた職員の給与等に関し必要な特別の措置を定める必要があることとございます。

我が国周辺に目を向ければ、現在も朝鮮半島の軍事的対峙が継続をいたしております。日朝間におきましても、拉致、不審船、核開発及びミサイル問題等、我が国の国民の生命と安全や、北東アジア地域ひいては国際社会の平和と安定にかかわる重大な課題が存在をいたしております。とりわけ核開発問題に関し、今般、北朝鮮が自国における濃縮ウランを使用する核開発計画を認めたことは、我が国にとって重い意味を持つものであります。先日のケリー國務次官補との会談におきましても、先方より、北朝鮮のウラン濃縮計画をやめさせる必要性等につき言及があったところであります。

政府として、本法律案を含む武力攻撃事態対処関連三法案の成立を急務と考え、さきの通常国会での御議論を踏まえて、国民の一層の理解を得るための観点から、国民の保護のための法制等個別の課題について、その内容を深める作業を進めておるところでございます。

今後、かかる問題に対しましては、日米韓連携のもと、日朝平壤宣言の精神に基づき、日朝間正常化交渉及び日朝安保協議の場で北朝鮮に対して強い働きかけを行っていくことが重要であり、防衛庁といたしましても、重大な関心を持って積極的に対応していく所存であります。

今後は、法案の成立に向け、国会における審議を通じて、幅広い国民の理解と協力を得られるよう全力を尽くす所存でありますので、委員各位におかれましては、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

このように、予断を許さない情勢において、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、

また、これと並行いたしましたして、テロ・不審船対策等の武力攻撃事態以外の緊急事態への対処態勢につきましても、総点検を行い、必要な検討を進めてまいります。

また、自衛隊が任務を迅速かつ効果的に遂行するためには統合的見地に基づく有機的運用が必要との考えのもと、統合運用につきましても検討を精力的に行つてまいります。

さらに、我が国が種々の緊急事態に適切に対応するためには、みずからの防衛努力に加え、日米安保体制をより緊密かつ実効性のあるものとする必要があります。我が国といたしましても、日米防衛協力のための指針の実効性を確保するための施策の推進、テロとの闘いにおける協力等を通じ、日米安保体制がより有効に機能するよう引き続き努めてまいります。また、沖縄県民の御負担を軽減するため、SACO最終報告の着実な実施に全力で取り組んでまいります。

昨年以降、国際社会の焦点となったテロとの闘いにおきましては、現在、自衛隊はテロ対策特措法に基づき、米軍等に対する給油活動や物資輸送などの協力支援活動等を行っておりますが、これは、国際的なテロの防止、根絶のための国際社会の取り組み及び我が国を含む国際社会の平和と安全の確保に大きく貢献していることを確信をいたしております。しかし、残存するアルカイダによる昨年のテロ攻撃がもたらした脅威は今なお除去されておらず、現在も多くの国がアフガニスタン周辺に部隊や艦船等を派遣してテロとの闘いを継続いたしております。このような状態において、今後とも、我が国といたしましても、国際テロ根絶への取り組みに積極的かつ主体的に寄与してまいります。さらに、これまで自衛隊は世界各地において多様な国際平和協力業務を実施し、現在も中東のゴラン高原と東ティモールに部隊等を派遣いたしております。今後とも、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に貢献してまいります。

最後に、国民の信頼を得ることが自衛隊にとって喫緊の課題であります。信頼はただ口で唱えるだけではなく、懸命に諸課題に取り組んでいくことで初めて得ることができると考えております。

最後に、国民の信頼を得ることが自衛隊にとって喫緊の課題であります。信頼はただ口で唱えるだけではなく、懸命に諸課題に取り組んでいくことで初めて得ることができると考えております。

私は、防衛庁・自衛隊は国民の生命、安全を守る最後のとりでであるがゆえに最も信頼を集める組織でなければならぬとの考えのもと、信頼の確立に取り組んでまいります。

一分一秒が真剣勝負であるという思いのもとに、全力で職務に邁進する所存でございますので、委員長を始め委員各位におかれましては、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○鳩山委員長 此の際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として防衛庁防衛参事官大井篤君、防衛庁防衛局長守屋武昌君、防衛庁運用局長西川徹矢君、外務省大臣官房参事官齋木昭隆君、外務省北米局長海老原紳君、外務省総合外交政策局長田恒夫君及び外務省中東アフリカ局長安藤裕康君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鳩山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥山茂彦君。

○奥山委員 先ほど、防衛庁長官並びに官房長官から、この臨時国会における対処についていろいろとお聞かせを願ったわけでありまして、

さきの通常国会におきまして、武力事態対処法並びに自衛隊法の改正が上程されたにもかかわらず、成立させることができなかったわけでありまして、その理由はいろいろあるかと思いますが、一つは情報開示の問題、特に防衛庁の情報開示の問題や、あるいはテロ、コマンド、それから不審船対応、こういった問題がこの武力事態対処法の中には盛り込まれておらないということもあって、各党の見解がなかなかそろわなかったということも、成立をさせることができなかったわけ

あります。

このイラクの事態に対して、アメリカは早急に武力行動を起こそうとしておられるわけでありまして、一方において、北朝鮮においては核疑惑の問題が表に出てきて、日朝の国交交渉というのも、非常に大きな障害となっているわけでありまして、こういった事態を踏まえて、今後、この国会も含めて、国民の期待にどのようにこたえてこの法案を成立させていられるかということになるのか、その辺をまず冒頭にお尋ねを申し上げたいと思っております。

○福田国務大臣 武力攻撃事態を含めまして国家の緊急事態に備えるということは、独立国として当然の、また重要な課題であると考えております。

先国会でいろいろとその御議論を精力的にしていたございましたけれども、その成立に至らなかったというのは極めて残念でありますけれども、今後、政府としていかなる事態にも対処できる安全な国づくりを平素から総合的、計画的に進めておくことが必要である、そういうような考え方でこの法案の御審議をいたしたいと考えております。

とりわけ、武力攻撃事態に対処するための法制は、国家国民にとっても最も重大な事態に備える、こういう意味におきまして、国家の緊急事態への対処の基礎をなすものと考えております。

このような観点から立案されました有事関連三法案でございますので、政府として、国会における御意見も踏まえながら、国民の保護のための法制などの個別の法制について、その内容を深める作業を先国会以来行っております。また、与党三党では、前国会における議論を踏まえて、野党側との修正協議のための提案をまとめておられるということも承知しております。

そういう状況を踏まえて、政府としては、幅広い国民の理解と協力を得て法案が早期に成立することが重要と考えておりました。与党と協力しながら、有事関連三法案の成立に向け、引き続き努力を傾けてまいりたいと考えております。

○石破国務大臣 今官房長官からお答えがあったとおりでございますが、先ほど先生御指摘のように、それではテロ、不審船にはどのように対応するのか、議論の中で、本当の本格的な武力攻撃よりもテロとか工作船の方が蓋然性は高いではないか、そういうふうなものに対してどのように対応するのかということも、きちんとお示しをする必要があるだろう。

もう一つは、国民保護法制について一体どういふものであるかということ。さきの国会におきまして、官房長官からもそういうものについて検討するというような答弁があったやに私は承知をいたしておりますが、国民保護法制というのは何のために必要なのか、それはどのような仕組みであるのか。災害対策基本法があるじゃないかという議論がありますが、では災害と有事というのはどのように違うのか。そういう、前国会での御議論でなお御理解をいただくことが難しかった点を明らかにしていく。

そしてまた、与党の方での修正もあるやに私も承知をいたしております。よりよい議論ができて、国民の皆様方の御理解のもと、一日も早い成立をこいねがっております。

○奥山委員 今、この中におきまして、さきの国会で上程された武力事態対処法、このものの中に、これは与党の中にもいろいろ意見があったというのを聞いておりますが、今防衛庁長官がおっしゃったように、テロ・不審船対応というのが現行法では十分でないというようなこともいろいろ言われているわけでありまして、

しかしながら、政府といたしましては、今のところは現行法で十分対応できるじゃないか、こういうことが一方で言われているわけでありまして、我が国はアメリカと同盟国であることは言うまでもないわけでありまして、我が国に置かれた米軍基地というのは、現状では地球の半分以上をカバーできるだけの機能を持っているわけでありまして、航空母艦とかイージス艦とか、こういったものさえ日本の米軍基地では修理ができる

ということとは、米軍にとっても非常に数少ない貴重な存在でないかと思えます。

一方、そういうものがあるために、日本は、逆に言うと、今世界に分散したアルカイダとかそういったテロ勢力からはターゲットになりやすい、アメリカと非常に強い同盟関係があるためにターゲットになりやすいということをいろいろ考えると、現在の武力事態対処法だけでテロ、不審船に対して十分対応できるのかどうか。これはやはり、その案文というものは盛り込んで、それに対する十分な対応を考えていくべきでないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 自衛隊法にかかわることでございますので、私の方から答弁をさせていただきます。

今委員御指摘のように、それでは今ある法律で本当に十分なのかという検証をきちんとしなければいけないと思っております。昨年の国会におきまして、テロ特措法と同時に自衛隊法の改正というのをやらせていただきました。情報収集活動という新しい規定を設けましたし、警護活動というものも設けました。そして、治安活動の規定というものも改正をいたしました。では、それで十分なのかどうかという議論、検証、まずこれを行う必要があるだろうと思っております。その作業が本当にきちんと行われ、国会で議論がなされたかといえ、それはなお十分ではないような気が私自身いたしております。

例えば、新しい法律ではなくても、能登半島沖の不審船事案というのが三年前にありました。あのときに、海上警備行動で海上自衛隊が出ました。それでは、条文を読みました場合に、海上自衛隊に治安活動は下令できますかということ、あのときは海上警備行動しか出ませんでした。が、条文上は海上自衛隊に治安活動も下令できる、あるいは航空自衛隊に対して海上警備行動も下令できる。だとしたら、それで一体どこまでできますかという議論をきちっと詰める、防衛庁ではそれを今精力的にやっております。学習会で

はございませんので、ここまでしかできない、あるいはここまでできるというものをまず検証する、その上で立法府の御議論、これもいただかねばならぬと思っております。

テロ、不審船、ゲリラ等につきまして、本当に蓋然性が高いというふうに国民の皆様方も御認識です。そういうことにつきましてお答えは政府としてきちんと出す責任がある、かように考えておる次第でございます。

○奥山委員 今国民が有事法制に関して一番関心と期待を寄せておるのは、やはりテロ、不審船、こういう対応が実際に今度の法律改正で、新たなこの事態法でできるかどうかということになるわけでありまして、その辺はきちつとやはり国民に示していく必要があると思っております、ひとつその点はよろしくお願いを申し上げます。

それから、これは警察庁、国家公安委員長にもお尋ねをしたいわけでありませうけれども、モスクワのオペラ劇場がチェチェンのあの武装勢力によって占拠され、大変な被害が出たわけでありませう。テロ行為というものは、これは本来、警備のきちつとされておるところにはなかなかテロというのはいけいにくい、どちらかというところ、そういうものが手薄なところがねらわれるということ、それがインドネシアのバリ島のあいつたところで起こったんではないかということも我々は聞いておるわけでありませう。

日本は、警察庁によりまして、五百八十カ所の重要警備施設、こういったものが今指定されているわけでありませう。ところが、こういった人が多数集合するような施設というものは余り含まれておらないということも聞いておるわけでありませう。どちらかというところ、原子力発電所とかそれから在日の在外公館とか、そういうところはいろいろ警備対象にはなっておることは聞いておるわけでありませうが、実際にあのモスクワで起こったオペラ劇場占拠事件というものは、日本としてはまさに無防備の状態になっておるのではな

いか、これは警察だけで対応できるのかどうか、自衛隊も同時にこういう事件が起こったときには出動しなければならぬということになり得るのではないかとお尋ねしますが、そういう点についてお尋ねを申し上げます。

○西川政府参考人 先生のお尋ねに對しましてお答えを申し上げます。

御指摘の事案、もう既に報道等で相当詳細に報道されているとお尋ねを申し上げますが、ただ、御質問のような、日本でこういうものが起こった場合という仮定の場合につきまして、自衛隊がどういふ形で対応するのかということを一概に論ずるのは大変難しいところがございます。これは本音のところでございます。ただ、その上であえて一般論という形で申し上げます。これは本音でございますが、国内におきますいわゆるテロ事案、これにつきましては、御案内のとおり、第一義的には公共の安全と秩序の維持に当たり警察機関による対応がなされる、こういうふうな原則がなっております。これに對しまして防衛庁、自衛隊はどのようにかかわるかということにつきましては、二つございませう。

一つが、警察機関の活動に對しまして官庁間協力という形で、警察機関からの依頼を受けまして、警察機関の人員あるいは装備、これらのものの緊急輸送支援、化学防護器材等の貸与、こういうようなことを行うことが一つ考えられます。

それから、もう一つのかかわりの仕方でございますが、いわゆるテロによって引き起こされたこの種の被害が生じている、こういう事態に際しましては、災害派遣の枠組み、この既存の枠組みを御用いたしまして救助それから救援活動などを実施いたします。もしこれがNBC、こういうふうな特に生物兵器あるいは化学兵器というふうな場合には、自衛隊の持つておられます化学防護部隊あるいは衛生部隊、こういうものが中心となりまして、被害状況の情報収集、あるいは除染活動、傷病者の搬送、医療活動等を行う、こういうのが第一段階に考えられます。

それで、先生がおっしゃられますように、自衛隊はもつと初めから出られるじゃないかと。いわゆる一般の警察力をもつては治安を維持することはできないという事象であるということになりませう。その段階におきまして治安出動という形で自衛隊が警察機関と連携いたしまして対処する、こういうことになるかと思ひます。

いづれにいたしましても、警察機関と自衛隊がそれぞれの能力を最大活用し、緊密に連絡をとり、間隙なく効果的に対処できるように努めてまいりたい、このように考えております。

それから、先生先ほど御指摘ございました警察の方の五百何カ所の重要警備対象でございますが、それについては我々も承知してございませう。九月のテロ後そういうようなものが指定されて、警察の方でやっておられることを承知してございませう。

この関係につきましては、先ほど枠組みの中で申しましたように、警察と自衛隊との間では、例えば治安出動に關します協定をいろいろ実は先般来改正いたしまして、例えば十二年の十二月には政治家の、大臣レベルの協定を巻いてもらいました。それから、その後また、現地レベルのそういう協定も巻いて対応するような、連携をとれるようなことをしております。

それからもう一点、それに基づいて今後訓練をする必要があろうという形で、先般ちよつと新聞にも公表いたしました。来る十一月十八日の日からとりあえずは北海道で訓練をやる、そういうことで考えております。

○奥山委員 いずれにいたしましても、とにかくテロの対応に對しては、法的にもすき間のないようにならなければならぬと思ひます。このことは一番大事なことであらうと思ひます。そして警察と自衛隊が共同でいろいろな訓練をしたということは過去においてはなかつたわけでありませう。最近ようやくそれを行われるようになったわけでありませうが、ひとつ十分対応してもらいたいと思ひます。

それから、国民の保護に關してお尋ねをしたいと思います。以前石破長官とも話をさせてもらったときに、戦争は、近代の戦争、そして現代の戦争になるほど、武力と武力の戦いというよりも、一般国民が巻き込まれる戦争、一般国民の被害が近代の戦争、現代の戦争になればなるほど非常に多くその犠牲者を出すわけでありませう。

そういうことから考えると、また、かつてドイツが第二次大戦のときに激しい空襲を受けた、しかし、同じように日本も激しい空襲を受けたけれども、一般国民の被害はドイツ以上に日本が多かつたというふうなことを聞きますと、それはふだんから一般国民を守る日本の法体系というものか、思想というものは、そういうものが過去においては余り十分でなかつたということが言えるんじゃないかと思ひます。

日本の国土は、幸いにも海を隔てて、外国からどんな武力で攻撃を受けたということが過去においては少なかつた。しかし、ヨーロッパ諸国は常に戦いの繰り返したということ、そういう意味で、やはり住民自身もみずから命を守る心構えも違つたというふうな思ひがあるわけでありませう。どうも国民の保護という思想そのものが日本は欠けているように我々は感じました。国民の保護に關してお尋ねを申し上げます。

○石破国務大臣 先国会において先生からもいろいろお教をいただいたことですが、要は、第一次世界大戦というのは、民間人はほとんど死ななかつた。犠牲になるのは軍人の皆様方であつた。ところが、第二次世界大戦になると民間人と軍人が同じぐらい犠牲になるようになって、朝鮮半島でそれはひどく返つて、民間人の方が多死なつた。民間人の方が多死なつた。そして、ベトナム戦争になつたら、民間人の方が多死なつた。そして、昨年の九・一一でもそうですが、犠牲になつたのは全部民間人です。どうやって民間人を守っていくか。たとえ戦に

勝つたとしても、民間人がたくさん犠牲になつたら、これは何にもならないということであります。近年そういうことになってきましたし、ましてテロとの闘いということになれば、無差別に民間人が犠牲になるといのが特徴であります。さすれば、どうやって民間人を守るのかということとを本当に真剣に考えていかなければ有罪法制たり得ないのであろう。

それは、実は、警報を発して民間人を避難させる、まず避難ということがある。そして、被害を局限するということがある。不幸にして被害を受けたとするならば、それをどうやって復旧させるかということがあります。警報、避難、局限、復旧、そういういろいろな場面において、どうやって民間人を守っていくのか。いざ武力攻撃があつたときに、では、だれが警報を発して、だれが逃げろと言う権限を持っていて、そして、損害があつた場合にどうやってそれを局限するのか。

そして、冒頭申し上げましたように、有事と災害というのは、基本的に違うところはたくさんあります。どうやって民間人を守るかということとをきちんと示すということにおきまして、現在、大車輪で作業をやっておるところと承知をいたしております。

○奥山委員 官房長官にお尋ねを申し上げたいんですが、現在、武力事態対処法がまた継続して審議されるわけですが、これでまいますと、現状ではなかなか、与党間もまだまだ議論が分かれていような状態じゃないかと思ひます。ここで法案を修正するというよりも、特にテロ・不審船対応、こういう一項を盛り込むのか、あるいは別建ての法律にするのか、その辺のお考えは、今後どのように対処されていくのか、お尋ねを申し上げたいと思ひます。

○福田国務大臣 先国会でもいろいろ議論がございました。特に国民の保護、これは、今防衛庁長官から答弁したように、極めて大事なことでございますので、これに今後大いに力を入れていかなければいけないと考えております。

また、たゞいま御質問の武力攻撃事態以外の緊急事態、テロとか不審船とかいろいろございませけれども、そういうようなことについてどうするか。これは、この法制の第二十四条に、万全な措置をとるために必要な対応を考慮ということが記載されております。そういう中で今後いろいろと検討してまいらなければいけないと思つております。

そういうことで、これは与党三党の方も、先ほどちよつとお答えしたと思ひますけれども、前国会の議論を踏まえていろいろ修正の御相談もして下さつていられるというふうなことでございませので、幅広い国民の理解と協力を得られるような法案ができるようにということで、与党の御協力を得ながら、今後のこの法案の成立に全力を尽くしたいと思つております。

○奥山委員 ありがとうございました。一刻も早くこの法案が成立できるような環境を急いでつくつてもらいたいと思ひます。

○鳩山委員長 次に、赤松正雄君。

八月の中旬に、前委員長を団長といたしまして、当武力攻撃事態特別委員会のメンバー数人で、ドイツ、ポーランドそしてスイスへと行かせていただきました。なかなかそれぞれ参考になることがあつたわけですが、なかなか、ドイツは、ドイツで非常に印象的な言葉を聞く機会がございました。

それは、今も奥山委員の方から話があつたことに関連するわけでございませけれども、ドイツでは、既に一九六八年、基本法を拡充するという形で緊急事態憲法とでもいふべきものが成立しております。いろいろなことを感じましたけれども、シヨルツ連邦議会法務委員長、元国防大臣でありますけれども、彼がこんなことを言いました。それは、ドイツは、いわゆる有罪法制をつくつ

て三十年余りがたつたわけけれども、九・一一以降、国際テロにどう立ち向かうかということ、すなわち、伝統的な国家の有事とは別のテロといった非常事態に対応するためにいろいろ今考えている、警察がまず対応する、軍が出る、その警察と軍の仕分け、こういったことに新たな基本法改正の必要性を痛感している、こんなふうな話がありました。日本がこれから有罪法制に取り組みたいのならば、せひとも、いわゆる伝統的な国家間紛争の対応としての有罪法制とそれから緊急事態対処の法制の確立と両方同時に取り組まれることを望む、こんなふうな話が非常に印象に残っております。

そこで、まず官房長官にお聞きをいたしたいんですけれども、さきの国会では、残念ながら継続になりました。その原因はどこにあると思われれるかということなんです。

先ほど来お話を聞いていますと、何だか与党の修正に任せるといふようなことで、高みの見物を決めようとしておられるような印象も受けるんですけれども、そうじゃなくて、私は、例えば、あの武力攻撃事態特別委員会の冒頭のときの質問でもさせていただきましたけれども、武力攻撃事態、そしておそれ事態、予測事態、このいわば事態の定義そのものが極めてわかりづらい、そしてあとう限り具体的なケースを挙げてもらいたい、こんなふうなことを申し上げたんですけれども、なかなかその後明快な答えが返つてこなかった、そういう印象を持つておるわけです。

まず、そうした定義の部分についてのわかりづらさということについてはどういふふうな反省を持つておられるかというか、どういふ考え方で今いらつしやるか、これを、与党の修正に任せますというのじゃなくて、官房長官の現在のお考えを聞かせていただきたい、こんなふうな思ひます。

○福田国務大臣 先国会でいろいろ精力的に御審議いただいたのでありますけれども、その中でいろいろ論点がございました。特に、御指摘の武力攻撃事態の定義がわかりづらい、こういうこと

もございました。また、国民の保護のための法制について内容が具体的にない、こういうようなことも問題として上がったわけでありませ。いろいろな御意見がございませして、政府といたしまして、この武力攻撃事態の定義などの政府見解をお示しするなどもして説明に努力はしてまいりましたが、必ずしも十分な御理解を得るに至らなかつて、継続審査の扱いとなつたところでございませ。

与党三党の方では、このような武力攻撃事態の定義などの問題について、前国会の議論を踏まえて、野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。

政府といたしまして、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということが重要だと考えておりますので、与党と協力してこの成立に努力をしてみたいと考えておるところであります。

○赤松(正)委員 今、官房長官も、国民の幅広い理解と協力を得てという言葉を使われました。小泉総理も、この国会において、いわゆる有罪法制関連のところを耳をそばだてて聞いておられますと、繰り返し、国会審議を通じて幅広い合意を得たい、こんなふうな小泉総理はおっしゃつておるわけでございます。

今、与党の皆さん、こうおっしゃいましたけれども、私は、やはり野党の皆さんの御協力を得ないと、この法案の性格からいって、なかなかこれは難しいものがある。したがって、例えば、民主党の皆さんが前国会で、約十項目にわたる各般のこの法案に関する疑問点、我々はこの点について不審に思うというか、より詳しいことを提示してもらいたいというふうな話がございました。国民保護法制については輪郭を示すというふうなことが先ほどの官房長官の所信の表明にもございませたけれども、既にそれぞれしかるべき回答をされているかと思ひますけれども、そういった、とりわけ野党第一党の民主党の皆さんが提起された問題について、先ほど来申し上げておられるよう

に、与党が提示して野党の皆さんと協議をするという場の中で、こういった点は法案の修正という格好で取り入れられてもよろしいんじゃないかというふうにも思っているくらいでございます。官房長官。

○福田国務大臣 御指摘のとおり、民主党からも、武力攻撃事態の定義、また認定のあり方、また、国民の安全確保と被害最小化への措置への対応、大規模テロや不審船対策などの問題につきまして、さまざまな論点を提起していただきます。政府も、いろいろ、そういうような論点に対して、御理解いただけるように政府見解をお示しするなど説明には努めてまいりましたが、必ずしも十分な御理解を得られなかったということでございます。

そういうような御意見も踏まえまして、国民の保護のための法制などの個別の法制について、その内容を深める作業を進めてきました。特に、国民の保護の法制につきましては、国民の権利義務とも深い関係がありますから、国会において十分に議論を深めていただくために、法制の輪郭をお示しすることとしており、委員会からお求めございますれば、資料として提出をいたしたいと考えております。また、与党三党は、前国会における議論を踏まえまして、野党側との修正協議のための提案もまとめられたと承知しております。

民主党から提起されました論点に対しましては、そのような国民の保護のための法制の輪郭に関する議論とか、与党三党でまとめられる修正協議のための提案に関する議論を通じて御理解をいただき、有事関連三法案の成立に向けて引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○赤松(正)委員 今のお話については、さらに、もうちょっと後で少し突っ込んでやりたいと思います。

防衛庁長官に、先ほど、ドイツの例、シヨルツさんの話を申し上げました。先ほど同僚委員からもそういう観点のお話ございましたけれども、有事立法とそれ以外の緊急事態対応と、二つの同

時処理ということだろうと思うんですね、現行の有事法制の物の考え方は、二十四条において、いわゆる緊急事態に対する、不審船あるいはテロに對する物の考え方、取り組みのいわば包括的な考え方が述べられています。有事法制、この法制全体の中で、緊急事態にかかわる部分は二十四条に書いてあるような格好でやりますよ、こういうことだろうと思うのです。

長官御自身がかつて委員としてこの武力攻撃事態特別委員会に所属されておられたときに、かなり長時間にわたってさまざまな論点を提起されてきた。その中で、現行法で対応していくものと、それから新規立法に必要なものと仕分けする必要があるというふうなことも言われたり、先ほど、情報収集活動あるいは警護出動、治安出動等について、かなりこの数年できちっとした対応を進めてきている、ただ、それで十分なのかどうか、今後しっかりと詰めていきたい、こんなふうな話がございます。

先般の安全保障委員会におきましても、これから、それこそざりざり詰めていきたいというふうなお答えがございました。また、きょうのことも、五ページから六ページにかけて、テロ・不審船対策等の武力攻撃事態以外の緊急事態への対処態勢についても総点検を行い、必要な検討を進める、こんなふうにおっしゃっているわけですが、でも、ともかく早く、急ぐ急ぐ、こう何回もおっしゃっているわけですが、いつまでに全貌を見せるおつもりなのか。

しかし、御自身は、今の立場につかれる前には、二年をめどにやれというようなことをおっしゃっておられたようですが、今も、そういうお考えでいきたい、そう思っておられますでしょうか。

○石破国務大臣 これは、前、私が委員として質問に立ちましたときに、例えば国民保護法制についてというようなお話をしたんだろうと思うのです。国民保護法制について議論があったというのは

一体いつごろなんでしょうとずっとたどってみると、大平内閣総理大臣まで戻ってきてしまう。あるいは中曽根内閣総理大臣、藤波官房長官答弁みたいなお話もあって、二十数年も前に同じ議論がされていた。それは非常にぐあいが悪いのではないかと、期限というのをきちんと区切らないと答えは出ないのではないか、そういうような趣旨で申し上げたと思います。今もその気持ちに変わりはございません。

翻って申し上げますと、では二年以内ならいいのかということにもなるだろうと思うのです。私は、本当に、いつまでもいいというならだらしなものだめだ、しかし二年以内というのは、もう一年でもいい、半年でもいい、どれだけ早く結論が出るかということについて全力を尽くさなきゃいけないことだろうと思います。

だから、期限を切るというのは、いつまでたってもいいよという意味ではない、しかし期限を切らないからといってそういうことになるわけではなくて、不断の努力を続けて、あしたにも起こるかもしれないわけですから、そのときに、法律がなかった、ごめんさいでは済まないわけですから、どうやって早くやるかということは、これは政府のマイナンドの問題なんだろうと思っております。そのことをきちんとマイナンドしておきたいということ。

そして、先ほど来先生が御指摘のドイツの緊急事態法制というものは、私どもは、本当にきちんと学んでみる必要があるだろうと思っております。ただ、自然災害から武力攻撃まで段階的にそれが上がっていく、それが一本の緊急事態法制という形になっている、それが本当にいいのかわるか。仮にそういうものを入れた場合には、我が国は、災害対策基本法も含む抜本的な改正ということになるだろうと思えます。そうすると、法の精神というものはかなり混在することが予想されまして、そのあたりをどういうふう整理するか、この辺は、また先生の御教示をいただきながら、一日も早く結論を出したい、このように思っています。

る次第でございます。

○赤松(正)委員 石破大臣は、今、二つの有事法制、いわゆる有事法制と、それから緊急事態に對する部分、この二つのうち、いわば国民保護の部分については自分は二年と言ったんだ、こうおっしゃるのですが、私、前の議事録を見ましたら、テロ、不審船等の対応についても二年というふうにおっしゃっていたように記憶しているのですが、それはいいです。

この問題についても、今、急ぎやるんだということをおっしゃっているわけですから、あと一限り早い段階でそれぞれの位置づけというものをきちっとして、新たな法律の必要な部分については、早急にその対応をしくちゃいけない。そしてまた、運用の面で、さらにきちっとした連携プレーが必要な部分についてはしっかりと対応していく、こういったことの全貌を示す機会ということも二年以内になきゃいけない、私はこう思っております。そのことをしっかりと確認しておきたいと思えます。

さらに、それに関連するわけですけれども、いわば国民の総意を結集して、二年なら二年の範囲の中で、有事法制にまつわる国民保護の部分、あるいはまた、先ほど来繰り返しておられますように、それ以外の緊急事態、二十四条のもとにおけるような事態等についてもどういうふうな法体系をつくっていくべきかということについて、国民の総意を得る場を持つべきだという提案をなさっていたわけですから、今度、実際に二年かけてやる場面でそういうことをすればいいんだ、こういうお考えですか。

○石破国務大臣 私が委員のときに申し上げましたことと政府の立場とは若干異なることを事前にお許しいただきたいと存じます。

私は、委員のときにそのように申し上げましたのは、国民保護法制というのは、本当に先生御指摘のように広く国民の御理解を得なければいけません。そのときに、霞が関だけで考えていると

実態と乖離する場合がありますので、地方公聴会でも出た意見ですが、例えば、都道府県知事さんほどのように考えておられるのか、市町村長さんほどのようにあるのか、では、建築業に従事される方、運輸業に従事される方、建設業に従事される方、医療に従事される方、あるいは報道関係に従事される方、労働者の皆様方、それはどのようにお考えであろうかということ、整備推進本部の必要なものをつくってきちんと議論をすることが必要なのだろう。そこにおいて現場の意見というものが反映され、よりうまくワークするような、そういうような知恵を出す場所が必要なのだろうというふうな思った次第でございます。

ですから、それは、私はあのとき思っておりまして、この法律とは切り離して、国民保護法制整備推進法みたいな法律を立てることも一つのやり方ではないかというふうな頭の中では考えて、そのような発言をしたこともございます。

報道等で仄聞いたします限り、与党修正、そう言うところと丸投げかといつてはかまいませんが、与党修正の中でそういうような推進本部をつくらうというふうなお考えがあるやに聞いております。それをどういう仕組みにするのか、事務局をどのような形にするのか、いずれにせよ、国民の意見がきちんとならば、実際に動くものでなければ意味がない。これはもう立場で賛成だの反対だのではなくて、どうやったら国民が安全に保護されるかということについて、目的は一つのはずですから、そこで有益な議論が短期間になされ、結論が出るということが望ましいのではないかと。そういう意味で、私が仄聞しております与党修正はそれに近いものではないかというふうな拝察をいたしておる次第でございます。

○赤松(正)委員 官房長官にお聞きしますが、今の点なんですけれども、要するに、石破長官が委員時代に提起されたという幅広い国民の合意を得るために、彼はこの法律とは別なところでということも考えたとおっしゃいましたね。私も、その辺、二段構えと申しますか、まあ、

本当はといいますか、この法律が今の法律の最小必要限の修正なら修正でもってスタートをして、それから、今言われたような国民保護法制にかかわる整理をする本部、そういうものを一つとして、そこに広範囲な国民の意見を集中、集約させて、そこから、そこから先の基本的な、具体的なものを考えていくというのが一番望ましいんだらうと思うんですが、仮にそこまで行かない場合、つまり、プログラム法ともいえるべきこの法律そのものがなかなかスタートしない場合、その前の段階でいけば整備推進会議のようなものをつくって、その段階で、これから後野党の皆さんがいろいろ御質問をされると思いますけれども、そういう御意見を踏まえて、会議体、本部という、この法律そのものを遂行していくという前に、この法律そのものをつくる前段階でそういう御意見を聞くというお考えはおありでしょうか、官房長官。

○福田国務大臣 国民の保護のための法制は、これは検討事項も大変多岐にわたっております。また、地方公共団体とか関係機関などの意見を聞き、そして国民の理解と協力を十分得ながら整備を進めていく、こういうことが必要でございます。ですから、法制について広く国民の意見を求めて法案の策定作業に反映していく、そういう観点から、御提案の御趣旨というものも貴重な御意見であろうかと思っております。

いずれにしても、この武力攻撃事態対処法案の早期成立、これが肝要でございますので、これはぜひお願いをしたい。その上で政府全体で、国民の保護の法制整備、体制整備を、関係団体とかいろいろな機関との調整をしなければいけません、そういう調整を含めて本格的に取り組みをしなければいけない、このように思っております。

○赤松(正)委員 さきの法案、今継続になっておりますこの法案は、私は、やはり政府の側の説明不足、そして、こういう言い方をされてあれですが、国民の側、受ける側としては理解不足、この

両方の相乗作用で今日があるんだらうと思うので、ぜひともお互いにしっかりと、国民に向けて有事法制の必要性というものをあらゆる手だてで講じて訴えていきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、井上喜一君。  
○井上(喜)委員 保守党の井上喜一でございます。きょうは、石破防衛長官にお伺いしたいと思います。

歴代防衛長官それぞれ、防衛問題に造詣の深い方だったと思っておりますけれども、石破新長官はとりわけ本問題については造詣の深い方と承知をいたしております。しかも、専門的にわたる事項につきまして大変お詳しいし、かつまた、今の答弁を聞いておりましたも大変詰めて考えておられる、そういう方だと思っております。ということで、私は極めて初歩的な質問をいたしますが、率直な御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、安全保障という問題ですね。安全保障というのは、国家にとりまして最大のテーマだと思っております。一日もなおざりにできない非常に大切な問題だと思っておりますが、まず、私の認識と余り変わらないと思っておりますけれども、国家の安全保障につきまして何かこのほかに御意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○石破国務大臣 お答えのヒントがずれていたらお許しをいただきたいと思っております。経済は大事です。所得を上げることが大事です。福祉も大事だと思っております。権利を守ることが自由を享受することも大事なことです。国家が存立して初めてできることなんじゃないんですか、そういう問いかけなんだろうと私自身は思っております。

有事法制という議論をいたしますときに、国民の権利が制限されるのではないかと、そういうような御懸念があります。私は、正当な補償のもの

とに憲法の許された範囲でそういうことはあるのだから。なぜならば、個人の権利とか自由とか、経済的な幸せとか豊かさとか、福祉とか、そういうものを守ってくれる主体は、あくまで今の世の中においては国家なのだろう。その国家が、もうそんなことはどうでもいい、個人の権利なんかどうでもいい、個人の自由なんかどうでもいい、個人の幸せなんかどうでもいい、とにかく日本をじゅうりんしようという勢力から攻撃を受けたときに、国家そのものが危急のときに、ある程度正当な補償のもとに憲法の許容する範囲において個人の権利が制限されることはあるのではないかと、これは、国家あつてのという考え方でございしますが、なお考えが足らざるころ多いかと思っておりますので、よろしく御教示賜りますようお願いを申し上げます。

○井上(喜)委員 我が国の安全保障につきましての憲法上の表現というのは、第九条にまずまず尽きていて見えていいと思っております。第九条のこの考え方というのは決して悪い考え方ではないので、国際紛争を武力で解決しないと言っておりますが、非常に立派な考え方だと思っておりますけれども、この規定だけでは必ずしも十分でない、不十分なところが私はあると思っております。

今の内閣の方針もわかりません。また、閣僚として内閣の方針に従わないといけません、これもわかりませんが、それはそれとして、この憲法九条につきましての長官の所見というんですか、個人的な所見と言つていいかもわかりませんが、個人も、お聞かせください。

○石破国務大臣 九条につきましてさまざまな議論がございます。委員御指摘のとおり、今の政府の見解というものに従うのが閣僚として当然のことであるという前提のもとにあえて申し上げますならば、九条というの是一项と二項によって成り立っております。九条一項というものは、実は多くの国の憲法に、全く同じようなワーディングでございませぬが使われておるスタイルだと承知をいたしております。しかし、九条二項というものは



は、かなり我が国がユニークなものとして持つておる存在であつて、一項、二項相まつて九条である。それでは、その九条二項というものが、本当にどういふような意味を持つものである、そしてそれがいかに平和に寄与するものであり、ということから論証されていくことが必要なのだろうといふふうにしておられます。

よく九条、九条といふふうに申しますが、九条は一項と二項に分かれておる。一項は大体、不戦条約以来、あるいはハーグの陸戦法規でしようか、いろいろな国において採用されている文言であります。二項の、本当にユニークさというものを我が国憲法は持つておる。そういう事実は認識をいたしておるところでございます。

○井上(喜)委員 安全保障につきまして、幾つか、何といひますか、おかしところといひますか、常識的には問題があるのではないと思われるところが多々あるのでありますけれども、例えば自衛隊の根拠ですね、これは憲法上にあるのかないのか、よくわからない。自衛隊というのは軍隊じゃないらしいんですね。これは何なんだ、これはどう理解したらいいのか、非常に私は不思議だと思つてありますけれども。

この自衛隊の憲法上の位置づけにつきまして、もちろん自衛権はありますよ、日本は。それはそれでいいんだけれども、隊そのものの、自衛隊そのものの憲法上の根拠はどこにあるとお考えですか。

○石破国務大臣 私も憲法調査会の委員でもございまして、委員が御指摘のようなことを、そもそも憲法草案が国会で議論されたときの議事録も全部読み返してみましたが、そういうような議論がなされていない。そもそも警察予備隊も念頭になかったときのお話でございますから、ましてや今日の自衛隊の根拠が、憲法草案が議論された国会で記録が残っていないのは当然のことだろうと思つております。

さすればどういふことになるかといへば、九条は自衛権を否定していないといふところから裏

返つた論理になつて、だから自衛隊はいいのだ、こういうような理論になつております。今の自衛隊というのは、したがつて当然合憲であるといふ立場でございます。

しかし、先生御指摘のように、ではこれは一体何なの、軍隊ではない、しかし警察でもない、では何なのと聞くと、だから自衛隊ですという、問いをもつて問いに答えるようなそういうお話になつております。だいたひしますと、これは憲法草案のときから始まりまして、あるいは警察予備隊令というものがどういふ形で作られたのか、そこまで議論することが私は必要なことなのか、もしれないといふふうには考えております。

いずれにしても、これは憲法調査会等々でいろいろな御議論が行われていることとございまして、そういうことをよく拝聴してまいりたいと思つております。

○井上(喜)委員 時間が限られておりますので、まとめて質問をさせていただくんですが、私がおもひに思ひますもの、その次は、集団的自衛権という概念なんですか。

日本の憲法というのは、自衛権はあるけれども集団的自衛権は認めていないといふような解釈のようですね。しかも、その集団的自衛権と認定できるかどうかといふのは、同盟国と武力行使が一体化すれば集団的自衛権の行使になるけれども、そうでなければいいといふことで、例えば基地の提供だけだつたらいいといふのですが、こういう解釈といふのは国際法上通用する解釈なんですか、どうなんですか。これが一つです。

それからもう一点は、これも私は不思議だと思つておりますのは、防衛庁なんですか、国防省じゃないんですよ。これは、さきの御答弁にありましたように、安全保障の問題といふのは、国家の存立にとつて本当に必要な不可欠のものでしよう。そういう国を守る自衛隊が、防衛庁が所管するといふことになつていふんですよ。当然、国防省ないし防衛省じゃないかと思つてますよ。

私は、その点については余り違つた意見ではないと思つてありますけれども、もつとそのためにも、長官を先頭にして防衛庁に積極的にかつていただきたい、こう思つてます。

この二点につきましての御答弁をお願いいたします。

○石破国務大臣 後段からお答えをさせていただきます。

全く同じ思ひでございます。なぜ防衛庁ではなくて省でなければいけないか、理屈はもう先生よく御案内ですからここでは申しません。きょうは浜田理事もおいでであります。私も、何年前でしたでしょうか、省庁再編のときに自由民主党で、なぜ防衛省もしくは国防省でなければいけないかといふことを国防部会でもさんざん議論して、同志の皆さん方も議論をしました。そのときに、防衛庁は何となく人ごとみたいな感じであつたことを、当時の印象としてよく覚えております。

ですから、防衛庁として、もちろんこれは議員提案のものでございますから、役所としてどうのこうのといふ立場がどうかは別にいたしまして、やはり防衛庁として、なぜ省であるべきなのか。単なる精神論ではない。防衛庁だつたら士気にかかわります、防衛省でなければ士気にかかわりませんよといふことを言つて、じゃ、今は士気が低いのかと言われちゃつておしまいになつてしまつてあります。なぜこれが国家行政組織法上の観点からも必要なことなのかといふことを防衛庁としてきちんと整理をして、先生方のお力をいただいでいくといふことが正しい姿だろうと思つております。

集団的自衛権について申し上げれば、例の武力行使の一体化のお話であらうと思つております。ここは我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得る、つまり、実際は武力の行使をしていないとしても、ほかの者が行う武力の行使への関与の密接度などから、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得る

とするものであつて、憲法上の判断に関する当然の事理を述べたものである、これが政府の立場でございます。

私としては、この立場を堅持するのが閣僚としての責務であらうといふふうには考えておりますが、実際にそれはどういふ場合であるのか、もちろん例示もいたしております。それが、実際に現場においてそのようなことができるのかどうかといふことは、また国会の御議論によるのらうと思つております。

ただ、実際に武力行使はしてはいないけれども、いろいろな要素からしてそれは一体化されたとなされるおそれがある、武力行使と同じような法的な評価を受けるおそれがある、だからそういうことは慎重といふことであつて、それが今の政府の立場でございますが、それが本当に国際法的評価はどうかといふこととございまして。集団的自衛権を使つてはいけない、持つてはいないといふのは、私が知る限り、世界の中で日本だけではないので、私も幾ら言ひましても、それは国際法的评价のそもそも対象たり得るのかしらという感じがしてあります。

そのあたり、私も集団的自衛権を行使できないといふ立場を堅持しつ、本当にそれがどのように映るのか、先生御指摘の国際法的评价は我が国もかといふことにつきまして、また国会の御議論を賜り、私どもに御教示賜りたい、かように思つております次第でございます。

○井上(喜)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○鳩山委員長 次に、伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 民主党の伊藤英成でございます。まず最初に、イラクの問題について伺いたいと思ひます。

官房長官に伺いますけれども、先日、この十一月の八日の日に、国連安保理事会で、イラクの大量破壊兵器査察問題で決議案が採択されました。ようやく採択された、こういうことですね。

まず官房長官に、今回のこの決議案についての評価をお伺いいたします。

○福田国務大臣 去る八日に、イラク問題に関する国連安保理決議が全会一致で採択されました。我が国は、首脳会談などの機会を通じて、本件問題に関する国際社会の連携の重要性を主張してまいりました。イラクの大量破壊兵器開発問題に対する国際社会の一致した毅然たる態度を示す今次決議の採択を、そのような意味において歓迎をいたしております。

我が国といたしましては、イラクが本決議の採択を重く受けとめて、その決議に従い、実際に即時無条件、無制限の査察を受け入れて、大量破壊兵器の廃棄を初めとするすべての国連安保理決議を履行することを強く求めるとい立場であります。このために、引き続き必要な外交努力を今後とも継続していく所存でございます。

○伊藤(英)委員 ああいう形で、それこそ全会一致で採択をされたという話については非常にいいんですけれども、私自身が見てみても、本当にちゃんとそのとおりになるのかしらんということ、非常に危惧もするわけです。

それで、今回のものを見ますと、例えば一週間以内にイラクがその決議案を受け入れる意思表示をする、あるいは三十日以内に大量破壊兵器の開発計画を明らかにする。ただ、このこと自身についても、三十日以内にやるのはなかなか大変ではないかという見方もあったりいたします。さらに、四十五日以内に査察再開ということになるんですが、無制限、無条件にこれをやることになっております。

実際のあの決議の文章を読んでみますと、それこそ、もちろん大統領府の関連施設もそうなんですが、査察官が望むすべてのイラク人あるいはその家族を国外に出国させて云々とか、いろいろなことが書いてありますね。なかなか大変だろうなと。それこそ状況によれば、あの決議案の中に言うさらなる重大な違反ということに結びつく、あるいは結びつきかねない状況というのは非常にあ

り得るんじゃないんだろうかということをおんなり思ったりするんですが、官房長官は、この辺のことについてどんなふうに思いますか。結局はイラクへの武力行使になっていくのではないかと、見方は結構多い、私はこう思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。今回、官房長官から御答弁がございましたように、安保理が一致してこのような決議をもちましたというところにつきましては、私たちが承知する限り、アラブの諸国も含めて、基本的にはこれを歓迎しているところでございます。

同時に、今委員から御指摘の点も含めつつも、やはりこのような条件で査察を行い、イラクが持つておりますこの大量破壊兵器問題が解決されるということに対する期待というものが、アラブの諸国からも出ているというふうに理解をしております。

○伊藤(英)委員 そうなんですが、なかなか、イラクに対して、イラクが受け入れるようにという国際的な空気は非常に強い。そういう意見は非常に強いんだと私は思うんです。ただ、本当にちゃんとそうなるのかな、なかなか大変じゃないか、容易ではないというふうに思うんですが、そんなふうに思いませんか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。直接のお返事になっておられないかと思いますが、御案内のように、今回の安保理決議に至るまでの間、イラクと国連との間には、非常に長い間にわたるやりとりがございます。そのような中で、御案内のように、累次の決議案というものをもちまして、国際社会はイラクに対して、同問題に前向きに対応するようにということをおっしゃる重ねて訴えてきたという経緯がございます。

にもかかわらず、イラク側のいろいろな意味での妨害等々もございまして、この問題が解決することがなく、場合によっては軍事的な解決もあり得るんじゃないかというような危惧が出てきた中で、今回、ようやくして決議に至ったという経

緯がございますので、今委員御指摘のように、査察につきましても非常に厳しいものになってくる。すなわち、従来の査察に加えて、さらに強化された査察になっているというの御指摘とおおりでございますが、当然のことながら、このようなものに対してイラク側が、一生懸命やってこれにこたえるということが必要なんだというふうな国際社会は考えていることだろうと思っております。

○伊藤(英)委員 それでは、もし万が一イラクに対して武力攻撃ということが起こった場合、そうしたときに、アメリカの経済、あるいは世界の経済、あるいは日本に対する影響、あるいはその他、テロがさらに起こっていくかもしれない、あるいはイラクの国自身がどういうふうになっていくんだらうかというふうな影響ということについては、どういうふうにお考えられますか。

○安藤政府参考人 お答えをいたします。まず、イラクに対する軍事行動が行われるということが決まったわけではございませんので、そういうことを前提にしたお答えを申し上げるといことは差し控えたいと思っております。その上で、なお一般論として申し上げます。仮に、万々一軍事行動が行われるという場合でも、その影響はいろいろな前提によって変わってき得るものでございまして、一概にお答えすることはなかなか難しいように思います。

そう申し上げますと、石油が、供給がどうなるのか、あるいは価格がどうなるかという点についていろいろ御議論があるかと思っております。

石油につきましても、一般的に言われておりますのは、短期的には上昇するかもしれないけれども、長期的にはまた安定していくだろうとか、世界経済への影響等につきましては、やはりアメリカ経済への影響を通じて世界経済への影響が出てくるだろうとか、いろいろな御議論はあろうかと思っております。最初に申し上げましたように、軍事行動そのものの期間であるとか態様であるとか、

こういうものによってその影響の度合いというものは大いに変わってき得るものではないかなというふうにお思っております。

それから、御質問の、テロとの関係につきましても、我が国といたしましても、テロ撲滅ということで真剣な取り組みを行っております。関連条約の普遍化や関係国との情報交換などを通じて積極的に携わっているという状況でございます。

○伊藤(英)委員 私は、例えば日本がこれらどう対応していくんだらうかというふうなことを考えたときに、例えば武力攻撃というのがあった場合にはどんな影響を与えるんだらうか。これはいろいろなケースがあり得るんですよ。いろいろなケースはあり得る。それをどういうふうにお考え、だから、では日本はどうしようかと。

言い方をかえまして、ほとんど影響は何もないんだよ、世界に対する影響もアメリカに対する経済への影響もない、テロの波及効果もない、波及効果といましようか拡散するとかいうようなこともない、あるいは中東地域における政治的な影響も余りないというならば、それはまたそのやり方もあるかもしれない。

しかし、非常に大きな影響を受ける、例えば日本経済でも、為替レートというのはすぐ動きまわすね。動いていますね、今でも。いいですか。日本がこれだけ今大変な経済状況になっているときに、例えばアメリカ経済がどういうふうになるんだ。もしも攻撃という話になったとしまししょう。私は、一気に、まず観光業から始まって、経済は基本的にはぱっと収縮していくという形になっていくんだと思うんですよ。そういう危機感はあるのかなのか。攻撃しても余り大した影響はないなという感じなんですか。

○安藤政府参考人 繰り返しのようになって恐縮でございますが、私が申し上げておりますのは、軍事行動がとられるというのを前提にして、そうなった場合の影響というのを今の時点でお答えするのは必ずしも適当ではないのではないかと、いうことを申し上げたわけでございますが、仮に、万々一

その軍事行動がとられることになった場合にどういふような影響があり得るかというようにことにつきましても、それはいろいろな角度から検討はしていきたいというふうには思っております。

○伊藤(英)委員 どういう対応を考えるんですか。

○安藤政府参考人 それも、軍事行動の行われる期間であるとか、あるいはその態様であるとか、いろいろな形によって違ってくると思えますけれども、その上で、先ほど委員御指摘のように、経済面での影響、あるいは中東地域の安定性への影響、あるいは先ほど御指摘のテロの問題等々、いろいろな角度から考えていきたいというふうには思っております。

○伊藤(英)委員 私はよく言うんですが、特に外務省は、きょう川口外務大臣はいらっしやいませんですが、私は、川口外務大臣は特にそうだと思ってるんですが、国会を軽視するの甚だしいといつも思っているんです。国会の場でいろいろなケーススタディーもしながら、では日本としてどうした方がいいんだろかというのをなせもつとやらないんだろか、なぜ。そうなつちや困るからというので、武力行使がもしも行われた場合どうなるんだろかというのを考えるとか、そして、もしも大変ならば、行われないようにするためにどうするんだとかいうような議論がなせできないんだろか。

私は、そんなことをやっているものだから、外務省なんかもう解散した方がいいと言っているんです。最近みたいにお金だけ勝手に使っていて、あるいは、要らないものを、要らない資産を買ったままほっておいて、会計検査院が云々ときのももやっています。最近の外務省はなっていないと私は思っています。何だ、この外務省は、我が日本の、と思っています。

それから、今回、では、本当に武力行使に至らないようにするために、あるいはイラクが査察をしつかりと誠実に受け入れるようにというふう

外交努力もされるでしょう。具体的にどういふことをされるんですか。日本も、イラクを含めて中東に例えれば特使を送るとか、いろいろなことがあるんだろかという気が私にはしていません。そういうことをもつと考えたらどうなんだろかという気がしたりするんですが、具体的に、武力行使に至らないようにするために日本は何をするのか。どうでしょうか。

○安藤政府参考人 お答えいたします。

今大切なことは、イラクが査察を受け入れて、即時無条件、無制限の査察を受け入れて、大量破壊兵器の廃棄を行うということ、そして、関連の安保理決議を履行するというところでございまして、この点につきましては、我が国といたしましても、イラクに対して二国間あるいは多国間の枠組みの中でさまざまな外交努力を重ねていきたいと思っております。

具体的には、例えば、本日、私自身、在京のイラクの臨時代理大使、カーシムさんという臨時代理大使でございまして、これを国会から戻った時点で呼んでございまして、臨時代理大使に対してこの査察を受け入れるようにという申し入れをする予定にしておりますし、今後もさまざまな形で外交努力を続けていきたいというふうに思っております。

○伊藤(英)委員 特使なんかを派遣するつもりはありますか。

○安藤政府参考人 特使の問題につきましては、非常に微妙な段階でございまして、仮に特使のような方を派遣した場合に、それがイラクに政治的に利用されるというようなこともあり得るわけでございます。そういう点にも留意しながら、これは政治的に御判断をいただいでいく問題かなというふうにご考えております。

○伊藤(英)委員 イラクの問題はまた改めて、いろいろな場を取り扱いたいと思っております。

北朝鮮の問題で、きょうはいわゆる拉致問題の部分ばかりと横におきまして、核等大量破壊兵器のことにちよつと伺いたいんですが、防

衛庁長官、北朝鮮が崩壊していく可能性といましようか、あるいは、軍事的な行動あるいは暴発といましようか、まあ窮鼠猫をかむといましようか、これは結論の方だけを聞きますけれども、そういう可能性ということについて、防衛庁長官はどんなふうにご考えますか。

○石破国務大臣 仮定のことにはお答えできないなぞと云うとまた御不興を買いますが、可能性は否定できないのだからと私は思っています。

それは、歴史の上で、いろいろそういうことがありました。じゃ、何で太平洋戦争は始まったのかということをおっしゃる方もあります。私は、その議論はそのまま正しいとは決して思いませんが、結局、その誤解とかそういうことが積み重なってそういうこともある場合もあるだろう。そしてまた、座して死を待つよりはという議論もあるだろう。あるいはまた、私が昔北朝鮮関係で勉強しましたときに、どうせならば打って出よう、このまゝでも経済は疲弊する一方である、しからば乾坤一てきという場合もなしとはしない、いろいろなケースがあるのだからと思っております。

私どもとしては、暴発しないようにということ、ありとあらゆることを考える、それは、暴発ということが可能性として必ずしも否定できないから、どうすればそうならないかということを知全能をもつて考え、行動するということだろうと思っております。

○伊藤(英)委員 ちよつと具体的に防衛庁長官の認識を伺いたのですが、今、中距離弾道弾のノドン、これが百基くらい配備されているということとを伝えられたりいたしますけれども、そしてしかも、それが日本を標的にしているというふうにも言われたりいたしますか、そのことについては、その真偽といましようか、防衛庁長官はどんなふうにご考えますか。

○石破国務大臣 これも確たる証拠があるわけでも何でもない。ただ、可能性としてそれを否定することは、私はいかかなものかと思つて

おる次第でございます。

○伊藤(英)委員 では、核の問題、核開発の問題については、その核開発の現状といましようかね、あるいは核兵器の配備、あるいは核兵器の保有といましようか、その辺のことについての認識、さらには、最近核実験の可能性もあるのではないかと話がちよつと伝わったりしていますね。この辺はどんなふうにお考えですか。

○赤城副長官 お答えいたします。

北朝鮮の核兵器についての認識、こういうことではございまして、北朝鮮は、極めて閉鎖的な体制をとっておりまして、核兵器開発の現状について、断定的なことは申し上げられませんが、既に北朝鮮が核兵器一、二個を製造するに十分なプルトニウムを抽出、保有しているという指摘や、一つ、場合によっては二つの核兵器を製造している、あるいは少数の核兵器を保有している、さまざま指摘がございまして。

北朝鮮の今回明らかになりました核プログラムにつきましては、これまたその詳細を申し上げる段階にはありませんけれども、アメリカがこの件を発表するに至ったということ、また、北朝鮮がこれを認めたということは大変重い意味を持っているということ、核兵器開発が進んでいる可能性を排除することはできない、こういうふうにご考えております。

また、核実験の可能性についてお尋ねがございました。

北朝鮮がこの核開発計画の一環として地下核実験を近い将来強行するおそれがあるという報道がなされていることについては承知しておりますが、防衛庁としては、かかる情報には接しておりません。

○伊藤(英)委員 今最後に、核実験の話について、そういう報道については接しているけれども、防衛庁としては、その真偽を確かめるためにどういまいましようか、何らかのアクションはとつたんですか、全然とつていないんですか。

○石破国務大臣 核実験というものがどういう形で我々が了知できるかという事は、例えば、地震波の測定がどうであるか、衛星がそういうことをキャッチするかどうか、これは、北朝鮮に限らず、いろいろな国の核実験でも、いろいろな国の情報から私どもはそれを知り得る立場にはございません。

当然のことながら、そういう核実験が行われたかどうかという事は、我が国にとって重大な関心事でございまして、そういうことがあるかどうか、そして、それをきちんと正確に把握するべく努力をするように努めておるところでございませぬ。

○伊藤(英)委員 では、生物化学兵器。生物化学兵器については、今、北朝鮮に、その存在あるいはその開発の状況等については、どういう認識ですか。

○赤城副長官 生物また化学兵器についてのお尋ねでございました。

これまで北朝鮮の体制から見て、極秘裏に進めている活動については、これは確たることは申し上げられませんが、まず、生物兵器については、一定の生産基盤を有していると見られます。また、化学兵器については、化学剤を生産できる複数の施設を維持しており、既に相当の化学剤等を保有していると見られるところでございませぬ。(発言する者あり)

○伊藤(英)委員 はつきり言いますか、防衛庁長官。

○石破国務大臣 ただいま副長官から御答弁申し上げたとおりでございます。そのことについて極秘裏に行われておるわけで、私どもとしては、そういうことが本当にないかどうかということも日朝平壤宣言の中に入っておる、ですから、そのことを確実に履行するべく努力するということが政府の立場かと存じます。

○伊藤(英)委員 今、防衛庁長官が平壤宣言の話がされました。実はこの平壤宣言に、核の問題について、「双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な

解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。」と書いてありますね。私はこれを見たときに、核の問題についての、例えば九四年の合意された枠組みとか、それに基づく核の問題の凍結云々は守られている、そういうことを遵守することを確認したという意味だと思います。私には思いますが、これは防衛庁長官もそう思いませぬか。

○石破国務大臣 九四年の米朝枠組み合意のことを御指摘かと思いますが、大意そのようなことかと理解をいたしております。

○伊藤(英)委員 要するに、だから、これを本当はサインしたときは、今防衛庁長官の言われたとおりの認識でサインをした。だけれども、実際には、この間のケリー国務次官補の話のとおりにいいまいしょうか、これは防衛庁長官も会われたり、あるいは国会でも答弁なんかしたりしてありますが、ああいう事実があった。北朝鮮はいかにこの平壤宣言に対して不誠実だというふうに思われませぬか。

○石破国務大臣 これは防衛庁長官という立場でお答えすることが適当かどうかは存じませんが、仮にそういうことであるとすれば、決して誠実という言葉がそのままではまるとは考えておりません。であればこそ、日朝平壤宣言のきちんとした履行というものを北朝鮮に対して我が政府としては強く要求するということかと思っております。

○伊藤(英)委員 実は今の話は、今非常に微妙な言い方をされましたけれども、北朝鮮も本当に不誠実そのものだったという話なんですよ。

実は私は今非常に心配しますのは、日本、これは防衛庁長官はまさに外交あるいは防衛問題の、安全保障のプロですよ。そして、そのときに、日本の安全保障を考えたときに、何といつても一番ベースはやはり日米関係です。そして、特に北朝鮮問題やらこうしたことについて考えるときに、いかに日米そして日米韓が共同歩調といいましようか、そここの調整の調整といましよう

か、これがどんなに重要かということですね。私は、特に大量破壊兵器に絡むあたりの北朝鮮との関係でいいますと、非常に今微妙な感じなんだろうと思います。微妙な感じとはどういう意味かというところ、アメリカとの関係で微妙な感じと私は思っているんです、これは。

そして、必ずしもこれと一緒にやらないですが、一緒にやらないというか関連があるんですが、今KEDOの問題で、原油の凍結をするかどうかという話が出ています。これについても、報道される場所ですと、アメリカは凍結論だよ、日韓はいわば供給を継続するという話が出たりしていますね。

では、先に伺います。このKEDOの話はどうすべきだと思われませぬか。

○西田政府参考人 答えをいたします。先週末に行われました日米韓のいわゆる調整会議に出席しておいたものですから、そういう立場からもお答えをしたいと思います。

御指摘のとおり、北朝鮮をめぐる問題、特に安全保障の問題につきましては、これは日米韓でまさに最も緊密な調整を持って北朝鮮に当たるべきことが大事であるというの御指摘のとおりだと思っております。まさにそのような観点は先般のメキシコのAPECの三首脳会談でも確認されましたし、そのときの基本認識に基づきまして、先週末、いわば事務レベルでもつてそのようなことのフォローアップをさせていただいたというところでございます。

その中で、今御指摘のいわゆる重油の供給の問題につきましても、大変に真剣なやりとりをいたしました。それで、一部報道にもございますように、ケリーの方からは、アメリカの国内に大変に厳しい意見がある、今のような状況において重油を今後とも供給するというについては極めて厳しい声があるんだということについての紹介がございました。

また、そのようなことと同時に、ケリーからは、そのような状況も踏まえて、友人であるところ

の日本及び韓国との問題について十分対応したいということもございまして、最終的には、御案内のように、十四日に予定をされておりますKEDOの理事会に向かつて共同歩調をとれるよう、さらに調整を続けていくということも合意を見たところでございます。

○伊藤(英)委員 防衛庁長官、ちょっと先ほどの話に戻ります。

要するに、私は、この平壤宣言、あるいは本当は九月十七日の日朝首脳会談の持ち方、あるいはそこに至る経緯、そして、あの宣言として署名をされた部分の中での特に大量破壊兵器に絡むあたりの安全保障の問題、この辺のことについて考えたときに、日米関係という意味で、もちろん私もよく、日本が自立した外交、アメリカとの関係においてもそういうことを私もよく申し上げたりするんですが、しかし、本件について北朝鮮との関係で考えたときには、私は日米関係について非常に注意をしないといけないということを非常に思うんです。

そういう意味で、この一連の日朝交渉をめぐる話というのは非常に心配されるなということを私は思ったりしますが、恐らく防衛庁長官も多分私と同じようなことを考えるんだと思うんですが、どんなふうにお考えですか。

○石破国務大臣 これは当時、先生ともお話しさせていただいたのを覚えています。何でKEDOというものが始まったのかねということも話ささかのぼるんだらうと思っております。

クリントン政権のときに、いよいよもう一度北朝鮮に対して攻撃をしかけるかという議論がクリントン政権の中で本当に現実味を伴って行われた。しかし、そうした場合に、アメリカのこうむる損害が非常に大きいのでということで、KEDOということになった。そのときに、じゃ日本がどうしてKEDOにだけだけ拠出をするのという議論になって、そのときに、私が覚えておりますのは、だって、その北朝鮮のミサイル、アメリカまで届かないでしょう、これは日本に届くミサイ

ルなんですよ、だからKEDOによつてその危険を減殺するために日本がその分を負担するのは当然でしょう、こういうようなお話であつたように記憶をいたしております。

ですから、核開発をとめさせるというものとKEDOをやるということが同時並行で進んでおつた、それはクリントン政権においてそうであつた。そして、韓国において太陽政策というものが進んでいった。しかし、今、その枠組みがどうも微妙に、本当に、同床異夢とは申しませんが、少しずつずれがあるのかもしれない。そのずれを生じさせないように、日米韓三国で、とにかく北の核開発を断念させ、ミサイル実験を断念させるということのために認識を統一する必要があるんだらうというふうに思っています。

もちろん、米朝枠組み合意をきちんと守りなさいという場合に、北朝鮮にしてみれば、そんなもの、あなたの国に関係ない、私の国とアメリカとの話なのであなたは黙っていないさといふことかもしませんが、さればこそ、日朝平壤宣言の、すべての国際約束という言葉が生きているのだらうと思つています。

そういう観点で、私どもとしては本当に日米韓三方国の認識、これを統一させなければ、向こうの方に、アメリカにはこう言い、日本にはこう言い、韓国にはこう言い、そのときに対応が分かれるといふことが一番懸念されることであつて、認識の一致といふことにつきましては、私といたしましては全力を尽くしておるところでございます。

○伊藤英委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺周委員 民主党の渡辺でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。このいわゆる有事法制三法案の中で、私どもがこれまでずっと、本年議論をしてまいりました。その中でいわゆる武力攻撃のおそれという点でございますが、直近の例をちよつと挙げて考え

ますと、例えば先般、奄美大島沖で海上保安庁と海上銃撃戦を行ひまして沈んだ船がございました。この船が長い時間をかけて引き揚げられまして、そして内部がある程度調べ尽くされた。この点について考えますと、不審船がいわゆる武装工作船だといふことがはつきりしたんですが、武装工作船が武力攻撃のおそれなのかどうなのかといふことについては、例えば今回の事案を見た限りではどうなんでしょうか。いわゆる武力攻撃事態があつた場合、あるいは武力攻撃のおそれがある、そのおそれといふのは例えば今回の場合当てはまるんでしょうか。どうお考えですか。

○石破国務大臣 それは一概にこの場合はこうといふふうには、例えば昨年の東シナ海沖事案について、それは予測なのかおそれなのかといふことは極めて難しいと思ひます。つまり、組織的な、計画的な我が国に対します武力の行使、それが武力攻撃だといふふうには私どもとしては考えておるわけでございます。では、あの工作船が我が方の巡視船に対してあのような形で発砲したといふことが組織的、計画的な我が国に対する武力の行使といふ評価ができるかどうか、そのことにつきましては、これはなお今後検討を要するであらうといふふうにお答えができませんことをお許しいただきたいと存じます。

○渡辺周委員 今回の場合、いわゆる不審船ではなかつたんです。国籍不明の漁船を装った船が我が国の領海内に入つてきた。しかし、この場合は、単なる密漁船なのか、あるいはほかの目的を持ってきたものなのかわからないけれども、ですから不審船だとされてきた。

ところが、今回は引き揚げてみたら重武装であつた。ある意味では本当に、これは実は先週の安全保障委員会でもやりましたけれども、はっきりいって、これはもう人を殺傷するどころか、相手国の、例えば海上保安庁の船ならあるいは海上自衛隊の護衛艦なりに対しても十分に攻撃し得る、十分なダメージを与えるだけの能力を装備し

たものであつたわけですよ。

そうしますと、今後、類推すると、例えば不審船と呼ばれたものが実は武装工作船だつた場合に、これを我々はどうとらえたらいいのかなと思つたときに、これはひよつとしたり、意図がわからない、組織的かどうかからいっても、ただ、ある国からもう来ている、そしてそれがもうある国のある港を出て既にこちらへ向かつているといふのは偵察衛星によつてある程度もうわかっているわけですね。そうなつた場合、例えばこの事案があつた場合に、次またあつた場合ですよ、これはもちろん仮定の話をしていふ、当然この国といふのは防衛庁長官もお答えづらひでしょうから。その場合に、ある程度意図を持って、ある国から出てきた船が、これが例えば複数であつた、それが何らかのオペレーションを持って日本の、我が国の領海内に来た場合に、これは明白な脅威といふふうには感じ取れるんじゃないですか、実際、今回は武装してたわけですから。

これが今後また起きた場合、要は今までの議論の中でテロ・不審船対策といふ中でいへば、不審船対策といふのは、今度は不審船じゃなくて武装船だつたわけですよ。その場合にはこれはもう明白な我が国に対するおそれといふふうには判断するべきですか、どうでしょうか。今回の事案を受けてどうお考えですか。

○石破国務大臣 これは前提を設定するのがいろいろあるだらうと思ふんです。つまり、いわゆる周回衛星の情報収集衛星が、そういう船が某々といふ港にいる、いついつ出たと。これは、周回衛星も回る頻度によりますから、それがどれだけ確度が高いものかわからない。そして、我が方がどここの国だか知りませんが、そういうところまでP3CならP3Cを公海上まで飛ばす、あるいは限界線まで飛ばすといひましよう、防空識別圏の限界まで飛ばす。そこで何がわかるかといふことによるんだらうと思ひます。ただ、これは国連海洋法条約の無害通航との関係をもとに整理するかといふこともございま

しょう。我が国の領海法というのは、実はお魚をとるための法律であつて、そういう行為を禁止した、つまり国連海洋法条約に定められていることに対応した法律もございませぬ。そうした場合に何が使えるのかといふことを本当に整理する必要があるんだらうと思ひます。

ただ、繰り返して申し上げますように、組織的、計画的な武力の行使といふことであります。その予測、そのおそれといふものをどのように判断するかといふことは一概に申し上げることはできません。ただ、あわせて、関係法律といふものがどのように適合するかといふことも私どもとしてはたまたま精査をいたしておるところでございます。

○渡辺周委員 前回の安全保障委員会ときもやりました。実際、こちらは海上における取り締まりとしての海上保安庁、しかし相手は強力な殺傷兵器を持つていふという非対称の存在になるわけでありませぬ。

きよの最初の発言の中にもございましたけれども、武力攻撃事態以外の緊急事態についても総点検を行い、必要な検討を進めていくんだということですが、今回のいわゆる不審船が実は武装工作船であつた、果たして海上保安庁だけで第一義的に取り締まるということができるのかどうなのか。つまり、今までも防衛庁長官に就任前から繰り返し発言をされておられましたけれども、この問題についてやはりちゃんとしておかないと、今ある脅威といふのはそこにあるんだと。かの国が、例えばいろいろこれから安全保障協議を始めたとしても、米朝の枠組み合意を無視してもう既に核開発をやつていたような国でございませぬから、この問題については双方のいわゆる脅威とならないようなことを言つたつて、また次の手、二の矢、三の矢を撃つてくるであらう。そのときに我々の国はどうするかといふことをまず第一義に私はやはり議論しておかなきゃいけないと思ふんです。もう一つだけ質問します。

いわゆる地下鉄サリン事件がございました。地下鉄サリン事件があったときに、正体不明の例えばこういういわゆる化学兵器テロのようなことが起きた場合に、これはやはり先ほどと同じですけども、不審船あるいはテロ対策という意味ではこれはどういう形で今後日本の国は対応するようになっているのでしょうか。

つまり、今まで現実起きたことを私は申し上げているわけであって、今までは、仮定のお答えできないから一般論でお答えするというふうには先ほど来答弁を繰り返されていますけれども、現実にあつたことですから、この場合の二つのことを例えば考えれば、実際あり得たことをひとつ教訓にしてどのように、先ほどの私が申し上げている、一般論ではなくて、これは現実の問題として、いわゆる生物兵器テロあるいは化学兵器テロそれから正体不明の武装工作船にどう対応していくんでしようね。これは先ほどの発言を受けてお尋ねをするわけですけれども、防衛庁長官にそのお考えを聞きたいと思えます。

○石破国務大臣 前段の非対称というお話でございます。これは、例えば武装において非対称ということもございませぬ。しかし、意図において非対称ということ、非常に変な言い方をいたしますが、武装が非対称な場合と、武装はどうということはないんだが意図だけはなぜか完璧な日本に対する計画的、組織的な武力攻撃であつたというふうな場合もございませぬ。いろいろな組み合わせがあるだろうと思つて。そして、使われるのがあくまで、海上警備行動であれ治安行動であれ、使われる権限は自衛権ではなくて警察権を使っているわけですね。しかし、出るのは護衛艦であり戦車である、治安行動の場合。そうした場合に、相手を受けるイメージはどうなんだというところだと思つて。そここのところの整理が、いま一つ国民の皆様方にわかりやすいように提示がされたというふうには思つておりませぬ。もちろん議論はきちんとしておりますし、理論も精緻なものをつくつておりますが、そここのところ

の説明の仕方の問題なんだろうと思つて。そしてあわせて、では、第一義的には海上保安庁がやる。しかしながら、海上保安庁の船というのは基本的に商船構造ですから、自衛隊の船のように軍艦構造なわけではない。そういう、先生御指摘のような攻撃に対して弱い。だとすれば、では海上保安庁の船もそういうような軍艦構造にするべきなのかみたいな議論をいたしますと、そうすると物すごくお金がかかってくる。私は、そういう場合に国家としてどういふような資源配分を行うかという視点もあるのだろうというふうにご覧いただき、そのあたりが、私どもで今鋭意検討し、国会の御議論にまたお願いをしたいと思つております。

それから、後段のサリンはどうだという話でございます。これは可能性として、では、治安行動の可能性があるかどうかということだろうと思つて。昨年、自衛隊法の改正をいたしました。では、こういう場合に治安行動が果たして可能かどうか。あくまで警察権の行使として治安行動、つまり、警察力をもってしては対処し得ないという事態に該当するかどうか、そういうことであらうと思つております。

地下鉄サリン事件というふうによく言われますし、オウム真理教もテロ集団として認定をされておるかと思つておりますが、では、地下鉄サリン事件とは言いますが、地下鉄テロという言い方が本当に行われているかということも、私どもとして、テロとは何かということについて共通の認識を持つこともまた必要ではないかというふうにお話しております。

○渡辺(周)委員 余り一般論ばかり議論をしていても、結局、仮定の話にはお答えをできないというふうな答弁が、一般論、一般論ということで議論されますから、私はあえて、これまでであった、現実には日本の我が国に存在した脅威を例に挙げて、その場合どうするかということをお尋ねしたわけでは。事実、こういう脅威が存在する中において、では我が国はという話をしてきたときに、

やはり今日の前にある脅威に対してどう対応するかということの議論をしなければいけない。

ただ、私自身は、前回の有事法制のこの特別委員会でも質問をいたしましたけれども、やはり国のもう一つの法律をつくるというぐらいの確固たる思いがなければできないと思つて。つまり、もつとやまれば国民参加型の、国民が総参加して、有事法制というものはそもそも何か、なぜ我が国の憲法の中には、これは国家緊急権の規定はない、一部参議院の緊急集会の部分が非常にいびつな形で存在してとか言われますけれども、それはやはり国会で、私は、有事法制調査会をつくつて、あるいは憲法調査会と同時進行で、これは全政界が参加をして、地方の全首長も参加をする形でやはり本場の議論をしていかないと、国民の中に一体何が議論されているかわからないのではないかと思つて。私自身は、これは、暴君の為政者が存在したときに法の空白があつた方がかえつて危険であると思つて。ルールなきことが一番危険でございませぬ。ですから、この有事法制、有事のときの法体系というのはやはり議論をちゃんとして、ちゃんと成立させておかなければいけないと思つて、ただ、何か知らないところどころでどんどん進んで、あつという間に決まつたということであつてはならないと思つて。それは私の持論でございませぬ。

取集が主な業務だ。実際これをやるとなれば、地方の役割はどうするのか、地方の権限はどこまで存在するのか、あるいはそれに伴う出資はだれが見るのかといういろいろな、これは地方もこれから出てくるわけですね。

例えば、国民を避難させるといっても、では一義的にはこのセクションが持つのか。小さな市町村単位なのか、それとも都道府県単位なのか。市町村単位なら、ある程度住民の生活状況を隅々まで理解しているけれども、都道府県になると、とてもじゃないけれども末端まで行き届かない部分がある。そうすると、地方自治体のどの部分が本当にやるのか。そしてそれについてはどのセクションがやつて、今後はそのための、例えば県民保護局なり、緊急事態支援室なりをつくらなきゃいけない。そうした場合の、例えば人員の補充なり予算措置なりはどうするのか。その点については、今のような検討をされているのでしょうか。

○福田国務大臣 国民の保護の法制にしましては、これは国民の安全等に関して極めて重要な内容を含むわけございませぬ。これはまさに、多少の時間をかけて、そして国民の御意見等も徴し、地方公共団体その他の機関の御意見を十分に聞いた上で、その内容を詰めていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

その骨格については内閣官房で作業いたしました。そしてこれは先ほど来御答弁申し上げておりますけれども、委員会の御要請があればこれを明示したいというふうに考えておりますけれども、そういうような段階で、今後具体的に内閣官房を中心にしてその充実を図っていくべく努力をしてまいらう、こう考えておるところでございます。

○渡辺(周)委員 今後具体的にということでございますが、いつごろまでをめぐり、二年後をめぐりにされるのか、どうなんでしょうか。その点について、ある程度定期的なものは念頭に置いて考えていらつしやるのですか。

○福田國務大臣 たいま御審議をお願いいたしてありますこの対処法の成立、施行後二年以内に国民の保護の法制整備をいたしたい、このように考えております。

○渡辺(周)委員 またこの議論はしませなければ、やはり国民保護の全容が明らかにならないと、これは正直言つて、国民を国はどう守るのかあるいは自治体はどう守るのかというところが全く見えないまま事態対処の法案だけが進むということは、やはり国民の中に、権利と義務と言われまされども、国民の権利と義務も発生しないと思ふのです。

この点については、やはり私は同時に出すべきじゃないかと思ふのですが、どうなんでしょうか、国民保護については。

○石破國務大臣 当庁とも関連あることでございますので、答弁をお許しただければと存じますが、そういうお考えはあるんだろうと思ひます。つまり、国民保護法制というものがきちんとできて、それと同時に出すべきだというお話しはそれなりに議論として存在するんだと思ひます。

ただ、先生御存じのように、これは本当に複雑多岐にわたることであつて、そのことを議論してゐると一体どれくらいかかるのかということだと思ふのです。ですから、与党の中で、また民主進本部をつくり、その中にいろいろな各界の代表の方に入つていただいて、議論にドライブをかけていくということなんだろうと思ひます。

これができなければ、では武力事態対処法も出せないのか、そしてまた一分類、二分類というものをせねないのかといへば、やはりそれはどちらかが先行するということがあつていいのだろうと思ひます。結論は一緒なんです。全部そろわなきゃ意味がないということで結論は一緒なんです。

ただ、そこにおいて、例えば避難なら避難というのがある、警報なら警報というのがある、補償なら補償というのがある。そういう項目について

では、私は、賛成、反対、方法論は別にして、御異論のないところだろうと思ふのです。こういうようなことについて議論をしましょうねというよな整備推進本部ができて、そこで本当に議論がされる、結果としてすべてが同じ時期にそろつておるといふことが一番望ましいんではないかと思ひます。

要は、目指すべきものは一緒ですが、それが、輪郭だけではだめだ、項目だけではだめだ、全体ができなければ武力攻撃事態対処法もやるべきではないという御議論には、私は賛成をいたしかねるところでございます。

○渡辺(周)委員 私自身は、やはり国民の権利と義務というのを考えれば、当然もし万々が一有事があつた場合に我が国の政府が何をすべきか、地方公共団体が何をすべきか、あるいは指定公共団体は何をするのか。しかし、やはりまず言われなきゃいけないのは、武力攻撃に対する対応のみならず、まずはやはり我が国の国民の生命と財産がどう守られるかということが前へ出てこないこと、そのときにはすべてにおいて協力せよということだけでは、冗談じゃない、おれたちは自分たちで勝手に逃げるよということになるわけでございます。

その点については、国民保護の法制というのは絶対に進めていただいて、これは私自身の考えですが、やはり有事法制の根幹をなすべきものだという形で、これは私は国民の大多数のコンセンサスを得られるような形で、透明性を持って進めていただきたいと思います。ちよつと次の質問がありますから、この議論はまた次回やりませう。

せつかくきようは外務省をお呼びしています。また新しい事実が発覚をいたしましたけれども、外務省にお尋ねをいたします。北朝鮮問題ですが、いわゆる脱北者の問題でございます。お尋ねしたいのは、北朝鮮難民救援基金、これはいかなる団体なのかということをお尋ねをしたいと思います。そして、一昨日ですか、新聞

等に報道されて、各紙が追いかけてましたけれども、いわゆる北朝鮮からの脱北者、この方々を日本の政府が極秘に入室させていた。この点について、まず一つ、北朝鮮難民救援基金という団体はいかなる団体なのか、そして、新聞報道されたことは事実なのかどうか。ちゃんとお答えください。

○齋木政府参考人 お尋ねの第一点でございますけれども、この団体は、北朝鮮の難民に対して食糧、医薬品、それから衣服、衣料その他もろもろの支援助物を配給してゐるNGOでございます。第二点目でございますけれども、確かに、お尋ねの件、週末の新聞等で報道がございましたけれども、日本への出入国に関する個別のケースにつきましては、今の御質問の件でございますけれども、御本人あるいは関係者の方々の身の安全に非常に関係することになると思ひますし、また、それぞれの方々のプライバシーにやはり配慮しなければいけません、そういう観点もございまして、事実関係の有無を含めまして、この場でコメントをいたしますことは差し控えていたいただきたいと存じます。

○渡辺(周)委員 今、本人、関係者、家族などの安全に大きく影響を与えるというふうにおっしゃいました。つまり、事実だから答えられないということですね。

○齋木政府参考人 私はそういうふうにお申し上げたわけじゃございませんで、そういう出入国の個別の案件につきましては、大変機微な地域におきます案件ということであれば、なおさら御本人あるいは関係者の身の安全ということをよく考えて対応しなきゃいけないということでございますので、個別の案件につきましては、ここでコメントをすることは差し控えたい、こういうことでございます。

○渡辺(周)委員 もう既にこれだけ今までも報道されております。今回、ある意味では一般紙がはつきりと書いたわけですね。これはもう事実だといふふうには我々も当然認識しているわけなんです。

す。この間、安全保障委員会で申し上げたあの青山健照さんの例を挙げるまでもなく、既にもう、私は日本政府によつて極秘に入室してきてるんだという方が何人も発言されてゐるわけですね。ですから、この点については一般論としてお尋ねするしかないのかなと思ひますけれども、ちよつと質問を変えますと、じゃ、この北朝鮮難民救援基金と外務省はこういう関係にありますか。

○齋木政府参考人 たいま御指摘がありました基金と私ども外務省との関係でございますけれども、私どもは、基金の方々との間で常時、いわゆる脱北者問題についての意見交換、情報交換をやつておる、そういう関係でございます。

○渡辺(周)委員 意見交換をしてゐるということですね。今、そう御指摘がありました。金銭的な支援はしてらっしゃいますか。

○齋木政府参考人 いたしております。

○渡辺(周)委員 一部には、外務省から千数百万円の基金に対する寄附があるんじゃないかというふうな指摘もあつまして、これは調べますけれども、事実として、ないというふうには認めませぬ。意見交換はしたことがあるけれども、資金は、要は寄附等はしたことがないということですか。

に対して報奨金を出して、いわゆる不法入国者に対する摘発をやっているということが一点。それから、北朝鮮に送還されるとどんな迫害を受けるかといいますが、北朝鮮刑法四十七条で、反国家犯罪で七年以上の労働強化刑に処する、情状が特に重い場合は死刑及びすべての財産没収刑に処する、こういうことが北朝鮮の国内では行われています。とにかく捕まって戻されたら最後、国家反逆罪で最低でも七年の強制労働、強制収容所に入られるわけですから、これも、こういうことがあるとすれば、というよりも、あることを認識していらっしゃるかどうかが。

そして、中国では北朝鮮からそのような入国者はいないということになっていきますけれども、日本政府はどういう見解をお持ちなのか。そして、実際、強制送還されればどういう目に遭うか、今申し上げたような事実があるのかどうか。その点はどう認識していらっしゃいますか。

○齋木政府参考人 一般論として、北朝鮮からのいわゆる脱出者、脱北者の問題でございますけれども、私も私としては、実態、これは必ずしも一〇〇％把握しておるわけじゃございませんけれども、こういった方々が北朝鮮を脱出するということは報道にもあるとおりでございます。また、そういった脱出をしなければいけませんし、また、基本的には、北朝鮮の中における食糧の問題、食糧難の話とか経済難等々、そういった内部事情があるものだというふうに思っております。

いわゆる脱北者問題につきましては、中国政府と私どもの間では随時、意見交換、これはやっております。ただ、具体的にどの案件についてどういうやりとりをしているかということになりますと、私が先ほど申し上げたように、それぞれの方々、あるいは関係者、北朝鮮に残っておられる方もおられるから、やはりそういった身の安全あるいはプライバシーといったことにかかわってまいりますので、この場でその一つ一つも含めて具体的なことを申し上げるのは差し控えさせていただきますかと思っております。

○渡辺(周)委員 それではもう一回お尋ねしますが、もしこの報道されたようなことが一般論として事実だった場合に、北朝鮮から中国に川を渡って逃げてきた、そして逃亡するチャンスをお手配して待っている、その方々が何らかの手段によって第三国へ逃げる手だてを得られた場合、この方々を日本に入国させるといことは、例えば日本国籍を有する方の場合においても、いわゆる他国への、これは中国側ですよ、中国側から見れば、自国への不法入国者、ある別の国が、要は極秘に出国させ、入国させたということになれば、これは超法規的措置だと思っておりますが、一般論ですよ、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

それから、官房長官に最後、お尋ねしますけれども、きょうの記者会見で福田長官は、やはりこの問題で、極秘帰国が判明したということでも質問がありましたが、本人、関係者、家族などの安全に大きく影響を与える云々と、先ほど齋木参考人が答弁されたとおりのことをおっしゃっているわけですが、これは内閣府として、実際どうい問題が明るみに出た、恐らく後追い報道も出るでしょう、新事実もこれからどんどん関係者が発言するでしょう。既に、ある委員会では、こうして帰国した方を参考人質疑と呼ぶということも理事会で決定したというふう聞いていますので、これは私ももう隠し通せる問題じゃないと思うので、最後に、官房長官としての今回の問題についてのお考え、それから、今後日本政府としてどう対応するのか、この点についてのお考えを伺いたいと思っております。

まず外務省から。  
○齋木政府参考人 御質問の前段のところ、いわゆる脱北者の中で日本人、日本国籍を持つ者がおった場合ということになるのかというお尋ねだったかと思っております。

そもそも、外国、海外で日本人の生命、身体、財産、こういったものを保護する、その安全のためにいろいろとやらなきゃいかぬということは日

本政府としての当然の責務でありまして、これは外務省の仕事の一つでもあるわけでございますけれども、いわゆる北からの脱出者、脱北者であるか否かにかかわらず、日本国籍を持っている人が日本の在外公館、大使館、総領事館に保護を求められた場合には、その方々をしっかりと保護し、またその安全を図っていくことは政府としての当然の責務であろうというふうに考えております。

ただ、お尋ねの中で個別の話がございましたけれども、やはり個別の事案につきまして、その内容あるいは件数も含めまして、御本人それから関係者の身の安全あるいはプライバシーということに大きくかかわって来ていると思っております。また、申しわけありませんけれども、この場でコメントをするには差し控えさせていただきますかと思っております。

○福田国務大臣 ただいまの問題は、今外務省参事官が答えをしたとおりでございます。やはり、今の情勢において、今の環境において、身分を明かすとかいうようなことは、本人のプライバシーの問題もさることながら、身の安全、家族の安全とか、それからそれに関係する方々の安全の問題もあるといういろいろな事情があるのかと思っております。その辺はなかなか事実関係が明らかにならないという事情があるということ、これは御理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、将来どうなのかということになりますれば、そう簡単に申し上げられないものとは思いますが、例えば環境が変わってくる、事情が変わってくる、例えばの話ですよ、北朝鮮と日本との関係が大幅に改善された、もしくは、先、正常化されたとかいったようなことがあれば、それは身の安全とかそういうものはお互いに保障される、できるような状況になる。そういうことになれば、その段階においていろいろとまた新しい事実が判明し、そして、それに基づいて両国間でその問題を一つ一つ解決していくという努力を今後していかなければいけない。そういう

可能性は十分に将来あるわけでございます。

○渡辺(周)委員 それでは質問を終わりますけれども、一言申し上げると、今回なぜこういうことが出てきたかというのは、私は、中国の公安当局に拘束された方に対する、やはり日本政府から何らかの関係があったんではないかと。その点についてはまた改めて事実確認をしますけれども、きょうはこれで終わります。

○鳩山委員長 次に、筒井信隆君。

○筒井委員 民主党の筒井信隆でございます。きょうは、基本的な点、有事法制についてお聞きをしたいと思っております。

有事法のすべての出発点は、武力攻撃事態の認定でございます。武力攻撃事態の認定がなされてから、政府の対応、自衛隊の対応が始まる。さらには地方自治体の対応、国民の対応、すべてその認定から始まるわけでございます。どうい場合を武力攻撃事態とするのか、これは極めて重要な問題でございます。その点で今政府から出されているこの法案、極めてあいまいかつ非常な危険性を持っている。

特に、この二点についてそう言えるというふうな考えておりました。一点目は、前国会でもいろいろ議論されましたが、この武力攻撃事態の認定の際に、武力攻撃が発生した事態、おそれのある事態、予測される事態、予測される事態まで含めている、これが極めてあいまいにさせている大きな理由だと思っております。

防衛庁長官にお聞きしたいんですが、予測される事態、これは削除すべきじゃないですか。少なくとも、今の自衛隊法に基づいた、発生した事態とおそれのある事態、それだけに限定しなければ余りにもあまい過ぎる、こう言えませんか。

○石破国務大臣 そういう御議論はあり得るだろうと思っております。

ただ、私どもは、予測される事態、おそれのある事態、そして武力攻撃事態、それを全部ひっくるめて武力攻撃事態と言うことは、やはり実態と乖離があるのかもしれないという御議論、そういう



うものは傾聴に値する話だろうとは思っております。

この後、与野党でいろいろな修正の御議論がなされるものと承知しておりますが、ただ、予測される事態まで外してしまおうということが本場に適切で適切な対応とマッチするかといえ、私は違うような気がいたします。ただ、それも、武力攻撃事態という概念でくくってしまうことに問題があるという御議論が先国会でなされたことはよく承知をいたしておりますし、私どもとしてもよく検討してまいらねばならぬ、かように考えております。

○簡井委員 私がお聞きしているのは、武力攻撃事態の認定に当たってをお聞きしているので、予測するとかしないとか、これが間違いだと言っているんじゃないんです。武力攻撃事態の認定の中から予測される事態を外すべきではないか、こういう質問なんです。その点、もう一度厳密に答えさせていただきます。

○石破国務大臣 すれ違いの答弁で恐縮です。あるいは先生のおっしゃる趣旨を私は取り違えているのかもしれませんが、それを外すべきだとは思っておりません。

○簡井委員 そうしますと、福田長官もそうですか。武力攻撃事態の中から予測される事態を外すべきではない、こうお考えですか。

○福田国務大臣 私もそうなんですけれども、現実には武力攻撃が発生する前の段階において、その時点における国際情勢とか相手国の動向、そしてまた我が国への武力攻撃の意図が推測される、こういうことから、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態において、国全体が一体となって、自衛隊の活動による対処措置、国民の被害を防止するための警報の発令等というようなさまざまな対処措置が迅速に実施されることが重要である、こういう観点から、この予測の事態を必要と考慮しております。

○簡井委員 私は、予測される事態を含めたそれだけで有罪法には反対すべきだというふうに考えて

ておりますので、その点を確認させていただきました。

ただ、この問題は前国会でいろいろ議論されました。きょうは主にもう一つの点、この武力攻撃事態の認定において、「我が国に対する外部からの武力攻撃」と規定されておまして、我が国領域における武力攻撃に限定していません。安保条約では、我が国の施政下における武力攻撃に限定しているわけでございます。安保条約よりずっと広がっている。だから、他国領域において我が国の艦船等に対する攻撃まで含めてしまうことになる。これも極めて重要な大きな問題で、これだけでも私は、このままであれば反対すべきだというふうに思っているわけでございます。少なくとも、安保条約と同じように、我が国における武力攻撃に限定をして武力攻撃事態の認定をすべきではないですか。

○石破国務大臣 私は、そのようには思いません。

これは、何が一番日本の平和と安全を守るのに寄与するかという考え方の問題なのだろうと思っております。恐らく、先生の御指摘は、我が国領域内で発生したものに限定されなければ、これは集団的自衛権の話まで行ってしまうのではないかと、この御懸念があるのかもしれないが、例えば公海上の我が国の船舶、それが公船なのかそうでないのか、軍艦なのかそうでないかということについていろいろ対応は分かれないかと思っております。そういうものに対する攻撃は我が国に対する武力攻撃ではないものとして排除をする、そういうような必然性というものは私にはよく理解をいたしかねるところでございます。

なお、日米安全保障条約には確かに、日本の施政下の領域における、このような規定がございます。逆に申し上げれば、この日米安全保障条約のこのような規定は、いろいろな安全保障条約の中よりかなりユニークもしくは類例を見ないものというふうに承知をいたしておるわけでございます。例えばNATO条約、ANZUS条

約、アメリカ・フィリピンの安全保障条約、あるいは米韓、そのようなものにおいて、公海上における艦船に対する攻撃、そういうものも条約の対象とするというのが一般的にはずであります。

日本の場合、なぜ領域というふうに限ったかといえ、それは、先生御案内のとおり、北方領土の問題、沖縄の問題、そういうことがあったかとは存じますが、なぜその分が除かれているのか。逆に言えば、公海上で我が国の船が攻撃を受けても、それは日米安全保障条約の対象ではないということ、このことをどう考えるかということに関連することかと思っております。

○簡井委員 公海上における我が国艦船に対する攻撃が我が国に対する攻撃ではないなんて私は言っていないんです。それも今聞きますが、それが今の、公海上にしても、他国領域内における我が国艦船に対する攻撃、これは日米安保条約上の対象外になることは今申し上げられました。それをもう一度確認しますが、日米安保条約の対象外になりますね。共同作戦の対象外ですね。

○石破国務大臣 基本的にこの条約はそういうものだと。それは、明文でそういうものが対象と含まれておりません。これがほかの条約と異なる点であろうというふうに考えております。

○簡井委員 そうすると、いろいろな矛盾が出てくるんですよ。具体的に聞きますが、例えば今のテロ特措法でもいいですが、他国領域内で行動している自衛隊の艦船、これに対して攻撃を受けた場合にどう対応するのか。

前国会で中谷防衛庁長官は、それに対してこういうふうには言っています。武力攻撃される危険が生まれたら中断して逃げなければならぬ、我が国としては集団的自衛権は行使し得ないということと、その地域を離脱するということと。

他国領域に私は今限定して聞きます、公海上だとまたいろいろあれが有りますから。他国領域内で行動している自衛隊の艦船に対して武力攻撃がなされた場合に、あるいはなされようとして

ですか、それともそうではないんですか。

○石破国務大臣 その前後の問いがどのようなものであったか知らないのでお話をいたしますと、あるいは正確を欠くところがあるかもしれませんが、基本的には、そういうような地域では行動をしない、活動をしないということなのだろうと思っております。そういうような状況になれば、それは任務を中断するということは、当時の中谷長官のお答えのとおりかと存じます。

○簡井委員 それに対して福田官房長官は違う答えをしておりまして、そういう場合にも武力攻撃事態と認定されて反撃する場合があります、こういうふうに福田官房長官は答えておりますが、どうですか。

○福田国務大臣 これは、どういうやりとりの中でそういう発言が出たのかわかりませんが、私も、それはそういう場合もあり得る、それは状況いかんということですね。例えば、武力攻撃があった、それが連続性、計画性といったようなことで明らかに我が国に対する攻撃といったように認定されるようなときには、反撃することは当然あり得るだろう。

それからまた、もう一つ、自衛権の発動ということもあるわけでありまして。自衛権の発動三条件にかなっていなければならないということももちろんでございます。

○簡井委員 外国にあつたとしても、我が自衛隊の艦船に対する攻撃、これに対する反撃は私も個人的自衛権の発動だと思っております。それは別に私はそうではないと言っているんじゃないんです。ただ、防衛庁長官は、前防衛庁長官を含めてですが、そういう場合にはその地域を離脱する、逃げると言っている。しかし、官房長官はそれが武力攻撃事態と認定される場合もあり得る、だから反撃する場合もあり得ると言っているわけですよ。ニュアンスの違いじゃない、もう言っていること自体が全然違いますよ。それはどういうふう

に統一されるんですか。

で、よく整理をしなさいかぬのだからと思いがすが、前中谷長官のおっしゃられたことと福田官房長官のおっしゃったことは全く矛盾をするものではないかと。それではどうですか。

それと、自衛権発動の三要件に該当するということになり、当然のことながら防衛出動が下令をされなければいけない、下令をされたとしても、なおその三要件を満たさなければ自衛権の行使としての武力の行使はできないということであって、防衛出動を下令する場合にはそれなりの要件があるということになります。

そして、テロ特措法に基づいて行動をしておりますときは、当然のことではありますが、防衛出動の状況を想定しておらないわけではございません、そういう状況で攻撃を受けたとすれば、それはそれなりに自衛隊法の中で、例えば武器等防護等々の規定を使うことはあるにいたしても、それが反撃、自衛権の行使としての武力行使にならないというのとは当然のことです。その二つの場面は別に相矛盾するものでもございませんし、その場合に適用される法律というのがおのずから異なるのは、先生御案内のとおりでございます。

○簡井委員 武力攻撃された場合に反撃するのは、私は個別的自衛権の行使だと思っております、それは反撃するんですから。その反撃する場合に、先ほども官房長官も言われましたが、アメリカ軍の後方支援としてやっている、そのときにアメリカ軍との共同行動はできないんでしょう。それはどうですか。

○石破国務大臣 共同行動ができないということは、それは集団的自衛権の行使に当たるような共同行動という御趣旨でおっしゃっているのだから、それはそういうことかと存じます。

○簡井委員 だから、先ほど確認したように、安保条約では、共同行動ができるのは、日本国内、日本の施政下における武力攻撃に限ると、これは確認したんでしょう。

今私が聞いているのは、他国領域内において武力

力攻撃を受けた場合に反撃すると言われました、反撃する場合もあり得ると。反撃する場合でも、その場合に、アメリカ軍との共同対処はできないんでしょう。それは日米安保条約の範囲を超えちゃうんでしょう。

○石破国務大臣 恐縮でございます。それがどういふ場面なのか、つまり、同意を得た他国の領海といたしますか、領海でなければ、公海ですとその状況が混乱をいたしますから。同意を得た他国の領海で日本の船が攻撃を受けた。しかし、それに対して武器等防護等々で反撃することは当然に可能であるということ、そしてまた、それは先生、個別的自衛権の行使というふうにおっしゃいました、自衛権行使としての武力行使をする場合には、私も当然、防衛出動によらねばならないわけで、そのときは三要件を満たさなければできないわけがあります。

そうしますと、共同対処とおっしゃるの、どのような前提条件を設定されて、どういう場合といたすか、恐縮でございますが、お示しをいただければ幸いです。

○簡井委員 私は、どういふ場合とか何かじゃない、すべての場合に他国領域内においてはアメリカ軍との共同対処ができないんでしょうと聞いています。それとも、安保条約の範囲を広げて、そこではできるといふんですか。

○石破国務大臣 それは、できないというふうな断言を私はしておりません。それは条約をお読みいただければよくわかりになりますことかと存じます。それは、義務が発生することかと存じます。それは、義務が発生することかと存じます。それは、義務が発生することかと存じます。

かという点でございます。つまり、応援義務が発生する要件としては書いていないということであって、義務は発生しませんが、そこで共同の行為をとること、それは可能でございます。それは、領海内、領海外、施政下、施政外、そのこと

で変わるものだと認識をいたしております。○簡井委員 そうしますと、安保条約でこういうふうな規定している意味を全く無視することになりますね。安保条約第五条で、「日本国の施政の下にある領域における」武力攻撃に対し、「共通の危険に対処するように行動する」と、わざわざそこで施政下における行動に限定している。

今の話だと、じゃ、そんな限定をする必要はないじゃないですか、安保条約。あれだけ大騒ぎして、日本国民は物すごい、国論を二分している議論をしたわけですよ。今の話だと、別に、安保条約でそう限定しているけれども、実際は共同対処行動は限定されないでできる、そういうような答弁じゃないですか。

○石破国務大臣 繰り返して恐縮ですが、米軍は私があるだろと思っております。公海上で日本の艦船が、あるいは民間船舶でもいいんです、日本の民間船舶が攻撃を受けた場合に、米軍は当然に応援をしなくていい、応援発生事由を負わないということとは我が国の平和と安全にとってどうなのか、そういう議論も私はあるのだからと思っております。

共同ではできないなどということをお示したわけではなくて、米軍が応援をする義務を負わないという規定がその意味だろうと私は思います。○簡井委員 今度の武力攻撃事態法の第三条の五項に、「武力攻撃事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力する」と。この「日米安保条約に基づいて」というのは、今、安保条約第五条を含めてでしょう。これに基づいて協力するんでしょう。では、これに基づいてだったら施政下に限定しているじゃないですか。今度の政府の提案の中にもそう限定されているじゃないですか。

たこと、それからほかにこれを排除する手段がないこと、必要最小限度の実力の行使にとどまるべきことということでございます。それから、日米安保条約は、我が国の施政のもとにある領域における武力攻撃について、アメリカは義務として、我が国を防衛するために出動する義務があるわけでございます。

ただ、いざ、我が国の武力行使、自衛権発動の三要件が満たされた後に我が国としての自衛権の発動が開始されました後におきましては、特段領域の限定なく、それに対処するために日米は共同して日本の領海、領空に限らないで行動ができるということ、これは累次、政府側としても答弁しているところでございます。

○簡井委員 答弁がどうしているか聞いています。じゃないんです。共同行動は、はっきりと日米安保条約で限定されている。そして、その日米安保条約に基づいて、今度の有罪法でもそれに基づいて協力する。限定しているんですよ。「日米安保条約に基づいて」というのは、第五条に基づいてということ、言いかえればそうでしょう。さっきからの答弁は全然違うじゃないですか。

○秋山政府特別補佐人 日米安保条約で米軍が義務として我が国の防衛のために出動するというためには、我が国の施政のもとにある領域内において武力攻撃が発生したということが必要なのではないかと存じます。その状況になりました場合におきましては、日米共同対処の地理的な制約は特段我が国の領域の中に限られるものではないということ

が一つと、それから、義務としての米軍の出動は、我が国の施政下にある領域に武力攻撃が発生した場合に限られるわけでありまして、義務ではない、我が国からの要請に基づいて、その状況が発生していない場合にありまして、アメリカが出動することはあり得るわけでございます。

○簡井委員 安保条約も先ほど読み上げましたし、今の提案されている有罪法、事態対処特別法、これも読み上げました。三条の五項というものは、今の提案されている法案の中身ですよ。日

下にある領域における」武力攻撃に対し、「共通の危険に対処するように行動する」と、わざわざそこで施政下における行動に限定している。

○秋山政府特別補佐人 ちよつと議論を整理させていただきますが、我が国が武力の行使をすることが許されますのは、先ほどの両大臣の答弁にありましたように、いわゆる武力行使、自衛権発動の三要件、我が国に対する武力攻撃が発生し

たこと、それからほかにこれを排除する手段がないこと、必要最小限度の実力の行使にとどまるべきことということでございます。

それから、日米安保条約は、我が国の施政のもとにある領域における武力攻撃について、アメリカは義務として、我が国を防衛するために出動する義務があるわけでございます。

ただ、いざ、我が国の武力行使、自衛権発動の三要件が満たされた後に我が国としての自衛権の発動が開始されました後におきましては、特段領域の限定なく、それに対処するために日米は共同して日本の領海、領空に限らないで行動ができるということ、これは累次、政府側としても答弁しているところでございます。

○簡井委員 答弁がどうしているか聞いています。じゃないんです。共同行動は、はっきりと日米安保条約で限定されている。そして、その日米安保条約に基づいて、今度の有罪法でもそれに基づいて協力する。限定しているんですよ。「日米安保条約に基づいて」というのは、第五条に基づいてということ、言いかえればそうでしょう。さっきからの答弁は全然違うじゃないですか。

○秋山政府特別補佐人 日米安保条約で米軍が義務として我が国の防衛のために出動するというためには、我が国の施政のもとにある領域内において武力攻撃が発生したということが必要なのではないかと存じます。その状況になりました場合におきましては、日米共同対処の地理的な制約は特段我が国の領域の中に限られるものではないということ

が一つと、それから、義務としての米軍の出動は、我が国の施政下にある領域に武力攻撃が発生した場合に限られるわけでありまして、義務ではない、我が国からの要請に基づいて、その状況が発生していない場合にありまして、アメリカが出動することはあり得るわけでございます。

○簡井委員 安保条約も先ほど読み上げましたし、今の提案されている有罪法、事態対処特別法、これも読み上げました。三条の五項というものは、今の提案されている法案の中身ですよ。日

下にある領域における」武力攻撃に対し、「共通の危険に対処するように行動する」と、わざわざそこで施政下における行動に限定している。

米安保条約に基づいて共同対処する。日米安保条約に書いてある共同対処は、日本の施政下にある領域に武力攻撃された場合しか書いていないのでしよう。だから、今の条文自体だつて、日本の施政下にある武力攻撃の場合に限定しているじゃないですか、こつちの法律も、この今の法律も。そんなあまいんですか、この条文は。

○秋山政府特別補佐人 我が国領域外で発生した武力攻撃あるいは外における武力攻撃に対する対処、これは、我が国に対する領域内の武力攻撃が発生した以上は日米の共同行動についての領域的な制約がないということが一つ、それから、条件をどのように設定するかでございますが、我が国の領域外で発生した武力攻撃が我が国の自衛力発動の三要件に該当するということが我が国自衛隊が出動した場合、その後につきましてはその状況では、米軍は、日米安保条約上の義務として出動することは義務として負っておりませんけれども、要請に応じて出動することはあり得るということでございます。

○簡井委員 だから、先ほど私が確認しているのは、日米安保条約では、日本の施政下にある武力攻撃の際に限定して共同対処する、これは防衛庁長官も認められて、世界的にも珍しいというふうなことを言われた。そして、この有事実では、その場合、日米安保条約、先進国では珍しいその安保条約に基づいて共同対処するこの法制では書いてあるでしょうが、そうしたら、施政下以外の他国領域における共同対処はできないでしょう、この法律に基づいても、安保条約に基づいても。

○石破国務大臣 繰り返して恐縮ですが、義務を負わないと言っているだけのお話でございます。そこで共同対処をしたからといって、日米安保保障条約を逸脱したことになると私は全く思っておりません。

ただ、例えば他国の領域において、日本の船舶、それは民間船舶かもしれません、そういうものが攻撃を受けたときに、本当に日本だけで対処

ができるかどうか、アメリカが全く応援する義務を負わないということはどうなんだろうとか、そういうお話もあるのだろうと思っております。

委員御指摘のように、それを応援事由として、義務としてとらえなければ、そういう御議論もあるうかと思えますが、何が本当に日本の平和と安全にとつて有益なのかという観点に立ちました場合も、私は政府の立場に問題はなからうというふうにも考えております。

○簡井委員 アメリカ軍の後方支援で行っているときにこつちが攻撃された、これに対してアメリカの応援がなくてこつちだけが独自にやる、これは前回の国会のときに福田長官がそう答えられたんです。今防衛庁長官が言われたように、それはおかしいので、攻撃された、それを共同対処で行っているのに、攻撃された、それはおかしいんです。共同対処せざるを得ないでしょう。だけれども、それはどういう根拠に基づくん

だ。この法律の条文だつて、だから規定を変えなければいかぬだろう、修正しなきゃいかぬですよ。修正するというのを認めるならいいんですけど、一つは、さつきから、この条文でいいんて言っているから、私は、矛盾しているじゃないかと聞いているんです。こういうのは、条文というの厳密でなきゃいかぬですよ。それを、こういうふうな形でもって厳密ではないからだめなんだ。だから、まずその点を検討してほしい。その点の答えも欲しい。

それから、先ほどから、義務と義務でないものがある。では、アメリカ軍の義務に基づく共同対処は安保条約に基づく、義務でないものとはどういう法的根拠に基づいて共同対処するんですか。

○石破国務大臣 それは、米軍がどのような根拠に基づいて行動するかということの御質問ですか。(簡井委員「いや、米軍も日本も」と呼ぶ) 米軍も日本も。ですから、共同対処の場合には、日本の場合には、それは個別的自衛権を使う場合には、先ほど申し上げましたように、三要件

を満たした場合に個別的自衛権の発動としての防衛出動ですということでありましょう。

そして、米軍の場合には我が国の要請を受けて行動するというのであつて、それでは共同対処の法的根拠は、では、何々の場合には共同対処することができ、そういうような条文がなければ共同対処できないということだと私は理解をいたしております。

○簡井委員 そうしますと、義務に基づく共同対処は安保条約に基づく、これが法的根拠だと。義務でないものに関してはそういう法的根拠はないということですね。

○鳩山委員長 質問時間が過ぎておりますから、今のは最後の質問ですね。

○簡井委員 では、今の点だけで答えてください。それで質問を終わります。

○石破国務大臣 失礼いたしました。

日米安全保障条約四条というのに随時協議という項目がございます。つまり、我が国はアメリカと我が国の安全の問題について協議をすることになつておつて、それに基づいて協議をして、その随時協議に基づいて私どもの方からお願ひするという形があります。それは、つまりアメリカの判断に係るものですが、私どもは、そういう来援をしてもらえるという期待、これは期待になるわけですが、しておるわけですね。

発言をされましたけれども、今後委員長の許可を得て発言をされるようにお気をつけください。

次に、樋高剛君。

○樋高剛委員 自由党の樋高剛でございます。きょうも質疑の時間をいただきました、ありがとうございます。

官房長官はきょう記者会見があられるということでありますので、冒頭集中して官房長官と議論させていただきますというふうに思います。

まず、四月十日の党首討論、そして十一月六日の党首討論におきまして自由党の小沢一郎党首が総理にお尋ねいたしました件につきまして、事実上のゼロ回答でありましたので、再度この委員会で官房長官に、政府として、また政治家として、基本的な認識、見識、理念につきましてお伺いをさせていただきますというふうに思っております。

パレスチナ、そしてチェチェンの問題であります。

まず、イスラエルとパレスチナの紛争についてでありますけれども、イスラエルとパレスチナでは今なお日本では考えられないような血なまぐさい抗争、紛争が続いております。若いパレスチナの女性も含めまして、爆弾を抱えて、自分の命を犠牲にしてイスラエルを攻撃したりもしております。

このような行動に対しまして、イスラエルはテロ行為だと言ひ、またアメリカもテロ行為だと言っております。日本のマスコミでも多くの方々が自爆テロという言葉を使つて報道しておりますけれども、日本の戦時中というところの特攻隊であります、このようなパレスチナ人の行動は、やはりテロ行為だというふうに認識なさつておいでなのか、あるいは、パレスチナ人の自治を要求する民族の独立運動、抵抗運動であるというふうにお考えになるのか、そのことをお聞きしたいと思ひます。それによつて、要するに、日本のかじ取り、態度が決まってくるであろうと思ひます。

この事態のよしあしを私は伺いたいわけではありませぬ。要は、暴力、殺人がいけないのは言うまでもないことでありませぬけれども、ただ、現実に国際社会の中で起きているこのような行為を、日本国の政府を代表する政治家としてどのように認識しておられるかということにつきまして、はっきりとしたお答えをいただきたいと思うからであります。

○福田田務大臣 パレスチナも、それから先般のモスクワの劇場占拠のチェチェン問題もそんなんでありますけれども、これは結果的に一般市民を巻き込んでしまうような惨劇に至ってしまうということでありませぬ。パレスチナの自爆テロ、チェチェンときも自爆テロ的な雰囲気であったようでありませぬけれども、そういうような事態になつてしまつたということについて、まことに残念というか、あつてはならぬことが起ころ。しかしながら、別にパレスチナ、チェチェン問題以外にも、例えばスリランカなどにおいてもそういう自爆テロというものが増発をしたわけでありませぬ。

そういうような対立が起こるといふその根源について申し上げれば、これは一つ一つ事情は違つたわけでありませぬ、そういうために、そういう問題をなくすためのいろいろな国際社会の働きかけもあるわけでありませぬけれども、例えば、スリランカの場合には今和平のプロセスに入りつつあります。そして、日本の明石政府代表がその和平プロセスに参画する、こういうようなことになつて、これは非常によい方向に向かつておるわけでありませぬけれども、そのような方向を、パレスチナ問題についても何らかの曙光が見えてきてほしいというように願つておるわけでありませぬ。また、そういうような道を探るべく、国際社会全体が協力をしなければいけないというように考えております。

いずれにしても、どんな理由をもつても、テロ行為というものは、これは正当化できるものではないと。国際の平和と安全への脅威として非難されるべきものと考えております。

そういう意味で、十月の二十四日にG8の外相声明というものが発出されましたけれども、そういうような認識が示されているところでございまして、我が国としても、世界の各地に散在しますという問題に大いに関心を持ち、そして、機会をとらえてこの問題解決に当たるべく努力すべきだろうと思つております。

○樋高委員 要は、私がお伺いしておりますのは、テロなのかレジスタンスなのかということをお伺いしております。先般のモスクワで起こつた武装した数十人のチェチェン人により、劇場占拠事件、これは七、八百人の人質をとつて、自分たちの要求をロシア政府に対して行いましたけれども、結果的にはロシア軍の特殊部隊が突入をして、百数十人の死者、大勢の負傷者を出しながらも鎮圧された。不正占拠自体は悪いことであるといふのは、これはもう当たり前の話でありますけれども、このようないふ事件も、そもそも今までの歴史的な経過があつて行われてきた。過去のロシアとチェチェン民族とのいわゆる歴史的な事柄、積み上げが起因をして起こつた事件である。

そんな中であつて、それではまたチェチェンの方について伺いますけれども、ロシアとチェチェンとの問題について、先ほどお尋ねをいたしましたとおり政治家として、政府として具体的な対処方針なり対策というものは後からついてくるものでありませぬ、その前に、政治家としての理念、見識、テロなのかレジスタンスなのかということをお答えいただきたいといふふうに思います。

○福田田務大臣 モスクワで起こつたチェチェン人による事件というものは、これは行為そのものはテロ行為だといふように思います。しかし、その根源にあるものは民族的な問題といふようなことでもあります。そういう意味で、こういう民族的な問題といふのはここの地域に、ほかの地域にもある問題でありますけれども、そういうことによつてもたらされたテロ行為、こういうような考

え方をすべきだといふふうに思つております。

○樋高委員 お答えをいたさないのは大変残念でありますけれども、主権国家日本のかじ取りをする、前回党首討論では総理のお答えでありましたけれども、自爆行為について、要するにみずから、自分の見識として、政治家の認識としての考え方をきちんと示すことができませんでした。大変情けない限りでありますけれども、やはりこういうときにこそ、日本国のかじ取りを担つていける最高責任者として、リーダーとして、きちんとした見識を示していただかなくてはならないといふふうに申し上げたいと思つております。

特にこのチェチェン問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、歴史的にも、ロシア帝国がチェチェンを軍隊をもつて制圧し、併合した歴史的経過、克復するまでの抵抗のすさまじさ、克復した後の激しい独立運動と、ずっと続いていけるわけでありませぬ。だからこそ具体的にロシアとチェチェンとの間に立つて今何ができるかといふことは、それはいろいろもろろあると思つていられるけれども、この議論の本質的な部分は、やはり具体的な行動については一定の距離を保つとか保たないとか、そういった民族紛争は憂慮する事態であるとかいふことを聞いていられるわけではないのであります。

そして、再度お伺いをいたしたいと思つておりますけれども、総理がその党首討論において、平和が大事だとか話し合ひが大事だとか、当たり前の答弁をしていただいておりますけれども、直接何の関係もない抽象的な答弁をしたって議論は前に進んでいかないわけでありませぬ。そのことについて官房長官はどのようにお考えになりますか。

話し合ひだけじゃ何もできないみたいな話をされたけれども、何事も話し合ひがスタートなんです。そのことによつてすべての問題が解決されると私は思つております。いきなり何か神がかりみたいな何かが起こつて、そしてその後、急に和平になつてしまつたなんといふことは、めつたにあることではないのではないのでしょうか。話し合ひがまず第一なんだと思つております。

○樋高委員 時間がいけませんので、次の質問に移りたいと思つておりますけれども、前国会での有事法制の議論について話を進めてまいりたいと思つております。

さきの国会では、結局のところ、いわゆる政府が提出をいたしました関連三法案につきまして、国会の理解を得られず成立しなかつたわけですけれども、どういふところに不備があつたかと防衛庁長官は認識をしておいででしょうか。

防衛庁長官の今までの発言、いろいろな議事録とか、過去ずっと、私、小沢一郎現自由党党首の秘書を、ずっと自民党時代からかばん持ちとして務めておりましたので、小沢調査会とのときから、大分もう十年以上前の議論でありますけれども、先生の発言もさかのぼつてしっかりと勉強させていただきました。石破長官の非常に筋の通つた、そして明快な発言、私は、一政治家として御尊敬を申し上げるぐらいですと、その議事録をここ過去十年、また発言についても拝見させていただいたわけでありませぬけれども、今回、この有事法制において、本当に真の有事法制をするという意味では、私は長官とは差異はないだろうと。ただ、やはりつくるのであるならば、本当にすき間のない、より完成度の高いと申しませぬ。長官も今までの発言の中でも、やはり余り中途半端な法律をつくつてしまつた、それがゆえに議論がその後、そこで不備であつたことが、もうこれでいいんじゃないかといふことでまた十年も二十年も三十年も先送りされていってはいけないんじゃないかといふことを率直にお言ひであつたところに私も共感もいたしますし、だからといつ

て、きょうの議論でも長官は言っておいででした、では完全にできがらなくちゃ法案を出してはいけない、もしくは議論してはいけないということにはなり得ないのではないかと、ということもおっしゃった、そのことも私はわからないでもないわけでありませう。

その言っていること自体は理解できますけれども、やはり今までの政治家としての御発言、今までの政治家としての理念をここで曲げられずに、防衛庁長官として、最高責任者として、防衛庁のトップとして着任なさったわけですから、きちんと今こそリーダーシップを発揮して、今までの思い、今までの政治家としての安全保障に対する思いをなす遂げる最大のチャンスではないかというふうに私は思いますけれども、今の話を含めまして、防衛庁長官、前回の政府案はどういうところに不備があったと率直にお考えでしょうか。

○石破国務大臣 この法案、今先生御指摘の点について私がお答えするのはあるいは適当ではないのかも知れませんが、あえて御指名でございまして、私の答えられます範囲でお答えをさせていただきますか。

何のための有事法制かという問いかけが私は必要なんだろうと思っております。御議論の中で、まゝで有事法制をつくと戦争になるというようなお話があった、戦争参加法案だから反対というような御議論をされる方もあった。私は、戦争にならないための有事法制なんだということはきちんと押さえないければだめなんだと思っております。その議論を逃げたためなんだと思っております。戦争に参加するための法案じゃない、戦争にならないための、そして、私何かの答弁で申し上げましたが、この有事法制はある意味、言葉をかえて言うならば文民統制法とかえてもいいというふうに申しました。権限なしに自衛隊が動くことは絶対にあってはならないのであって、きちんときちんとした法的な権限を与えなければいけない。いざとなったら超法規なんぞということも法治国家において口にするべきことではない。したがって

て、何のための有事法制なのかといえ、戦争を避けるための有事法制であり、そしてまた、何のためなのかとさらに問われれば、これは権限なくして自衛隊が動いてはいけないということなんだと思っております。何のための有事法制かということもきちんと国民の皆様方に御理解をいただくということが一番だったんだろう。

そして、あるいは自由党の皆様方の御議論を聞いていても思うのですが、要するに、有事においては迅速に物事を決めるシステムは何なのかということなんだろうと思っております。一番求められるのは時間だと思っております。ちゅうちょしているうちに相手の側が、日本の民主主義国家をじゅうりんしようとする側が勝利をおさめては何にもならないわけで、迅速にするためのシステム、そして、しかしながらそこにおける議会の関与、そういうことが体系的に国民の皆様方に提示をされる必要があるというふうにお考えしております。

かえて加えて申し上げれば、いわゆる非常事態というものとこの武力攻撃事態というものをどうに切り分けていくのかという整理は要するのだらうと思っております。赤松委員の御質問の中にもありましたが、では、ドイツの場合には非常事態法体系という形で武力攻撃から自然災害まで全部一本の法律にしている、しかしそれが我が国の法体系においてどうなんだらう、警察権と自衛権とどのようにならざるのだから、そしてまた連邦制をとるドイツと我が国と、その違いもございませう。そのときに、本当に基本的にあらゆる事態に対応できなければいけません、そうでなければいけません、それが我が国に最も適合した形は何なのかということをお早急にお示しして、成立を図るべきだということをお考えお願ひ申し上げます。

○樋高委員 要するに今までの、例えばこの事態特でも、春には一委員として石破先生は発言をなさっておりまして、また、長官の御地元鳥取にも、私も一委員として一緒に地方公聴会にも参加させていただいたわけでありませうけれども、長官の今までの発言を聞きますと、今お出し

になつておいででいらつしやる、春に出された政府案につきましては明らかに否定的な立場であつたというふうには、私はどう考えても申し上げざるを得ないわけでありませう。

例えば、長官自身のホームページの「メッセージ」の中で、有事法制に関してこのように述べられておられるわけでありませう。「そもそもこの法案、特に「武力攻撃事態法」は、議論を詰めないままに急拵で提出されたものであり、自民党の内部討議でも相当に議論のあつた代物である。今後の法整備の課題の順序・体制のみを示す単なるプログラム法的構成にしておけば、このような混乱は生じなかつたと思われが、云々、「議論が錯綜してしまつたことと否めない。」と述べておいでであります。また、前国会の中で、武力攻撃事態法につきまして、「当面最大の課題は、「有事法制それ自体は必要であるが、この法案には問題あり」とする立場の人々に政府・与党としてどう誠実に応えるか、である。」とみずからおっしゃつておいでです。「提出した法案が最善のもの」などという姿勢を堅持し、無理やりに強行するようなどことがあれば、有事法制そのものの議論を決定的に遅らせる最悪の結果を招くことにもなりかねない。」というお考えも石破先生御自身が持たれておりました。文書になつておられます。

今回、国会では、まさしく所管の大臣になられて、長官の政治理念に基づいて法案の審議をなされることになるんだと思ひます。長官自身が以前は明らかにこの法案には問題ありとする立場でありましたけれども、今後なされるべき有事法制を自指した議論は、前の法案とは違つた、長官のお言葉をかりれば、議論を詰めた、急ごしらえでない、問題のない完璧なものになる、防衛庁のトップとしても当然自指されるものだと、私は期待をする意味で申し上げさせていただきたいと思ひますけれども、長官、どのようにお考えですか。

○石破国務大臣 そういう議論は、私は委員として、前回の国会において有事特でいろいろな議論を聞きながらそのように思つたことと、樋高委員も委員として参加をしておいでなりました。何が問題かということについては、コンセンサスが大体できてきたのだらうと思ひます。そのときに、与党として修正案が出されるといふふうに聞いておられます。それが、あるいは各党から修正案が出て、よりよいものに仕上がるということが望ましいのだらうと思ひます。

私は、確かにそのときにそのように申し上げました。その思いは今も一緒です。ただ、政府の立場で考えましたときに、それが全く無謬であるということではなくて、国会における御議論を真摯に受けとめて、よりよいものにするという姿勢は必要なことだらうと思ひます。私が委員のときに指摘しましたいろいろなことは、今政府の中でこの点はどうだ、この点はどうだ、この点はどうだというところでやっております、国会そしてまた政府一体となつてよりよいものをつくっていくべきだらうというふうにお考えお願ひ申し上げます。

○樋高委員 どうして長官が満足できないものを平気で国会で審議しようとするのか、私は意味がわかりませう。要するに、通常国会で長官御自身が言われた発言、私は一つ一つ、党は超えておられますけれども、もつともつとやうな言い方、あつても意味で心の中ではエールを送つてきたわけでありませうけれども、ここで長官に就任なさつて、余りにそのトーンが変わつてしまつたがゆえに、私は本当に残念でならないんです。そもそも、御自身が批判してきたことと矛盾しているんじゃないか。要するに、頭ごなしに、それは与党案だから賛成とか反対とか、そういうつまらないことを言つておられるのではなくて、中身の部分で、冷静に考えて不備だらけではないですか、おかしいじゃないですかというのを申し上げているわけでありませう。まず、この有事法制につきましても、安全保障の原則、それに基づく自衛隊の行動原則を確立して、その土台の上に、非常

事態において国家が国民の生命と財産をどのような手段、方法で守っていくのかということを決める必要があるということで、自由党では先国会におきまして対案を出させていただきました。

そもそも、さまざまな具体的なことを申しますと議論はありましたが、まず、日本の安全保障の体制はどうあるべきか、危機管理体制はどうあるべきかという全体の大枠の議論があつて、その中で自衛隊をどういうふうな位置づけにして、まだほかにも日本の生命、財産、自由、人権、文化を脅かす事案というのはいくつかあります。それは、戦争だけではなく、国家テロ、もちろん工作船、大規模自然災害、さまざまな問題をもきちんと網羅する安全保障という危機管理というか、この政策をきちんとつくつて、それも何日も、何年もかけるのではなくて、スピーディーにきちんとつくつて、もちろん国民の保護法制もきちんとつくつて、その上でやらないと、結局のところ、前回のような、ある意味で時代錯誤の、そして自衛隊の行動原則のみを書かれたような法案を成立されて、それでよかつたよかつたといつて、また十年、二十年、別の部分が放置されるようなことにもなりかねないかと長官自身がおっしゃっていたのではないのでしょうか。

まず、私も自由党では、前回の国会におきまして、安全保障基本法、そして非常事態対処基本法、いわゆるこれまでもいまいちできてきた憲法解釈を確定いたしまして、国がどうやって国民の生命、財産、平和と安全を確保するかということについて全体の基本方針を明示しようとしたわけでありまして。

にスロリーな、ゆっくりした対策であつたわけでありまして。そういうところが見え隠れするわけでありまして、そういったこと自体そもそも間違いであります、やはり危機が起きたときには、いかにスピーディーに対処するか、対策を打つていくか。

例えば、私も自由党では、いわゆる平時からウオーキャビネット、つまり戦時内閣というものを組織しておく、そして人数は少ない人数、総理、副総理そして防衛庁長官だけですぐ意思決定をして速やかに対応するなどといった、いわゆる本場に現実的に効果がある、現実的に対応し得るものをきちんと精査をし、前回の国会では提出をさせていただいたつもりでありますけれども、長官におかれましては、この案を再度御検討いただきたいし、お考えをいただきたいし、やはり国会というところは、中学校の社会科では、お互い悪いところを持ち寄つて、そしてお互いに悪いところは正していく場である、それが国会である、議会制民主主義の原点ではないかと私は思うわけでありまして、自由党案につきましても、先ほど長官からコメントがありましたけれども、御検討をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 国会におきまして自由党からそのような案が出ておる、そしてまた、前国会においても御議論がありました。これは政府として、この自由党の案についてコメントをする立場ではないと思ひます。

ただ、個人的にどうかというふうには問われませんでした場合に、私は、それは世の中ではベストというものはなくて、委員御指摘のように、何がよりよいものなんだろうかということも模索していかねばならない。私どもは政府案を本場に最善のものと思つて出しておりますし、そしてまた、しかし、最善のものと思つて出しても無謬であるという保証はないわけでありまして。

由党案について申し上げれば、結局のところ、武力攻撃というのに限つております政府案と、それを自然災害まで広げておる自由党案と、そのかという点、そしてまた、国会承認のかけ方、それはシビリアンコントロールというものも含めてですが、国会承認のあり方、そういうものについて違いがあるのだからと思つております。

では、その全部を対象にするべきだということ、結局、ドイツの非常事態法というものをどのように見るか。私は、自由党の案を拝見しましたときに、ドイツの法律とよく似た仕掛けだといふに正直言つて思ひました。しかし、国のあり方というものが、中央と地方とあり方というものが違ふこと、そして災害に対してどのような対応をすべきかといういろいろな国の仕組み、そういうものについて種々の違いがありまして、こういうふうな自由党案でいきました場合に、では本場に災害等との関係はどうなるのか、自衛権あるいは警察権というものの整理はどうなるのか、そのあたりを、どっちがいい悪いということではなくて、何が一番望ましいのかということの議論がなされるべきであらうと思つております。自由党の側でそういう方の説明もいただければありがたいと思つて私は前国会で拝聴したような次第でございまして、政府の立場といたしましては、冒頭申し述べましたとおりでございます。

○樋高委員 それでは、その自由党提出案の中にも入つておりましたけれども、テロもしくは工作船の部分についてお尋ねさせていただきますと思ひます。

この事態特におきまして、五月の十六日、石破長官はこのようにおっしゃっています。「従来の第三分類、国民を守るための法律等々は二年以内というふうな期限が定められていますが、ではテロはどうか、工作船はどうかということについて期限がありませんね。」というふうな長官は発言しておいでです。つまり、この国民保護法制も二年以内という話もききょうはつと議論しておりますけれども、同時に、テロですとか工作船

対策についてもきちんと期限を決めて議論をすべきであるというふうにおっしゃつておいででありましたけれども、その考えに変わりございませんか。

○石破国務大臣 たび重ねてのお答えで申しわけありません。期限を決めてというのは、とにかく十年でも二十年でもいいというふうなことで困るので、期限を最低限ここまでにとつておくことで必要だという意味で申し上げました。

しかし、逆に申し上げれば、テロ、そういうものに脅威を国民がみんな実感しておる、少なくとも脅威として認識しておる以上、二年以内であればいつでもいいやという話ではなくて、それは不断の努力によつて、できたものからできたものから、それは法律だけに限りません、運用の改善もあらうかと思ひます、できたものからできたものからやつていく。

あるいは、新しい事象、この間どなたか御指摘がありました、ではモスクワの劇場で起こつたようなケースが起つたらどうするのといふときに、やはり国内でこの場合にはこういふことを警察とも連携をしながらやつていかねばならない。必ずしも法改正に尽きるものとは思つておりません。そういうものを不断の努力でやつていく。それは二年以内という期限をつけるということも一つの考え方もありませんが、常にいつでも不断の努力をして、一番いいものを出していくという姿勢であるべきだということも申し上げたかったのであります。

○樋高委員 長官、委員会でも、期限をつけるべきであるとはつきりおっしゃつておいででありましたよね。要するに、もちろん、先ほど自由党案についてのコメントもいただきましたけれども、私どう考えても、蓋然性の高いテロや工作船対策、こういった事案についてはやはりきちんと、今回、この際、整備をしなくてはならない。やはり、この部分、可能性が高い部分を後回しにして、そして可能性が低いところ、もちろん一〇〇%可能性がないとはいひませんが、そう

いった法整備というのは私は真の有事法制とは言えないというふうにも思います。

「長官はこういうふうにも発言しております。『いわゆる国民を保護するための法制とか、あるいはテロ、サイバー』これはサイバーテロの意味でしょうけれども、『工作船、そういうものについて、私は、小泉内閣として責任を持って、政治が責任を持って整備していくべきだと思っております。』とおっしゃっております。また、『政治のリーダーシップ、小泉内閣の責任においてこれはきちんとやっていただきたい。』テロについても、工作船についても、できれば二年なり三年なりという期限を設定してやっていただくことが小泉内閣が国民に対して果たすべき責任だ」というふうにはっきりとおっしゃっているわけでありませぬ。

テロ対策、工作船対策、当然有事法制にも盛り込まれるということでもよろしゅうございますね。○石破国務大臣 これは誤解を招いているとしたら私の責任だと思いますが、テロとか工作船とか不審船について、では今全く法制的にだめなのかという思いも私にはあるわけですね。

これは、繰り返して申し上げますように、昨年、自衛隊法を改正して情報収集出動というのをつくった、警護出動というのをつくった、治安出動の規定も見直した。そして、では治安出動が海上自衛隊には本当に下令できないのといえれば条文上はできるだろう、海上警備行動は航空自衛隊に下令できないのかといえればできるだろう、そういうようなのを本当に全部詰めていった場合に、私は、テロ対策、不審船対策というものが今の法律でも相当にできるといふふうに思っているのです。

そのことをきちんと検証しなければいけないし、紙の上だけでできるねと言ってみても、それは図上演習もしなければいけないだろう、実際に演習もしてみなければいかぬだろう。今までは演習すること自体がいけないことだと言われておりましたが、これは運用局長が先ほど答弁をいたした

ましたように、そういうことができるようになった。それで一体不備な点はあるのかということも検証した上で、なお法改正が必要であれば盛り込む、そういうふうにも申し上げておるわけでございます。

決して、今テロやゲリラや工作船対策が不備だから法律を検討しなければいけないということも申し上げたとするならば、私はそのようなことを意図しておるわけではございません。その検証をきちんとやるということでありませぬ。その検証をきちんとかやろうということでありませぬ。なお足らざる点があるとするならば、それは有事法制の中とか何とか、そういう意味ではなくて、法律の中に盛り込むのはそれは政府として当然のことであるし、立法府の御審議はそれをお願いしたいというふうにも考えておるわけでございます。

○樋高委員 時間なので終わりたいと思いが、引き続き、また安全保障委員会などで議論させていただきたいと思っております。ありがとございます。

○鳩山委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。両長官から所信を受けましたので、きょう私は、イラク問題とテロ特措法にかかわって質問をしたいと思っております。

十一月八日に、国連安保理はイラク決議一四四一を全会一致で採択いたしました。決議は、イラクが一連の安保理決議に違反してきたことを厳しく批判し、イラクに最後の機会を与えるとして、査察を即時、無妨害、無条件、無制限で受け入れ、決議受諾を七日以内に回答するよう求めております。

イラクは、関連する国連安保理諸決議を完全に実施し、大量破壊兵器を完全に廃棄したことを国際社会の前に明らかにする義務を負っていると私は思います。今大事なことは、戦争を回避し、イラクの大量破壊兵器問題を平和的に解決する筋道を広げていくことだと思っております。

第二類第六号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第二号 平成十四年十一月十一日

な結果に直面すると、繰り返し警告したことを想起する。」と最後通告のような文言もありますけれども、その一方で、イラクの今回の決議違反に対しては、改めて安保理で「関連するすべての安保理決議を完全履行することの必要性を検討すること」としておりまして、アメリカの自動的武力行使を認めるものにはなっておりませぬ。

最近も、フイレンツェで五十万規模の反戦、戦争反対のデモ集会が行われたと報道されているようでありませぬ。ブリュッセルでもそういう反戦の、戦争反対の集会が行われた。今度の決議は、戦争反対のこうした国際世論をアメリカ政府も無視できなかった、その結果だと考えるわけでありませぬ。官房長官にまずお伺いしたいと思います。

今度の安保理決議一四四一がアメリカの自動的武力行使を認めるものではないということ、日本政府もお認めになりますか。

○福田国務大臣 今回の決議は、さらなる重大な違反があれば安保理に報告され、そして安保理決議の完全な履行の必要性を審議するため、安保理は即時に招集されるという規定があります。

したがって、これは安保理においてまた協議をするというものと考えております。米国の代表も、この決議には武力行使に関する隠された引き金も自動性も含まれていない、こういうことを述べておりますので、そのように理解をいたしております。

○木島委員 大変大事な点が確認できたと思いま

確かに、今長官が述べられたように、アメリカのネグロポンテ国連大使は、決議には自動的に武力行使につながる隠れた引き金は含まれていない、こう強調いたしました。実はこう強調することによってロシアなどが賛成する方向に工作をしたということが伝えられているわけでありませぬ。一方では、例えばアメリカのパウエル国務長官が、十一月十一日に、イラクが違反したらアメリカは直ちにイラクに対する武力攻撃に踏み切

る、こう発言した旨が報道されておりますし、読売新聞の十一月九日の夕刊には、アメリカ高官発言として、イラクが重大な決議違反をした場合、米国は安保理の決議を待たずに独自判断で武力行使する権利を保留している。こういう発言が日本のマスコミでも伝えられているだけに、そうではない、今官房長官が認めましたように、私が指摘したように、今度の決議は、イラクが決議違反してもそのこと自体が安保理に報告をされ、そこで検討されることになる、アメリカに対して自動的な武力行使を容認するものでない、大変大事な確認だと思っております。実は、そういう立場に立つて日本政府がこれからの行動を処していかなければならぬじゃないかと思うわけでありませぬ。

昨日、十一月十日のNHKニュースはこのような報道をしておりませぬ。国連でイラクに完全な査察を迫る決議が採択されたことから、政府は、日本政府です、アメリカによるイラク攻撃を想定した対応の検討に入ることになり、アフガニスタンでのアメリカ軍に対する支援の強化など、間接的な形で支援策を検討の方針です、こう報じているわけですね。NHKのインターネットにもこの文言が載せられております。

私は、こうした報道が事実とすれば、二重の意味で大きな問題だと思っております。

第一は、そもそもイラクの他国に対する現実の武力攻撃がない以上、アメリカがイラクに対する先制的武力行使はできないというのが御案内のような国連憲章の基本的取り決めであります。国際法に反するアメリカのイラク攻撃を日本政府が想定して、これに対する支援策を検討するなんていうこと自体、私は、この国連憲章の根本原則に反する態度だと思っております。

第二は、アメリカのイラク攻撃を支援する我が国の国内法上の根拠もないということでありませぬ。テロ特措法は、アメリカのイラク攻撃に対する我が国の支援、協力を認めておりませぬ。そこで官房長官に改めてお聞きします。NHKで報道されたような検討に政府は入っておるんで

二二三

しょうか。  
○福田国務大臣 今回のイラクに対する国連決議があつたその後に、それに基づいて政府が何らかの対応を検討を始めたとか、そういう事実はありません。私の知る限りそういうことはないと思います。

○木島委員 NHKが公然と全日本国民に対して報道している事実を否定いたしました。

私は、こんな報道がNHKによって報道されるということ自体が問題だと思ふ。むしろ、日本政府としては、国連憲章上、国連原則上、国際法上、イラクの決議違反の問題は平和的に解決されるべきである。現に今イラクが他国を侵略したり武力攻撃しているわけではないですから、アメリカがイラクに対して先制的に、決議に違反したからといって、武力攻撃するということは国連憲章上許されないんだ。だからこそ、日本政府としては、皆さん方も努力は始まるんじゃないでしょうか、イラクに対しては決議を守りなさい、そういう立場で堂々と外交を強めていくと同時に、アメリカもそんな形で武力攻撃に一方的に入ることは国連憲章違反ですよという立場できちっと物を言う。こんな報道が出ることも自体が問題だと私は思ふんです。

否定されましたから、次の質問に移りましょう。

十一月九日の読売新聞は、次のように報じました。これは石破防衛庁長官に聞きます。

ダグラス・ファイス米国防次官は八日、防衛庁で石破防衛庁長官と会談し、米同時テロの首謀者とされるテロ組織アルカイダとイラクとの関係について、過去十年、共同訓練や共同オペレーションも含め、高いレベルで関係していた、要するにイラク政府はアルカイダと高いレベルで関係していた、こう述べた。そして、米軍のイラク攻撃に対してテロ特措法に基づく日本の支援を間接的に要請したと見られる、このような報道記事であります。そこでお聞きします。ファイス米国防次官から

石破防衛庁長官にこのような話があつたことは事実ですか。

○石破国務大臣 アメリカ側から、イラクとアルカイダとは過去十年以上にわたって高いレベルの関係を維持しているという内容の御発言はございました。

○木島委員 後段はどうですか。だから、日本は、米軍のイラク攻撃に対してテロ特措法に基づく支援を間接的に要請したと、そこまで要請されたんですか。

○石破国務大臣 そのような要請はいただいておりません。示唆もございません。

○木島委員 では、アメリカは何のために、イラク政府はアルカイダと過去十年関係していたなんという話を長官にしたんでしょうか。

○石破国務大臣 それは、私はファイスでないかわかりません。

○木島委員 ごまかしなんですすよね、そういうのは。本当にごまかしちゃいかぬですよ、これ。

では、もっと突っ込んで聞きましょう。イラクとアルカイダとは過去十年間、具体的にどのような関係にあつたという話がなされたんでしょうか。具体的な証拠を挙げての話がなされたんでしょうか。ごまかさずに、大事なことで、はつきりと答弁願います。

○石破国務大臣 今突然のお尋ねでございますから、微に入り細にわたつてお話をするだけの記憶を持ち合わせておりませんが、そのようなことにつきまして個々具体的にお話することはこの場では適当でないというふうに考えております。

○木島委員 突然なんといつたって、事態は十一月九日の話です。あなた自身が直接関与したことです。伝聞じゃないですよ。答弁できるはずですよ。大事なことで、これは、日本の運命にもかかわることですよ。日本の基本的なスタンスにかかわるものでしょう。大筋は答弁すべきじゃないですか。具体的な証拠まで挙げて、イラク政府は、フセイン政権はアルカイダの幹部とかかわりを持ったんだと。

なぜここを私が質問するかというと、テロ特措法がつくられたときに、あの九・一一のテロの実行犯とアルカイダとの関係、アルカイダと時のアフガニスタン政権との関係、まさに基本的な問題になつたわけでしょう。本当に客観的な証拠があるのか、あの九・一一の犯人が本当にアルカイダなのか、それに当時のアフガン政権が要請したのか、これはアメリカのアフガンに対する武力攻撃の根拠の問題でしたよ。イギリスなどがこれに、集団的自衛権というんでしょ、これを使つて武力攻撃に参画した根拠でしたよ。

またアメリカは日本政府にそういう話をしてきているわけでしょう。今長官、否定されましたけれども、テロ特措法を改正してくれ、あるいは改正できないのなら現にあるテロ特措法をアメリカのイラク攻撃にも利用させてくれ、そういう趣旨でこういう話を持ち込んでくるんでしょ。客観的に明らかじゃないですか。こんな大事なことを、事実を述べない。突然の質問だからなんという答弁は、本当に私は国会を、立法院を軽視するものだと思わざるを得ません。

○石破国務大臣 委員はそのようにお決めつけになります。私は決してそうとは思っておりません。

これは、何しろ時間が三十分でございます。向こうが、先方が言っていること、ただ、正確を欠くといけませんので、一応通訳をなるべく通すような形にしてお話をしておりますが、全体で三十分の中でこのお話だけしておれば、いろいろなことを多岐にわたつて向こうの国防次官とはお話をしておるわけですよ。その中で、本当にそれとこのことだけ微に入り細にわたつてお話をしたという事実はございません。ございませぬからございませぬといふふうに申し上げておるわけでございます。それ以上のもものではございません。うくだりがございました。プッシュ大統領がシンシナティ・オハイオで行つた演説、そしてまたラ

ムズフェルド長官が二、三週間前に行った記者会見でも述べたことであるが、自分たちの情報を収集した結果としては、イラクとアルカイダは過去十年ほどにわたつて関係を有していた、このイラクとアルカイダの関係というのはそれぞれ高いレベルの関係で行われていた、その関係は共同訓練であるとか共同オペレーションであるとかそういうものまで含んでいた、これですべてです。隠し立てもいたしません。

私どもは、このお話だけを微に入り細にわたつてやりまして、それではテロ特措法の改正とかそういうものを要請されたというような事実は本当に全くなしでございます。

○木島委員 それでは、改めて官房長官と防衛庁長官に、今現に日本政府が持っている認識についてお聞きします。

アルカイダとイラク政府、フセイン政権との間では、どんな関係にあるのか。もつとずばり聞きましょう。万々がアメリカがイラクに対する武力攻撃を開始したときに、今のテロ特措法の法律で米軍に対する給油、燃料等の輸送、補給などの支援ができるかと考えているのかどうなのか、ずばり聞きましょう。お二人に聞きましょう。官房長官、防衛庁長官。

○石破国務大臣 それは仮定の御質問でありますから、どういう状況で行われるかということによるのだろうと思つております。それは、今の時点でアメリカが攻撃をするということは私どもとして云々すべきことではなくて、国連決議を守るべく我が国として全力を挙げる、そういうことで、イラクが無条件に、そして無制限に応じればそのような事態が生じないことであつて、そのために我々としては全力を尽くすということに尽きようかと思つております。

○福田国務大臣 防衛庁長官が答弁したとおりでございまして、仮定の上には立って、その上でどうだ、こう決めつけられては困るんです。

○木島委員 仮定の質問じゃないじゃないですか。今現時点での日本政府が持っている知識、認



識はどうか。イラクのフセイン政権とアルカイダとの関係、共同訓練の関係とか、アメリカの高官から言われたんですよ、長官。だから、それは言われたんですよ、アメリカ政府から。証拠を突きつけられたのかどうか私質問したが、答えませんでしたね。それはいいですよ。

現在、日本政府が持っているイラク・フセイン政権とアルカイダとの関係がどの程度のものなのか、どういった認識を日本政府が持っているのか。現時点でいいですよ。これは答えられるでしょう。仮定じゃないですよ。防衛庁長官、官房長官、答えてくださいよ。日本政府の持っている認識ですよ、知識ですよ。仮定じゃないですよ。

○石破国務大臣 私どもが持っている認識というものについて、かくかくしかじか、これが正確である、これが正確無比であるというふうなものはない、私も持ち合わせておりません。ただ、アメリカが、委員が先ほど証拠を示されたんじゃないかというお話がございましたが、かくかくしかじかという証拠の提示を受けたわけでもございませぬ。ブッシュ大統領の演説あるいはラムズフェルド長官の演説というものにも示されているように、こういうレベルでこういうことが行われたということが提示を受けました。

私どもとしては、もちろんそれは、アルカイダとイラクがどのような関係を持っているかというの、先生御指摘のように確かに大きな関心事ではございます。しかし、私どもとして、独自に、これが正しいのだということを今ここで申し上げることは不適當かと思いますし、そのことについて私個人十分な知見を持っているわけではございません。

いずれにせよ、そういうような関係があるから、テロ特措法でどうだこうだという御議論かと思いますが、そのような攻撃が起きないようにすることが一番肝要であろうかと存じます。

○木島委員 逃げていますよ。

端的に聞くんですが、今、日本政府が持っている、アルカイダとイラク・フセイン政権との関係、日本政府が持っている認識、この認識で、今の時点の認識でテロ特措法を使えるかと聞いているんです。ずばり、そこですよ。官房長官、使えるのか、法を改正しないでですか。

○福田国務大臣 今防衛庁長官が答弁されたような状況において、状況というのは、イラクとアルカイダの関係というふうなことで政策判断をするというふうな、そういうようなことをやる段階ではないということを示し上げているのではないかと思います。ですから、今の段階において、国連決議を履行させるということが、これが一番大事な課題であると考慮しております。

○木島委員 政策判断を聞いていないんじゃないんですよ。テロ特措法の法律を聞いていないんじゃないんですよ。

今、現時点で日本政府が持っている、イラク・フセイン政権とアルカイダとの関係、アルカイダというのは、テロ特措法をつくったときの政府の認識では、九・一一の実行犯、そのグループなんです。だから、そのアルカイダとイラク・フセイン政権との関係に関する認識、ありますね、現在の日本政府の知識、認識。その状況で日本政府はテロ特措法を使えるのか。使うかどうかの政策判断を聞いていないんじゃないんです。テロ特措法の守備範囲を聞いていないんです。これは大事ですから、答えてください。

○福田国務大臣 私が政策判断と申し上げたのは、テロ特措法を使うという政策判断をするかしないか、こういうことを言ったわけでありまして……（木島委員「前提を聞いていないんです。だから、それを使えるだけの法律になっっているのかどうかということを聞いていないですよ」と呼ぶ）法律ですか。それは法律的に言えば、イラクとアルカイダとの関係が極めて強い、そしてまた、アフガニスタンとの関係においてもそういうことが明白であるといったようないろいろな状況を勘案した上で、そういう結論が出るということではないわけではないというように私は思います。

○木島委員 重大な答弁なんです。

だから、今そういう状況にはないわけじゃない。イラク政府、フセイン政権とアルカイダの関係、今政府が持っている認識、知識では、テロ特措法を使えるだけの状況にない聞いていいですか。答弁してください。

○福田国務大臣 現在、私どもが得ている情報に基づいて、イラク、アルカイダの関係が極めて緊密であるといったようなことでテロ特措法をつくる、そういうような判断をできるような知見はございません。（発言する者あり）

○木島委員 はい。このぐらいいしておきましょ。いや、本当にこれは大事なところですから。テロ特措法に基づく米軍等のアルカイダに対する武力攻撃に対する支援活動期間が十一月十九日で切れます。政府は、米国の要請を受けて、活動期間を延長する予定ということが、これまで新聞報道されています。御存じのとおりです。

しかし、アフガニスタンでは、二〇〇一年十月八日から始まった米英両軍の武力行使によって、タリバン政権は崩壊いたしました。昨年十二月二十日には暫定政権が発足をいたしました。本年六月には、ボン合意に基づいて、カルザイ暫定政権議長を大統領とする移行政権が発足しております。

我が国がテロ特措法に基づいて米国等の軍隊の活動に対して協力支援活動をする根拠は、現在なくなっているんじゃないかと思いますが、官房長官、どうでしょうか。

○福田国務大臣 現在、アフガニスタン国内におきまして、米軍等が東部の山岳地帯を中心に活動して、アルカイダやタリバンの残存勢力の追跡、掃討、それから施設の捜査による武器弾薬の押収、破壊、さらに、アルカイダやタリバンのメンバーの拘束、尋問による、今後起こるかもしれないテロを阻止するための情報収集などを実施しております。また、海上においては、アラビア海を中心に、アルカイダやタリバンの残党が海路を経て逃走するというのがございまして、国際テロの脅威がそのようなことで拡散するというものを防ぐ

ための活動も継続しております。こういうように、昨年九月十一日の米国におけるテロ攻撃によってもたらされている脅威の除去のための諸外国の活動は依然として継続を続けているという状況でありまして、我が国としましては、引き続きこのような国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与していくことが重要であると考慮しております。

○木島委員 事前に私が防衛庁から聞いた資料にも今官房長官が述べたようなことが記載されておるんです。「アルカイダの拡散と今後も続くテロとの闘い」。「辺境地域に潜伏。陸路または海路で、アフガニスタンから脱出、世界各地へ拡散し更なるテロの可能性」「アルカイダ主要幹部二十八人中、十二人のみ拘束または死亡を確認。タリバン主要幹部二十七人中、七人のみ拘束または死亡を確認」、こういうことがありまして、そしてその文書によりまして、今述べたような「アラビア海等において、アルカイダ／タリバンの残党の海路による逃走等を阻止するための活動を継続的に実施」と書かれております。

恐らく政府は、こうして海路による逃走等を阻止するための活動を米英などの艦船がやっております。これに燃料供給しているんだという論理なんではないでしょうか。それではお聞きいたします。

海路によるタリバンの残党の逃走等を阻止する活動によつて、その成果はどうだったんでしょうか。そういう活動によつて、タリバンの残党が何人見つかったんでしょうか。また、そういう活動をしている米国などの艦船の活動報告は国連安保理に対してされているんでしょうか。さらに、そういう活動をしている国々の活動報告が、結果も含めて、我が国政府に対してきちっと報告されているんでしょうか、明確なる答弁を願います。

○守屋政府参考人 今御質問の、海上における指導者捕提活動の具体的な成果、どんな方法でどれだけの対象者を挙げているかということについては、オペレーションの具体的な内容にかかわる事柄でございますから、米軍は当然公表いたしてお

りません。  
ただ、これまでの活動を通じて、カナダ海軍がアルカイダのメンバーと思われる人間を拘束した事案があるという報道が流れておりまして、これは承知いたしております。

○木島委員 日本はそういう活動をしているアメリカ等の軍艦に対して燃料を補給し、輸送してやっていると。何十億という金額でしょう。何の報告もされない、そんなばかなことはありますか、官房長官。国民の血税をこれだけつぎ込んでいるんですよ。

○石破国務大臣 ただいま防衛局長から答弁を申し上げましたとおり、これは、微に入り細にわたって、かくくしかじか、どこでどれだけの間を捕捉したというようなことを報告するということもむしろ通常に行われることだと私は思っております。そういうことは報告されないことがむしろ通例であるし、当然であるというふうに考えております。

そういうことが報告されないからといって、国民の血税をむだ遣いしたというようなことには相ならないと私は考えます。

○木島委員 私は、微に入り細をうがって聞こえなくておられます。基本の数字だけ聞こうとしておるんですよ。しかし、ああいう答弁ですね。

私は、なぜこの問題を指摘するかというと、テロ特措法を改正しない場合、テロ特措法は、アフガニスタンに対する、あれは昔タリバンが政権を握っていた、タリバンを支援する政権が樹立していた、そこでテロが養成され、その一部の人間が九・一一で実行犯になった、そういう理屈で武力攻撃に入ったわけでしょう、そして今残党がいるというんでしょう。

しかし、先ほど私が聞きましたね、じゃ、イラクに対する攻撃に米軍が入っていったときにどうなんだと。まともな答弁はありませんでしたが、私は、今のテロ特措法のまま米軍のイラクに対する武力攻撃が始まったときに、燃料を補給し続

けるということになりはせぬか。まともな検証もしていないわけでしょう、燃料の補給、給油を受けた米軍の艦船などが実際どういう行動をしているのか検証もしないまま、目を閉じられたような形で、ただやみくもに給油しているんじゃないかと思わざるを得ません。

私は、テロ特措法に基づき米国艦船等に対する燃料等の補給、輸送等の支援協力を自衛隊が行う法的根拠というのは、政府の立場に立っても、現在失われているんじゃないかと思えます。とりわけ、米軍等によるイラク攻撃に対して、現在のテロ特措法に基づいて燃料の補給、輸送などの協力支援をする法的根拠はないということをはっきり申し上げたいと思えます。

時間ですから終わりますが、テロ特措法が乱用されて、アメリカのイラク攻撃に対して自衛隊が燃料補給や輸送などを行えば、これは国際法も含んで二重三重の違法を重ねることになる、断じてそのようなことをしてはならないし、認めるわけにはいかなないということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 社会民主党の今川正美です。まず、石破防衛庁長官に、先般、委員会は違つたのですが、今月八日の安全保障委員会、ミサイル防衛計画に関して御質問をさせていただいたところなんです、途中、時間が足りませんでしたので、一、二、補足的に質問をさせていただきたいと思っております。

私は、この間の質問のときには、ミサイル防衛計画に関して、現在、日米の共同技術研究が行われています。このことに関しては、少なくとも技術的な困難性もさることながら、莫大な財政負担、あるいはこのアジア地域に、場合によって、実戦配備した場合には新たな緊張関係を生み出してしまいます。特に仮想敵国から飛来するミサイルを撃ち落とすというわけですから、いわば迎撃用のミサイルで網をつくる。そうすると、当然また相手国はその網をどう食い破るかという形で、八〇

年代、当時の米ソ間に見られたようなミサイル防衛をめぐる軍拡競争を招きかねない。そういう見地から、共同研究はもとより、ましてや開発段階などに踏み込むべきではないという趣旨で質問いたしました。

これは、我が国にとつては、今は共同研究ですけれども、開発、そして、これは十一月十日の長崎新聞の記事なんですけれども、米国は二〇〇八年に迎撃ミサイルの初期配備という記事がございます。この記事によりまして、米国の国防総省は、二〇〇八年の初期配備対象を米国のイージス艦と想定、海上自衛隊のイージス艦への搭載は日米間で統合運用システムや迎撃の指揮命令で調整が必要なため、同年以降を見込んでいるという記事がございます。

これは、いや応なく我が国の憲法が禁じるところの集団的自衛権の行使に踏み込まざるを得ない、そういう重要な要素をばらんでいると私は思っております。

今、日米間では、いわゆる海上配備型上層システム、NTWDというのがございますね。これは実は米国では、ネイビー・シアター・ワイド・ディフェンスという、海軍戦域防衛の頭文字をとっているというふうに聞いております。

これは、昨年七月の米国の議会の証言で、ケイ・ディッシュ弾道ミサイル防衛局長が次のように言っております。日米共同研究を地上配備の中間飛行段階での迎撃能力を補完する先端システム研究の一部となると位置づけて、日本の技術と費用分担への期待を述べておられます。つまり、中距離及び長距離ミサイルの脅威に対して、米本土及び同盟国を覆う包括的多層システムの一部分と位置づけていくわけですね。

そうなりますと、もし配備が実現すれば、在日米海軍のイージス艦のみならず、海上自衛隊が保有している四隻のイージス艦にNTWDが搭載されるわけでしょう。そうしますと、技術的な詳細な面はわかりませんが、その運用のためには、米国の衛星による敵ミサイルの発射検知システムが援

用される可能性が非常に高い、専門家もそのように指摘しております。

ですから、肝心なことは、日本の防衛とか周辺事態とは無関係に、米国との集団的自衛に日本が踏み込む危険性が極めて大きいシステムだ、私はそのように認識しておりますけれども、防衛庁長官の御認識を伺いたいと思えます。

○石破国務大臣 冒頭先生がおっしゃいました長崎新聞、これは多分共同通信の配信ではなからうかというふうに思っております。地方紙数紙にそういう掲載がございました。八年配備をアメリカが伝達したというような内容ではなかったかというふうに思っております。

この議論は、MSSC、十月二十三日に合衆国で行いました審議官級協議の場ですという話が出たというふうな報道であるようでございますが、米側から研究から開発への移行を早期に決断するよう要請があったという事実は私聞いておりませんし、出席者からもそのような報告を受けておりません。私は、その点につきましては、事実として相違があるのではないかとこのように考えております。

ミサイルディフェンスにつきましては、問題点は、まさしく今、今川委員が御指摘になったとおりだろうと思えます。そのことをどのようにこれから議論していくかということであって、現段階におきましては技術的な研究をやっておりますから、そのことが、例えばネイビー・シアター・ワイドでいった場合に、あるいはTHAADでいった場合にどうなのか。アメリカの場合には、これだけというふうに限ったわけではありませんで、陸上配備型、洋上配備型、あるいはブラスターフェーズ、ミッドコースあるいはファイナルコース、どの時点でどのようなもので落とすか、そして撃ち漏らしたものを最後まできちんと全部落とせるかというふうないろいろな研究を多岐にわたってやっておるわけ、技術的に可能かどうかというのが今の段階だと思えます。

それで、それを実際に開発に移行するかどうか

か。我が国におきましては、これは何度も答弁申し上げておられますと、安全保障会議の議を経て決めることとございますから、私がかく申し上げることでございませぬが、例えばお金はどれぐらにかかるといってお話は当然あるのだからと思ひます。

それに要するイージス艦が、じゃ、今ある四隻で足りるのか。いや、あるいは二隻でいいという説もあれば八隻という説もあるわけですね。専門書を読むと、どれが正しいのか、いろいろなお話がある。イージス艦一隻千三百億ぐらいするわけですから、これはもう大変なお金であります。幾らかかるのかという問題がございませぬ。

もう一つは、委員が冒頭にお触れになりました、もつと根源的な問題、それで軍拡は起こらないかということ。

ただ、いわゆる相互確証破壊の理論というものが、そういう不道徳的なことはやめよう、恐怖の均衡みたいなことはやめようということで、向こうが撃つたら撃ち返すというもともと恐怖の均衡から、新たな抑止理論としてBMDは出てきたものというふうな理解をいたしております。そして、いわゆるならず者国家でありますとかテロ集団でありますとか、そういう抑止がきかない場合に防御手段として何ができるかといえ、今考えられる限りにおいては、そういうようなミサイルディフェンスというものは有力な選択肢であろうということをお話しております。

それで、そうすると軍拡を招くことになるというお話ですが、そもそもそういうような意図を持つということ自体があつてはならないことではないか。要するに、千発一発に落としたいならばミサイルディフェンスだつて対抗できないだらうということが軍拡だつて対抗できないだらうと、そういうことが生じないようにするのが外交努力であつて、ミサイルディフェンスをやつたら軍拡が始まるというような論理必然の関係にあるとは私は思つておりませぬ。

集団的自衛権につきましては、特にプースト

第二類第六号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第二号 平成十四年十一月十一日

フェーズでミサイルディフェンスというものを撃ちました場合に、そのミサイルがどこへ飛んでいくのかわからないという状況においてどうなのかということだつてお話ししております。それは、委員御指摘のいわゆる早期警戒衛星、静止衛星がどのような能力を持つか、それをどの国が保有するかの。それは我が国は現状においては保有すること極めて困難かと思つておりますが、それがどういふ関係で伝達をされるか、指揮命令系統はどうなのかということが、憲法論との関係できちんと議論をされねばならないことであらうといふふうに思つております。

問題点の認識は先生と全く一緒でございますし、しかしながら、それが軍拡を招くかどうかということにつきましては、私は、繰り返しになつて恐縮でございますが、ミサイルディフェンスをやつたら軍拡になるといふものだと理解をしておらないところでございませぬ。

○今川委員 私が一番聞きかたつたのは、長官、今憲法上のこともちよつと触れられましたが、先ほどちよつと新聞記事を読み上げましたように、もう一度言つてみますと、これは日本政府がやなくて米国の国防総省が、日本のそういう政治的な事情も十分わかまえてからこそこういうことになるんで、海上自衛隊のイージス艦への搭載は、日米間で、今おっしゃつた統合運用システムとあわせて迎撃の指揮命令で調整が必要である。当然、憲法上のこと、集団的自衛権です。

私が申し上げたかたつたのは、これを開発し、そして実戦配備、少なくとも米国の計画によれば、かなり前倒しをして、二〇〇八年には初期配備、こうなつてきますと、いや応なく、日本政府の意思に関係なく、そういう集団的自衛権に踏み込まざるを得ないような統合運用システムの中に日本がすつぱり入つてしまふのではないかと、これを申し上げたんです。

ちよつと時間がございませぬので、次の問題に移りますが、もう一点、今非常に大事な日朝交渉

の途中でありますけれども、今回、北朝鮮が濃縮ウラン施設、いわゆる核開発の意図をはつきり持つていたということが明らかになりました。

このことに関して、実は、今米国のジョージア大学の教授をなさつていらっしゃるハン・S・パーク氏、彼は自分のことを南北の真ん中にあるコリア系米国人だとおっしゃつていらっしゃるんですが、一九九四年当時、核危機に際して、カーター元米大統領の北朝鮮訪問を仲介した人らしいんですね。彼が、この北朝鮮の核計画の問題に関して次のようにおっしゃつていらっしゃるんです。米国と関係国は北朝鮮が核計画を恒久に放棄したと考へていなかつたはずだ、北朝鮮は通常兵器の部品も油も欠き、核が唯一国を守る手だつたかと考へている、それにまだ朝鮮戦争の戦争中である、停戦協定を和平協定に切り替えない限り、核を含む兵器開発を放棄することはできないといふふうにコメントしておられます。

私も、最終的にはやはり、朝鮮半島にかかわる拉致事件あるいは核ミサイル問題、それから北東アジアの安全保障問題、まさに小泉総理のおっしゃるような、包括的に交渉の中で解決をしなければならぬと思ひます。

そうした場合に、少なくとも私の認識は、やはり、五三年から約五十年間停戦協定のまま続いてきている朝鮮戦争に最終的に終止符を打つ、そのためには、今、残念ながら、関係当事国である、朝鮮国連軍の名のもとに韓国に駐留をされている米軍は、プッシュ政権は、北朝鮮と話し合う意思を示していません。そうしますと、朝鮮国連軍の名のもとに入つていつているわけですから、国連が関与をした形で、北朝鮮及び米国、国連という形で朝鮮戦争に終止符が打てるような、そういうたぐひに、日本政府としても積極的に国連に対してでも働きかけていく。

そういうことで、平壤宣言に盛り込まれた、核問題、ミサイル問題も国際的な合意を遵守するだとか、あるいは拉致事件は再び起こさないだとか、あるいは不審船事案も今後は起こらないだとかと

たとえ約束をされても、それを十分担保するだけの国際的な枠組み、あるいは、そうした朝鮮半島にかかわる仕組みをしっかりとつておかないとだめなのではないかという思いがあるものですか、これは外務省の方にちよつとお答え願ひます。

○矢野副大臣 委員御指摘のとおり、ハン・S・パーク教授でありますか、北朝鮮の外務省に大変たいきずなを持つていらっしゃることも聞いておりますし、その主張たるや私も聞いております。しかしながら、北朝鮮の核開発についての考へ方、さまざまな見方があると思ひます。しからば、政府として、その一つ一つの意見についてコメントをすることは差し控へさせていただきますと思ひます。

いづれにせよ、北朝鮮による核開発問題は、国際的な平和と安定、核不拡散体制にかかわる問題であるとともに、我が国の安全保障にとつては大変重大な懸念であると考へておられて、今後とも、問題解決のために、米韓その他の関係国と連携しつ、北朝鮮側に強く働きかけていくつもりであります。

○今川委員 もちろん、今おっしゃつたことも必要なんです。私が一番聞きたいポイントは、約五十年間休戦状態のまま続いてきている朝鮮戦争を、これがいい機会だから、関係当事国なり国連に働きかけて朝鮮戦争にきちつとピリオドを打つ、そこでけじめをつけさせるといふことが必要なのではないですかということをお聞きしているんです。北朝鮮への働きかけは、もちろん当然必要なんです。その点、もう一度お答えください。

○矢野副大臣 確かに、御指摘の考へ方もあつておられるのでありますけれども、今回、日朝平壤宣言においては、拉致問題についてはその再発防止、また、核問題やミサイル問題についてはその解決の必要性が確認されているわけでありませぬ。ですから、これらの諸問題の原因が朝鮮半島における休戦状態、そのことがすべて原因だということには考へておりませぬ。

○今川委員 ちよつと、木で鼻をくくつたような答弁じゃ困るんですよ。私も、朝鮮戦争が休戦状態のまま続いていることがすべてで言っていないよ。しかし、そこが一番問題の核心じゃないのかということも言いたかったんです。

時間の関係で、次に移りたいと思います。まず、これは内閣官房の方にお聞きをしますけれども、先ほども他の委員からの質問がございましたが、インド洋、アラビア海方面に今自衛隊の艦船を派遣してありますが、この期限が今月の十九日で切れます。さらにこれを来年の五月十九日まで半年間延長したいという政府の計画があるようでありますけれども、派遣期間をこれ以上また半年間延長するというの具体的な根拠を簡潔にお答えください。

○福田国務大臣 先ほど、その派遣の必要性というものを、理由を申し上げたのでありますけれども、よろしいですね、繰り返す必要はありませんね。――じゃ、繰り返しましよ。

現在、アフガニスタン国内では、米軍等が東部の山岳地帯を中心にして、アルカイダとかタリバンの残存勢力の追跡、掃討を行っております。また、施設の捜査による武器弾薬の押収、破壊も行っております。それと、アルカイダやタリバンのメンバーの拘束、尋問による、さらなるテロを阻止するための情報収集、そういうものを実施いたしております。また、海上におきましては、アラビア海を中心に、アルカイダやタリバンの残党が海路を経て逃走し国際テロの脅威が拡散することを防ぐための活動を継続している、こういうようなことをごいまして、昨年九月十一日の米国テロ発生以来、脅威の除去のための諸外国の活動というものは依然として継続しておること、我が国としても引き続き、このような国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与していくことが重要であると考えております。

半年間というのは、前回も半年間ということをお願いしたけれども、半年たちますといういろいろな状況変化ということもあるかもしれぬというこ

とで、一つのめどとして半年間ということにしておるわけでございます。

○今川委員 今の説明では、これだけ莫大な国民の税金をつぎ込んで、なおかつ、ちょうどもう一年ですよ。あと半年少なくとも派遣期間を延長するというのに対して、国民が納得し得るような説明には少なくともなっていないと私は思います。

さらに、報道等によれば、この活動範囲をソマリア沖あたりまで拡大をするのであるとか、あるいは燃料等の提供対象を米英両国以外に拡大することを検討中であるとかということが報道されております。

私が思うに、今、イラクの大量破壊兵器査察問題が大変重要な局面を迎えていますけれども、一たん撤収しますと、直接アルカイダと関係があるかどうかという物証がないものですから、再度イラク攻撃が仮にあった場合に、非常にテロ対策特措法では派遣しづらいという法的問題もあって、今福田官房長官がおっしゃったような程度の理由でさらに延長しながらイラク情勢を視野に入れていっているのではないかと疑いを、私は持たざるを得ません。

政府にお聞きしますが、今申し上げた自衛隊の艦船の行動範囲の拡大の問題、あるいは支援対象国をふやすのかどうか、現時点でどのように検討されているのか、簡潔に御説明をください。

○福田国務大臣 まず最初に、こういうような活動をするために当然お金がかかる、そういうことについて国民の理解が得にくいとお話がありましたけれども、しかし、これは国際的な協力活動の一環なんですね。ほかの国も、それ相応の負担をしているわけでございます。我が国だけが負担していることではないということは、御理解いただけるものと思います。

それから、十一月二十日以降の自衛隊の活動や基本計画の変更内容につきましては、我が国として主体的にその必要性を判断していく、こういうことになりましても、現在調整中ございま

す。確たることを申し上げられる、そういう段階ではございません。

○今川委員 次に移りますが、これも先般の安全保障委員会の中でも質問があったようでありまして、今派遣されている自衛隊の修理に民間の技術者が、報道では十二人となっていました。政府の答弁では十七名でしたか、これは、テロ対策特措法上の根拠ではなくて、防衛庁設置法の第五条に基づいて派遣したんだというふうに答弁がありました。政府として要請した時期はいつなのかということが一つ。それと、対象企業の名前。報道では、石川島播磨重工とか具体的に書いてきていただけますか、そこを御答弁ください。

○大井政府参考人 答えいたします。御指摘のように、七月から十月にかけて、護衛艦の「あさかぜ」、補給艦「はまな」、護衛艦「いなづま」、それから護衛艦「ひえい」につきまして搭載装備品に故障が発生いたしました。乗員によつては修理が不可能、こういうことから、当該部位の修理技術を有する民間企業と契約を締結して、修理のための従業員が契約先企業から派遣されたということでございます。

防衛庁がこれらの自衛艦の修理のために民間企業と契約を締結し修理を依頼しましたのは、護衛艦「あさかぜ」につきましては七月八日。それから補給艦「はまな」につきましては二つございまして、七月十六日と八月九日。それから護衛艦「いなづま」につきましては八月十二日。それから護衛艦「ひえい」につきましては十月二十六日でございます。これまで五回にわたり五つの企業と契約をいたしまして、修理のための従業員につきましては計十六名が関係の会社から派遣されたということでございます。

○今川委員 次に、これも報道等によりまして、今回、政府は、この期間を延長するに当たって、米側からの要請もあるというふうに伝え聞いています。我が国のイージス艦であるとかP3Cを派遣するというのを見送ったという報道があり

ました。これは防衛庁にお聞きしたいんですけども、当然、今派遣されている護衛艦も米海軍との情報のデータリンクはできていますよ。イージス艦を派遣した場合に、集団的自衛権との絡みも含めて与党の中でもいろいろ御意見があるようでありまして、今現在アラビア海方面に派遣をされてい

る護衛艦と米海軍との情報の共有の中身、レベル、そして、イージス艦を仮に派遣した場合にどの程度の相違が出てくるのか、そこを御説明ください。

○石破国務大臣 先生御指摘のとおり、今どきの護衛艦でデータリンクを持っていないなどという船はごく一部でございます。ほとんどどの船がデータリンクを有しております。ですから、それは量的相違はありまして、データリンクが新しくなればなるほど能力的にはすぐれますが、量的相違ではあっても質的相違を来すものではございません。だから、イージス艦だから特にとどうのこうのという議論にはならないだろうと思っております。

他方、情報の共有と集団的自衛権の議論におきましては、野呂田防衛庁長官の答弁にございまして、例えて言いますと、何時何分の方向を撃つ、こういうふうには言えずと、これは確かに集団的自衛権に触れる。議論の中にもございましたように、一体化と評価を受ける場合もあるであろう。しかし、その情報が、例えばレーダーを、フェーズドアレーであるか普通のレーダーであるか、そのことに私は相違があると思っております。そこで収集したいいろいろな情報をリンクによつてつなぐということにおいて特に何らかの問題が生じるのであろうかといえ、私は、それは質的な差をもたらすものではないというふうに考えております。データリンクというものをイージス艦だけが有しておるわけではないことは、先生御指摘のとおりでございます。

○今川委員 今、自衛隊の艦船は、主な任務と

よね。今石破長官がおっしゃったとおり、例えば、イラクの問題はまだ予断を持たないというお話のようですから、ある国に対して、米軍が主力となつて武力攻撃を加える、そこに不可欠の情報を提供してしまつと、当然、日本みずからが直接武力行使をしなくとも、やはり集団的自衛権を行使するという領域に入りますよ。どうですか。

○石破国務大臣 これは、イラクの場合を前提に物を申し上げることはいたしません。それは先ほど来お話を申し上げるとおりでございます。

一般論として申し上げました場合に、では不可欠な情報とは何かということでございます。それが不可欠であるかどうかというところは、それは例えばばくるとリーダーを回す、あるいは電波を発射する、そのことによって得られたものをリンクで伝えるということが不可欠であるかどうかによって集団的自衛権に触れるかどうか、そういう問題ではないであらうというふうに思っています。

それが、わざわざ情報をとり、そしてまたそのことに何時何分の方向を撃つてというような価値判断を加えて情報を提供いたしました場合には、それは武力の行使そのものではなくても一体として評価をされる場合があるということでございますが、常態的に拾つております情報をリンクによって伝えた、そのことによって集団的自衛権になるという論理必然関係には立たないと思っております。

○今川委員 時間が来てしまいましたから、最後に一点だけ。

この間の石破長官の御答弁の中で、いわゆる米軍と自衛隊との間の作戦指揮統制と戦術指揮統制というところで、これは少なくとも我が国の自衛隊の概念の中にはないという趣旨のことをおっしゃったところが、前の国会だつたと思いますが、中谷前長官は、軍事上は米軍の指揮下に入るのが常識なんだけれども、我が国としては主体的に行動をしているんだという答弁になつておられるわけですね。答弁の趣旨が若干違ふんです。

そういう意味で、この一年間インド洋方面に自衛艦が派遣されて、いろいろな新聞報道を、断片的ですけれども、ずっとチェックして見ますと、やはり当時派遣された自衛隊の制服のトップあたりは、米軍との情報の共有化というのが非常に不便であるという報道があるものですから逆説的な聞き方をしているんですけれども、そういう意味で、集団的自衛権のことを十分頭に置きながら結構デリケートな判断をしているのかなという思いがあつたものですからお聞きをしているんです。情報の共有、提供ということも、もう一度。

○石破国務大臣 先生が今のお話の中でお触れになりましたように、本当に情報の共有ができて非常に非常にやりにくいということがあつて、そういう発言があるということは私は報道等々で承知をいたしております。

ただ、この間申し上げましたのは、そういうような概念が我が自衛隊にはない。つまりアメリカで、ちよつと言葉はごめんなさい、正確には覚えておりませんが、アメリカで言われておるようなそういう指揮命令系統に該当するようなものが私どもの自衛隊にはありませんということをおし上げたわけでありまして、今、中谷前長官のお話でございますが、今回はイギリス、フランス、ロシア、イタリア、オーストラリア、各国、軍を派遣しておりますが、連合軍のように一人の指揮官のもとに正式な形で各国が入っているかといへば、調整型で独自の支援を行っている、それは当然よく話し合ひをしますので調整がとれた行動であつて、今回の場合には一つの軍隊で行つていふことは言えないようなレベルではないか。実際に今インド洋で展開をされておるものは、厳密な指揮統制のもとにあるというよりも、こういうような調整型で行われておる、そういうような状況ではないかというふうに思つておりまして、それが日本の場合に、アメリカで言うようなところの指揮統制の概念がそのまま用いられるものではない。

この辺、ちよつともう一度整理をいたしまして、前長官の答弁との整合性をとつてまいりたいと思つております。十分なお答えになりませんが、申しわけございません。

○今川委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○鳩山委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

- 安全保護会議設置法の一部を改正する法律案  
安全保障会議設置法の一部を改正する法律案  
安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項第四号を次のように改める。
- 針
- 第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
- 五 内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態への対処に関する重要事項
- 第二条第一項に次の一号を加える。
- 七 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態(武力攻撃事態及び前号の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。)への対処に関する重要事項
- 第二条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項に改め、同項を同条第二項とする。
- 第三条中「第五条各号」を「第五条第一項各号」に改め、「議員の下に(同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。)」を加える。
- 第五条中第七号を削り、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 五 経済産業大臣
- 六 国土交通大臣
- 第五条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 総務大臣
- 第五条に次の二項を加える。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、同項に掲げる国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
- 3 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二項第一項第四号から第七号までに掲げる事項同項第六号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。第八号第二項において同じ。に關し、事態の分析及び評価については特に集中して審議する必要があると認める場合は、第一項第一号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行うことができる。ただし、その他の第一項又は第二項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加させることを妨げない。
- 第七条の見出しを「(関係者の出席)」に改め、同条中「関係の国務大臣」を削る。
- 第十一条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。
- (事態対処専門委員会)
- 第八条 会議に、事態対処専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- 4 委員長は、内閣官房長官をもつて充てる。
- 5 委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員の内閣官房長官が

うちから、内閣総理大臣が任命する。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由

武力攻撃事態等への対処における安全保障会議の役割を明確にし、かつ、強化するため、内閣総理大臣の諮問事項を改めるとともに、議員の構成を見直し、常置の議員以外の国務大臣を議員として臨時に会議に参加させることができるようにすること等により、会議の機動的な運営を図ることとするほか、会議の審議及び意見具申に資するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する事態対処専門委員会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)  
第二章 武力攻撃事態への対処のための手続等(第九条―第二十条)  
第三章 武力攻撃事態への対処に関する法制の整備(第二十一条―第二十三条)  
第四章 補則(第二十四条)  
附則  
第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の

安全の確保に資することを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
- 二 武力攻撃事態 武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合を含む)が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
  - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項に規定する機関
  - ロ 内閣府設置法第三十七條及び第五十四條並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六條第一項並びに国家行政組織法第八條に規定する機関
  - ハ 内閣府設置法第三十九條及び第五十五條並びに宮内庁法第十六條第二項並びに国家行政組織法第八條の二に規定する機関
  - ニ 内閣府設置法第四十條及び第五十六條並びに国家行政組織法第八條の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三條及び第五十七條(宮内庁法第十八條第一項において準用する場合を含む)並びに宮内庁法第十七條第一項並びに国家行政組織法第九條の地方支分部局をいう)その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の

公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

- 六 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。
  - イ 武力攻撃事態を終結させるために実施する次に掲げる措置
    - (1) 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動
    - (2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という)に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置
    - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置
    - ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために実施する次に掲げる措置
      - (1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置
      - (2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

た事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。

- 3 武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。この場合において、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。
- 4 武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。
- 5 武力攻撃事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

(指定公共機関の責務)

第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

(国と地方公共団体との役割分担)

第七条 武力攻撃事態への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することとの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

第二章 武力攻撃事態への対処のための手続等

第九条 政府は、武力攻撃事態に至ったときは、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針(以下「対処基本方針」という。)を定めるものとする。

二 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態の認定

二 武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針

三 対処措置に関する重要事項

3 対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 防衛庁長官が自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書に関する防衛大臣が行う承認

二 防衛庁長官が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛

招集命令に関して同項又は同条第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認

三 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

四 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。)の求めを行う場合にあってはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあってはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。

一 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づく国会の承認の求め

二 自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が命ずる防衛出動

5 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、直ちに、対処基本方針(第四項第一号に規定する国会の承認の求めに関する部分を除く。)につき、国会の承認を求めなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の閣議の決定があったときは、直ちに、対処基本方針を公示してその周知を図らなければならない。

8 内閣総理大臣は、第六項の規定に基づく対処基本方針の承認があったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

9 第四項第一号に規定する防衛出動を命ずること

とについての承認の求めに係る国会の承認が得られたときは、対処基本方針を変更して、これに当該承認に係る防衛出動を命ずる旨を記載するものとする。

10 第六項の規定に基づく対処基本方針の承認の求めに対し、不承認の議決があったときは、当該議決に係る対処措置は、速やかに、終了されなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第四項第二号に規定する防衛出動を命じた自衛隊については、直ちに撤収を命じなければならない。

11 内閣総理大臣は、対処措置を実施するに当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

12 第五項から第八項まで及び第十項の規定は、対処基本方針の変更について準用する。ただし、第九項の規定に基づく変更及び対処措置を構成する措置の終了を内容とする変更については、第六項、第八項及び第十項の規定は、この限りでない。

13 内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

14 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、速やかに、対処基本方針が廃止された旨及び対処基本方針に定める対処措置の結果を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に武力攻撃事態対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、対策本部を置いたときは、当該対策本部の名称並びに設置の場所及び期間

を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、武力攻撃事態対策本部長(以下「対策本部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充て

2 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 対策本部に、武力攻撃事態対策副本部長(以下「対策副本部長」という。)、武力攻撃事態対策本部員(以下「対策本部員」という。)その他の職員を置く。

4 対策副本部長は、国務大臣をもって充て

5 対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 対策本部員は、対策本部長及び対策副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官又は法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。)がその職務を代行することができる。

7 対策副本部長及び対策本部員以外の対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(国務大臣を除く。)その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(対策本部の所掌事務)

第十二条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、法令の規定によ

りその権限に属する事務  
(指定行政機関の長の権限の委任)

第十三条 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員若しくは若しくは第二条第三号に掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。次項において同じ。)は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(対策本部長の権限)

第十四条 対策本部長は、対処措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、対処基本方針に基づき、指定行政機関の長及び関係する指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、関係する地方公共団体の長その他の執行機関並びに関係する指定公共機関に対し、指定行政機関、関係する地方公共団体及び関係する指定公共機関が実施する対処措置に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、当該地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関(次条及び第十六条において「地方公共団体の長等」という。)は、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施する対処措置に関して対策本部長が行う総合調整に関し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

(内閣総理大臣の権限)

第十五条 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、

前条第一項の総合調整に基づく所要の対処措置が実施されないときは、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合において、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等を通じて、自ら又は当該対処措置に係る事務を所掌する大臣を指揮し、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施すべき当該対処措置を実施し、又は実施させることができる。

一 前項の指示に基づく所要の対処措置が実施されないとき。

二 国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

(損失に関する財政上の措置)

第十六条 政府は、第十四条第一項又は前条第一項の規定により、対処措置の実施に関し、関係する地方公共団体の長等に対する総合調整又は指示が行われた場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施により当該地方公共団体又は指定公共機関が損失を受けたときは、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十七条 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(国際連合安全保障理事会への報告)

第十八条 政府は、国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第二項の規定に従つて、武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置について、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。

(対策本部の廃止)

第十九条 対策本部は、対処基本方針が廃止され

たときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、対策本部が廃止されたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(主任の大臣)

第二十条 対策本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

第三章 武力攻撃事態への対処に関する法制の整備

(事態対処法制の整備に関する基本方針)

第二十一条 政府は、第三条の基本理念にのっとり、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制(以下「事態対処法制」という。)の整備について、次条に定める措置を講ずるものとする。

2 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確な実施が確保されたものでなければならない。

3 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

5 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、武力攻撃事態への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要が協力をしたことに併せて講ずるものとする。

6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。

(事態対処法制の整備)

第二十二条 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする。

一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及

ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置

イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

ニ 輸送及び通信に関する措置

ホ 国民の生活の安定に関する措置

ヘ 被害の復旧に関する措置

二 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態を終結させるための措置(次号に掲げるものを除く。)

イ 捕虜の取扱いに関する措置

ロ 電波の利用その他通信に関する措置

ハ 船舶及び航空機の航行に関する措置

三 アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置

(事態対処法制の計画的整備)

第二十三条 政府は、事態対処法制の整備を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 前項の事態対処法制の整備は、その緊要性にかんがみ、この法律の施行の日から二年以内を目標として実施するものとする。

第四章 補則

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、我が国の平和と独立並びに国民及び国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



理由

我が国に対する外部からの武力攻撃、武力攻撃のおそれのある場合を含む。が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態への対処に關して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第一百八条―第二百二十三条)」を「第九章 罰則(第一百八条―第二百二十六条)」に改める。

第七十六条第一項中「我が国」を「我が国」に改め、国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ。)を得てを削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第九号)第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

第七十六条第二項を削り、同条第三項中「前項の場合において不承認の議決があつたとき、又はを削り、同項を同条第二項とする。

第七十七条の次に次の一条を加える。  
(防衛施設構築の措置)  
第七十七条の二 長官は、事態が緊迫し、第七

第二類第六号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第二号 平成十四年十一月十一日

十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防衛のための施設(以下「防衛施設」という。)を構築する措置を命ずることができ、  
第八十六条中「第七十六条第一項の下に」、  
第七十七条の二を加える。  
第九十二条の二を第九十二条の四とし、第九十二条の次に次の二条を加える。

(防衛出動時の緊急通行)  
第九十二条の二 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、通行に支障がある場所を回避するため必要があるときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地若しくは水面を通行することができる。この場合において、当該通行のために損害を受けた者から損失の補償の要求があるときは、政令で定めるところにより、その損失を補償するものとする。

第九十二条の三 第七十七条の二の規定による措置の職務に従事する自衛官は、展開予定地域内において当該職務に従事する隊員の生命又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的の必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。  
第九十二条の四 第七十七条の二を「第七十七条の二」に改め、

「前項の規定の例により」を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」という。)が自衛隊の任務遂行の妨げとなること認められるときは、都道府県知事(第一項ただし書の場合にあつては、同項ただし書の長官又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。)は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。  
第九十二条の五 第七十七条の二を「第七十七条の二」に改め、

「前項の規定の例により」を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」という。)が自衛隊の任務遂行の妨げとなること認められるときは、都道府県知事(第一項ただし書の場合にあつては、同項ただし書の長官又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。)は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。  
第九十二条の六 第七十七条の二を「第七十七条の二」に改め、

「前項の規定の例により」を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」という。)が自衛隊の任務遂行の妨げとなること認められるときは、都道府県知事(第一項ただし書の場合にあつては、同項ただし書の長官又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。)は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。  
第九十二条の七 第七十七条の二を「第七十七条の二」に改め、

「前項の規定の例により」を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」という。)が自衛隊の任務遂行の妨げとなること認められるときは、都道府県知事(第一項ただし書の場合にあつては、同項ただし書の長官又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。)は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。  
第九十二条の八 第七十七条の二を「第七十七条の二」に改め、

8 前項の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 公用令書の交付を受ける者の氏名(法人にあつては、名称及び住所)  
二 当該処分根拠となつたこの法律の規定三次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める事項  
イ 施設管理 管理する施設の所在する場所及び管理する期間  
ロ 土地又は家屋の使用 使用する土地又は家屋の所在する場所及び使用する期間  
ハ 物資の使用 使用する物資の種類、数量、所在する場所及び使用する期間  
ニ 取扱物資の保管命令 保管すべき物資の種類、数量、保管すべき場所及び期間  
ホ 物資の取用 取用する物資の種類、数量、所在する場所及び取用する期日  
ヘ 業務従事命令 従事すべき業務、場所及び期間  
ト 立木等の移転又は処分 移転し、又は処分する立木等の種類、数量及び所在する場所  
チ 家屋の形状の変更 家屋の所在する場所及び変更の内容  
四 当該処分を行う理由

9 前二項に定めるもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。  
10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除く。)が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。  
11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。  
12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者そのため死亡

10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除く。)が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。  
11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。  
12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者そのため死亡

10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除く。)が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。  
11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。  
12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者そのため死亡

10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除く。)が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。  
11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。  
12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者そのため死亡

し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

13 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、取扱物資の保管を命じ、又は物資を取用するため必要があるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は取扱物資を保管させる場所に立ち入り、当該施設、土地、家屋又は物資の状況を検査させることができる。

14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができる。

15 前二項の規定により立入検査をする場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定により家屋を使用する場合において、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。

19 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。  
第百三条の次に次の一条を加える。  
(展開予定地域内の土地の使用等)

第百三条の二 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、長官又は政令で定める者の要請に基づき、土地を使用することができる。

2 前項の規定により土地を使用する場合において、立木等が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

3 前条第七項から第十項まで及び第七十七項から第十九項までの規定は前二項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合において、同条第六項、第十三項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規定により土地を使用する場合について準用する。この場合において、前条第六項中「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊」とあるのは、「第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該土地が前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける地域に含まれることとなつたときは、前三項の規定により都道府県知事がした処分、手続その他の行為は、前条の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行った同

法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十項後段の規定による撤収(以下第百十五條の十七までにおいて単に「撤収」という。)を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 長官は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の部隊が第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合における麻薬及び向精神薬取締法の規定の適用については、前項後段に規定するもののほか、当該部隊が撤収を命ぜられるまでの間は、当該部隊の医師又は歯科医師は、麻薬施用者とみなす。

第百十六條を第百十五條の三とし、同條の次に次の十八條を加える。  
(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)  
第百十五條の四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第四条及び第五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の隊員が死亡した場合におけるその死体の埋葬及び火葬については、適用しない。

(医療法の適用除外等)  
第百十五條の五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の規定により出動待機命令を受けた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設については、適用しない。

2 前項の医療を行うための施設は、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十四条第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十三条第二項、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)第二十六条第二項、歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第二条第三項ただし書及び第八八条ただし書、採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第六十号)第四条第一項ただし書、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第五項ただし書、第二十六条第三項、第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書、薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第二十二条ただし書並びに救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等とみなす。

(漁港漁場整備法の特例)  
第百十五條の六 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三十九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法第三十九条第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意

見を述べることができる。

(建築基準法の特例)

第百十五條の七 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う破損した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第八十五條第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「その建築工事を完了した後三月をこえて」とあるのは、「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六條第二項若しくは武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第 号)第九條第十項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七條の二の規定による命令が解除された後においても」と、「特定行政庁の許可」とあるのは、「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに特定行政庁に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

(港湾法の特例)

第百十五條の八 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七條第一項又は第五十六條第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七條第三項(同法第五十六條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七條第三項中「とあるのは、港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」とする。

2 前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置

第一類第六号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第二号 平成十四年十一月十一日

として行う防衛施設の構築その他の行為であつて港湾法第三十八條の二第一項の規定により届出を要するものをしようとする場合における同条第九項の規定の適用については、同項中「同項の規定による届出の例により」とあり、及び「第四項の規定による届出の例により」とあるのは、「あらかじめ」とする。

3 前二項の規定により読み替えられた港湾法第三十七條第三項又は第三十八條の二第九項の通知を受けた港湾管理者又は都道府県知事は、港湾の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

4 港湾法第四十條第一項の規定は、第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(土地収用法の適用除外)

第百十五條の九 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十八條の三第一項(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(森林法の特例)

第百十五條の十 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十條の八第一項の規定により届出を要する立木の伐採に対する同項の規定の適用については、同項中「伐採するにあつては、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ」とあるのは「伐採したときは」と、「森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採後、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐

採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とする。

2 森林法第三十一條の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて森林法第三十四條第一項又は第二項の規定により許可を要するものをしようとするときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ都道府県知事にその旨を通知することをもつて足りる。

4 前項の通知を受けた都道府県知事は、保安林の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(道路法の特例)

第百十五條の十一 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するため応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四條の規定にかかわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。

2 前項前段に規定する自衛隊の部隊等が行う道路の占用に対する道路法第三十五條の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同条中「道路管理者に協議し、その同意を得れば」とあるのは、「同条第一項又は第三項の許可の権限を有する者にあらかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知すれば」とする。

3 道路法第九十一條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

4 前項に規定する自衛隊の部隊等が行う道路予定区域の占用に対する道路法第九十一條第二項において準用する同法第三十五條の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十一條第二項において準用する同法第三十五條中「道路管理者に協議し、その同意を得れば」とあるのは、「第九十一條第二項において準用する第三十二條第一項又は第三項の許可の権限を有する者にあらかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知すれば」とする。

5 第二項の規定により読み替えられた道路法第三十五條又は前項の規定により読み替えられた同法第九十一條第二項において準用する同法第三十五條の通知を受けた者は、道路の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(土地区画整理法の適用除外)

第百十五條の十二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第七十六條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市公園法の特例)

第百十五條の十三 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定地の占用に対する都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第九條(同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九条中「第七号各号に掲げる工作物」とあるのは「工作物」と、「公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「あらかじめ公園管理者に占用の目的、占用の期間、占用の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること」とする。この場合において、同法第十一条（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項の規定により読み替えられた都市公園法第九条の通知を受けた公園管理者は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることが出来る。

3 都市公園法第十八条の規定に基づく条例の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第七号第一項、第八号第一項、第三十七号の四又は第三十七号の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十條第二項（同法第三十七号の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第十條第二項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた海岸法第十條第二項の通知を受けた海岸管理者は、海岸の保全上必要があると認めるときは、当該

通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることが出来る。  
（自然公園法の特例）  
第百十五條の十五 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第十七條第三項、第十八條第三項、第十八條の二第三項又は第二十條第一項の規定により許可又は届出を要するものをしてしようとする場合における同法第四十條の規定の適用については、同條第一項中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とし、同條第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは「あらかじめ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた自然公園法第四十條第一項又は第三項の通知を受けた環境大臣又は都道府県知事は、自然公園の保護上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることが出来る。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が自然公園法第四十二條第一項の規定に基づく条例の規定により許可又は届出を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

（道路交通法の特例）  
第百十五條の十六 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七條第一項の規定により許可を要するものに対する同項の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同項中「の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄

にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない」とあるのは、「あらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない」とあるのは、「この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通法第七十七條第一項の通知を受けた警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることが出来る。

3 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七條の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、道路交通法第九十二條の二第一項から第三項まで及び第百一條第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることが出来る。

（河川法の特例）  
第百十五條の十七 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三條から第二十五條まで、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第五十五條第一項、第五十七條第一項、第五十八條の四第一項又は第五十八條の六第一項の規定により許可を要する行為（同法第二十七條第四項に規定する一定の河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土を除く。）をしようとする場合における同法第九十五條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の

規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五條中「国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた河川法第九十五條の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることが出来る。  
（首都圏近郊緑地保全法の適用除外）  
第百十五條の十八 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一十号）第八條第一項及び第三項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外）  
第百十五條の十九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第九條第一項及び第三項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（都市計画法の適用除外）  
第百十五條の二十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二條第一項、第五十二條の二第一項、同法第五十七條の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三條第一項及び第六十五條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられ

る。

た自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

2 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市緑地保全法の特例)

第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第五十一条の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた都市緑地保全法第五十一条第八項の通知を受けた都道府県知事は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

第七十六条の二を第七十六条とし、第七十六条の三第二項中「とのえる」を「調える」に改め、同条を第七十六条の二とする。

第七十六条の四中「及び第二項並びに」を「から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項まで、第三十三条の二」に、「第三十三条第三項において準用する災害救助法第二十三条の二第二項及び第三項、第二十三条の三、第二十四条第五項並びに第二十九条」を「第一百五十五条の十第四項の規定により処理することとされているものうち民有林に係るものにあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。」に改め、同条を第七十六条の三とする。

第二類第六号

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第二号 平成十四年十一月十一日

本則に次の三条を加える。

第二百二十四条 第三十三条第十三項(第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二百二十五条 第三十三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二条 防衛庁の職員に給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下「出動」を「第十二条第二項において「出動」に改める。

第十五条を次のように改める。

(防衛出動手当)  
第十五条 自衛隊法第七十六条第一項の規定による出動(以下「防衛出動」という)を命ぜられた職員(政令で定めるものを除く。)には、この条の定めるところにより、防衛出動手当を支給する。

2 防衛出動手当の種類は、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当とする。

3 防衛出動基本手当は、防衛出動時における勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。

4 防衛出動特別勤務手当は、防衛出動時における戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給するものとする。

5 防衛出動基本手当が支給される職員には、第十四条第一項の規定にかかわらず、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、夜動手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、支給しない。

6 第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の九第一項第三号の規定の適用については、防衛出動を命ぜられた日の前日において同号の規定に該当していた職員で、前項の規定の適用がないとしたならば同日後も引き続き単身赴任手当の支給要件を具備することとなるものは、防衛出動手当を支給されている間、同号の規定に該当するものとみなす。

7 前各項に定めるもののほか、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額その他防衛出動手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第二項中「単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当」を「単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当」に、「宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」を「宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当」に、「航空手当」を「特殊勤務手当、特勤勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当」に、「営外手当」を「及び営外手当」に改め、「特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当」を削る。

第三十条を削り、第三十条の二を第三十条とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中自衛隊法本則に三条を加える改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日  
二 附則第三項の規定 自然公園法の一部を改

正する法律(平成十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第四項の規定 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(地方自治法の一部改正)  
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の項中「及び第二項並びに」を「から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項まで、第三十三条の二」に、「第三十三条第三項において準用する災害救助法第二十三条の二第二項及び第三項、第二十三条の三、第二十四条第五項並びに第二十九条」を「第一百五十五条の十第四項」に、「事務」を「事務(第一百五十五条の十第四項の規定により処理することとされているものうち民有林に係るものにあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)」に改める。

(自然公園法の一部改正)  
3 自然公園法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則中第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(自衛隊法の一部改正)  
第六条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条の十五第一項中「第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第三項又は第二十条第一項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項又は第二十六条第一項」に、「第四十条」を「第十五条第三項」に、「第四十一条」を「第十五条第一項」を「同法第十五条第三項第一号中「第五十六条

第一項後段の規定による協議」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第一百十五條の十五第一項の規定により読み替えられた第五十六條第一項後段の規定による通知」と、同法第五十六條第一項に改め、同条第二項中「第四十條第一項又は第三項」を「第五十六條第一項又は第三項」に改め、同条第三項中「第四十二條第一項」を「第六十條第一項」に改める。

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)  
4 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「及び第二十四條」を、「第二十條(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第一百十五條の五第二項の改正規定中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第六十号)第四條第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第十三條第一項ただし書」に改める部分に限る。)及び第二十五條」に改める。

附則中第二十四條を第二十五條とし、第二十二條から第二十三條までを一条ずつ繰り下げ、第十九條の次に次の一条を加える。

(自衛隊法の一部改正)  
第二十條 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百十五條の五第二項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第六十号)第四條第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第十三條第一項ただし書」に、「薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第一条第五項ただし書」を「薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第一条第十一項ただし書」に改める。

理由

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得るよう、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等の手続が新設されることに伴い、防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、併せて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関する特別な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成十四年十一月十五日印刷

平成十四年十一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D